

ノ方法ニ依リ得ル場合モ尙ホ之ヲ行フコトヲ得ヘシ
 平時ノ封鎖トハ廣義ニ解スルトキハ兵力ヲ以テ一國ノ外部ノ交通ヲ遮断スルノ行爲ナリト云フヘシ軍隊ヲ以テ陸路ヲ封鎖スルモノト港灣ヲ封鎖スルモノトノ二アリ現時ハ海上封鎖ノミ多ク行ハル封鎖ノ効力ハ佛國主義ハ封鎖ヲ破リシ第三國ノ船舶ヲ沒收シ而シテ封鎖セラレタル國ノ船舶ハ其封鎖中船舶ヲ抑留セリ英國主義ハ封鎖ヲ破リシ船舶ヲ沒取セスシテ唯抑留スルノミト(寺尾氏)
 平時封鎖ノ不正ナリトスル理由ニ曰ク
 一、理論ニ適セス
 二、中立國ノ義務ナキ第三國ノ商業ヲ害ス
 三、濫用ノ虞アリ
 四、戰爭開始ノ結果ヲ來スヲ以テナリト寺尾氏ハ此說ヲ贊スルモノ、如シ

第三編 戰時法論

一 國家相互ノ間ニ於テ紛議ヲ生シタル場合ニ於テハ到底最終ノ手段トシテハ兵力ニ訴フル

ノ外ナシ戰爭ハ國際團體ノ平和上ヨリ之ヲ見レハ實ニ忌ムヘキモノナリト雖モ國際國家間ニハ唯一ノ主權者ナキヲ以テ紛議ヲ結着スルニハ戰爭行爲ヲ是認セサルヘカラスアル數ノ免レサル所ナリ而シテ戰爭ノ理由トスル所ハ多々アルヘシト雖モ未タ一定ノ規則アルニ非ラス國家ハ各自ノ自由ノ見解ヲ以テ戰爭ノ理由トナシ兵力ヲ動カスヲ得ヘシ戰爭ハ國際國家間ニ利害ノ關係ヲ及ボスコト實ニ非常ナルヲ以テ斯法ハ戰爭ニ付テノ法規ヲ嚴密ニ認ム戰爭ハ交戰國間ノ平和交通ヲ杜絶シ交戰國家ハ戰時國際公法ニ準據シテ戰爭ヲ爲ササルヘカラス是レ現行ノ主義ナリト雖トモ其往古ニ在テハ最モ殘忍酷薄ノ主義行ハレ苟モ一タヒ敵國ト兵ヲ交ユルニ當テハ敵兵ヲ殘害シ財物ヲ毀滅シ而シテ老幼男女又ハ交戰者ト否トヲ問ハス皆之ヲ殺戮セリ中世ニ至テハ少シク寛大ノ主義ヲ執リ戰爭ハ國家間ノ關係ニシテ個人ハ之ヲ交戰者ト看做サス漫リニ之ヲ殺戮スルカ如キコトナク戰使ノ不可侵ノ如キ此時代ノ承認スル所トナレリ近世ニ至テハ冒頭ノ如ク大ニ戰爭ニ關スル法規行ヲ整頓スルニ至レリ今本編各項ニ之ヲ論ス

(參照) 戰時法ノ必要ナル理由

一 戰爭ハ害惡ニシテ而シテ亦避クヘカラス然ルニ戰爭ノ方面ヨリセハ如何ナ

ル殘酷ナル手段モ其目的ノ爲ニハ遂行セサルヘカラス而シテ人類博愛ノ方面ヨリセハ及フ限リ害悪ヲ減セシメサルヘカラス故ニ調和ノ必要アリ從テ戰時法設定ノ必要アルナリ

二、局外中立者ノ爲ニ必要ナリ船舶ノ臨檢及戰時禁制品ノ沒收等ニ付權利ヲ保護スル爲メニ法律ノ必要アルナリ

三、戰爭ノ目的ハ主張スル權利ヲ承認セシムルニ在リ故ニ交戦國ハ對手國ノ權利ヲ或程度マテ尊重セサルヘカラス而シテ其程度ハ戰時法ニ依ラサルベカラス(寺尾氏)

第一章 戰爭ノ定義性質及開戰當時ニ關スル要項

戰爭トハ國家相互間又ハ國家ト交戦主体トノ間ニ於ケル兵力ニ依ル爭ヲ云フ

(參照) 一、戰爭トハ國家或ハ交戦主体トノ間ニ公然兵力ヲ交ユルヲ云フ(ローレンス氏)

二、戰爭トハ國ト國ト又ハ國ト政治社會トカ自己ノ權利ヲ保持センカ爲メニ公力ヲ以テ相爭フモノヲ云フ(三崎氏)

三、戰爭トハ一個ノ國家權力カ他ノ國家權カト對抗スル爲メノ武裝的自助ヲ云フ(ブルンチユリー氏)

四、戰爭トハ一國カ自己ノ目的ヲ貫徹センガ爲メニ他國ニ對シテ強行

第一節 戰爭ノ定義及性質

第一節

戰爭ノ定義及性質

ノ力ヲ應用スルヲ云フ(ヘフテル氏)

五、戰爭トハ武器ノ力ヲ以テ行フ所ノ國家ノ爭鬪ナリ(リビエル氏)

六、戰爭トハ一國カ他國ニ對シテ平和手段ヲ以テ達スヘカラサルコトヲ

強行ニヨリ遂行セントスル腕力ノ使用ヲ云フ(レビー氏)

七、中村氏ハ戰爭ノ定義ヲ論シ尙左ノ事項ヲ附論ス

戰爭トハ國際公法主体ノ強行力ノ爭ヲ總稱スト

一、戰爭ハ獨立國家間ノ兵力對抗ノミヲ云フニアラス何トナレハ未タ獨立國ニ非ラサル交戦主体ノ行爲ヲモ戰爭ト認ムヘケレハナリ

二、自助ハ戰爭ノ要素ニ非ラス何トナレハ自助トハ自己防衛ノ義ナリ自己防衛ニアラスシテ他國攻撃モ亦戰爭行爲ナリ即自己防衛ノ意思ナクシテ戰ヲ爲スコト多クアレバナリ

三、戰爭ハ原因ノ正邪ヲ問ハス蓋シ其正邪ハ之ヲ決スルノ判斷方法ナケレバナリ

四、戰爭ニハ豫メ平和手段ヲ用キシコトアルト否トヲ問ハサルナリ

五、戰爭ハ權利ノ爭ノミニ限ラス蓋シ利益ノ爭モアレハナリ

六、戰爭ハ意思ノ衝突ヲ要素ト爲サス意思ノ衝突ナシト雖トモ戰爭ヲ始ムルコトアレハナリ

(項要ルス關ニ時當戰開及質性義定)

八 戦争トハ國家ト國家トノ間ニ於テ意思ノ衝突ヲ決定スル爲メニ實カヲ以テスル争鬭ナリ(有賀氏)戦争ハ戰因ノ如何ヲ問フモノニアラズ其戰因ノ正否ヲ判定スルノ國家ナケレハナリト

戦争ハ獨立意思ナキ附屬國ノ如キハ交戦ノ權利(戰權)ナシ何トナレハ戦争ハ獨立ノ意思ニヨリテ起ルモノナレハナリ

九 寺尾氏ハ戦争ノ正當條件ヲ論シテ左ノ如ク説ケリ

- 一 他國ヨリ受ケタル重大ナル不正行爲ノ恢復ナラサルヘカラス即チ權利ノ侵害ヲ受ケタルトキニ限ル
- 二 戦争ハ權利ノ恢復ノ爲メニ必要止ムヲ得サル場合ナルコトヲ要ス
- 三 戦争ノ目的トシタル權利ノ恢復ノ見込アル場合又ハ恢復ヲ得タルトキハ中止スヘシト

然レトモ余輩ハ恕フ同氏ノ所説ハ理論トシテハ可ナルモ實際現今ノ狀勢ニ適用シ難キヲ如何セン又今日承認セラレタル戦争ノ原則ハ左ノ如シ

- 一 戦争トハ國ト國トノ間ニ行ハル
- 二 戦争ハ國家間ノ兵力ノ争ナリ關係ナキ個人ニ及ハス
- 三 戦争ハ敵國ノ兵力ノ減少又ハ全滅ヲ目的ス

第二節
開戦當時
ニ關スル
要項

A 宣 戰

一 宣戰トハ戦争ヲ宣言スルノ義ニシテ抑モ開戦ヲ爲スニ當テハ宣戰ヲ爲サハルヘカラサルヤ否ヤニ付テハ古來積極説盛ニ行ハレ十六世紀迄ハ敵國ニ使者ヲ送り開戦ヲ通告スルノ慣行ナリキ次テ一七百年以後ハ宣戰書ヲ敵國ニ送レリ後前世紀ノ中葉ヨリ開戦ノ旨ヲ領内ニ布告シ且布告文ノ謄本ヲ中立國ニ送ルノ慣行ナルモ現今一般ノ主義ハ宣戰ヲ開戦ノ要件トナサス其宣戰ヲ爲スト否トハ各國ノ自由ナリ宣戰ノ要否ニ付キ此ノ如ク主義學説ノ行ハレタルハ開戦ノ時期ハ何レノ時ナルヤチ明確ナラシムルノ必要アリタルカ故ノミ今ヤ戦争行爲ノ發生期ハ宣戰ノ日ニ非ラスシテ實際敵對行爲アリタル時ヲ以テス(三崎中村有賀ローレンス氏等同一ノ論ナリ)

(實例)宣戰ヲナシタル場合ハ一千八百五十四年クリミア戦争ノ際英國カ露國ニ對シテ宣戰シ千八百七十年普佛戦争ハ宣戰狀ヲ送レリ又千八百七十七年露土戦争ノ際露國カ宣戰ヲナセルカ如シ

一千八百六十六年ノ埃土戦争ニハ互ニ宣戦セリ
宣戦ヲ爲ササリシ場合ハ一千八百十二年英米戦争一千八
百七十八年ノ清佛戦争ノ如キ之レナリ

戦争ハ交戦國相互間百般ノ關係ニ影響シ平和交通ノ關係ハ茲ニ絶
止ス然レモ現今ノ主義ハ戦争ハ國家ノ争ニシテ個人間ノ争ニアラ
ストシ人民相互ノ關係ニ付テハ國家間ノ如ク嚴酷ナラス然レモ交
戦國相互人民間ノ契約ノ如キハ無効トナサザルモ其實行ヲ停止ス
ル如キハ亦免レサル所ナリ

B 開戦直
接ノ效
果

- 一、敵國ノ軍隊ハ交戦者ト見做ス
- 二、條約ノ効力ヲ消滅シ又ハ停止ス

A 戦争アルモ依然トシテ効力ヲ有スル條約

海上捕獲ニ關スル條約ノ如キ國境又ハ王位繼承ニ
スル條約(永久的ノモノ)擔保條約保護條約ノ如キ連
續的義務アルヘキ性質ノ條約及土地割讓ニ關スル條

約ノ如キハ假令交戦國間ニ締結セルモノナリト雖モ
尙有效ナリ之レ交戦國及第三國ハ依然遵奉スヘキ性
質ノ條約ナレハナリ但シ左ノ條約ト雖モ戦争ノ原因
トナリタルトキハ此限ニアラサルナリ

B 戦争ニ依リ効力ヲ停止スル條約

交戦國臣民間ノ交通又ハ司法ニ關スル條約ノ如キ戰
争ノ爲メ履行シ能ハサルモノ(但シ戦争ノ原因トナ
ラサルヲ要シ又一方ガ廢棄ノ旨ヲ通知スルトキハ消
滅ス)ノ如キハ原則トシテ其効力ヲ停止ス

(例示)通商航海條約罪人引渡條約郵便電信條約ノ
如シ而シテ擔保條約モ遵行ト戦争ト並行シ
能ハサルトキハ効力ヲ停止ス

C 戦争ニヨリ効力消滅ノ條約

修交條約ノ如キ政治關係ヲ有スル條約及同盟條約ノ類

ハ廢棄セラレ又戰爭ノ原因トナレル條約ハ其效力ヲ失フ

交戰國相互間ニ締結セル條約ニシテ永久ノ性質ヲ有セサルモノハ廢止セラル然ラサレハ少クモ停止ヲ免レス同盟條約通商條約郵便電信條約ノ如キ之レナリ

(參照)

有賀氏ハ之ヲ國事條約行政條約交戰條約ニ

三分シ第一即チ修好條約同盟條約ノ如キハ

開戦ト同時ニ消滅ス第二ハ通商條約傳染病

豫防條約等ニシテ大体ニ於テハ有効ナリ但

シ開戦ノ原因トナレルモノハ消滅シ履行シ

難キモノハ中止ス第二ニハ司法ニ關スル條

約ヲモ包含セシム第三悉ク有効ナリ(理由第

一ハ國家ト敵タル國家ニ對スル合意ニ基ク

モノナレハナリ第二一個人ニ對スルモノニ

關ハレハナリ第三ハ交戰ノ時コソ要用ナル

爲メニ結ヘルモノナレバナリト

三、交戰相互國家間ノ平和關係ヲ絶止ス

苟モ兩國戰爭ノ上ニ相見ユル以上ハ平和ノ交際全ク杜絶スルハ固ヨリ論ナシ敵國ハ即チ敵ナリ故ニ戰爭行爲ニ必要利益ナル事ハ國家ハ如何ナル事ヲモ行ヒ得ヘシ

四、交戰國間ノ人民相互ノ關係

人民ノ關係ハ國家間ノ如ク嚴格ナラス敵國ノ人民ト雖モ領内ニ在ルモノハ一般ニ寛大ニ取扱ヒ場合ニ依リテハ一定ノ期限内ニ立退ヲ命スルコトヲ得ヘシ私人ノ通商ハ國家ノ通商ニ非ラス故ニ通商禁止ノ公示ナクンハ依然通商ヲ爲スヲ妨ケス而シテ人民互ノ取引ハ自由ニ之ヲ爲シ得ヘシ然レトモ國家ハ國家ノ安危利益及戰爭ニ付テ制限ヲ必要トスルトキハ之ヲ爲シ得ルヤ當然ナリ臣民間ノ私法上ノ權利關係ハ禁止制限又ハ訴權ヲ喪失セシメ得ルモ戰爭前ニ爲セル取引關係ハ無効ニ歸スルモノニアラス只訴訟又ハ取引ヲ一時停止セシムルノミ

國家ハ交戰國他方ノ人民ノ自國ニ滞在スルニハ一定ノ條件ヲ以テ之ヲ許可スルコト現今ノ慣例ナリ

第二章 敵人及交戰手段ニ關スル戰時法

古代ニ在テハ敵國ノ人民ハ皆敵人ナリト之ヲ酷遇セルモ現今ハ大ニ然ラズ即チ同シク敵國ノ臣民ナリト雖モ皆之ヲ敵ト看做スコトナシ（ホール氏等ハ敵國ノ臣民ハ皆チ敵人ト云フ說ヲ執ル）何トナレハ近世ノ主義ハ戰爭ハ國家ト國家ノ關係ト見ガル故ナリ又敵國ト雖トモ交戰者ト否トニヨリ國際公法ノ取扱ヲ異ニス

- A 交戰國ノ軍人及敵國商船ノ乗組人ハ之ヲ敵トスルハ爭ナキ所ナリ
- B 局外中立國ニ在住セサル敵國人民ニシテ本國ノ爲メニ盡力スルモノ
- C 戰爭中敵國ニ在住スル自國臣民ニシテ敵國ヲ助力スルモノ
- D 敵國人ニアラサルモ敵國內ニ商店ヲ有シ又ハ敵國ノ戰爭力ヲ幫助スルモノ
- E 交戰國在住ノ局外國人民ニシテ直接間接ニ交戰國ノ戰爭力ヲ助力スルモノ
- F 交戰國一方ノ占領地ニ住スル人民（此ハ占領軍ノ支配ヲ受ケ租稅等ヲ納メ間接ニ交戰國一方ノ戰爭力ヲ助力スル關係ニ於テ）

第一節
交戰者ト
見做スヘ
キ者

(註) 右ハ同シク交戰者トシテ取扱ハル、モノナルモ若シ夫レ普通人民ニシテ戰爭ニ關係セサルトキハ交戰國他方ヨリ漫リニ身体生命財産ヲ損害セラル、コトナキヲ斯法規行ノ主義トス

(參照) ローレンス三崎氏等ハ敵タルヤ否ハ其人民ノ國籍及住居ノ如何ニヨリテ決スヘシト云ヒ藤田氏ノ如キハ國籍ノ如キハ戰敵タルヤ否ヤノ直接ノ標準ト見ルヨリハ却テ其人民カ直
接又ハ間接ニ敵國ヲ幫助セシヤ否ヲ以テ決スヘク中立國民
ニシテ戰敵タルヤ否ヤハ住所ノアルコト、其目的トヲ以テ
決定スヘシト云ヘリ余輩ハ後說ヲ穩當ナリト信ス

(注意) 敵人ト雖トモ戰士即チ交戰者ト他ノ者トハ大ニ戰時法ノ關係ヲ異ニスルヲ忘ルヘカラス左ニ順次之ヲ説クヘシ

交戰者トハ交戰事務ニ直接ニ從事スル者ヲ指ス陸海軍人ノ如キ之レナリ其交戰者ト否トノ差異ハ交戰者ハ軍人タル資格ヲ以テ取扱ハレ敵軍ヲ殺戮シ又ハ捕虜トスルノ權利義務アリ軍人ハ敵ヲ害スルモ名譽ヲ遇セラル、モ普通ノ者ハ之ニ反シ軍人トシテ扱ハレサルハ固ヨリ論スルヲ俟タス其敵ニ害ヲ加フルアルニ當テヤ之ヲ犯罪トシ取扱ハレ刑罰ニ處セル、モノ

トス

第二節
戦士即ち
交戦者ニ
關スル疑
問

(参照) 交戦者ト非交戦者ト法律的關係ノ差異
交戦者ハ戰時國際公法ニヨリ權利ヲ得義勢ヲ負フモ非交戦
者ハ敵ニ害ヲ加フルニ當テヤ權利ノ爲メニスト認メラレサ
ルヲ以テ戰時法ニヨラス罪人トシテ處罰セラル交戦者ノ處
罰ハ名譽ナルモ非交戦者ハ不名譽ノ處罰タリ(有賀氏)
正則交戦者不正則交戦者ト區別シ正則交戦者ハ正則ノ軍隊
ニ屬スルモノタルヘク敢テ義勇兵ト義務ニヨリ服役スル兵
士トヲ問ハス又傭兵タルト否トヲ問ハス常備兵ト臨時募集
ノ兵士トヲ問ハサルナリ

(交戦者ニ關スル疑問)

一、義勇兵

那翁第一世ノ世ニ當リ義勇兵ハ果シテ交戦者ナルヤ否ヤ議論紛紛タ
リシモ今日ニ在リテハ一定ノ責任ヲ有スル將校ノ下ニアリテ公然兵
器ヲ携ヘ戰爭法規ニ從テ行動スル者ハ國家カ直接ニ命シタルニアラ
サルモ交戦者ト認ム

二、土民軍

敵ノ占領地ニ住居スル臣民ハ縱令蜂起暴動ヲ爲スト雖トモ斯法ハ之
ヲ交戦者ト認メサルナ原則トス但シ軍規ヲ守ルトキハ交戦者トスル
説有力ナリ或ハ曰ク國家危急ノ秋ニ際シ愛國奉公ノ熱誠ニヨリテ起
ルモノナレハ之ヲ交戦者ト認メスシテ犯罪者ト爲スハ酷ニシテ且ツ
之ヲ交戦者ト見スンハ弱國ノ不利益ニ云フヘカラストシ交戦者トス
ルノ議甚タ盛ナリ現ニフルツセル宣言ノ如シト雖凡之ヲ交戦者ト看
做ストキハ不法實ニ多シ故ニ一千八百七十年獨佛戰爭ハ愈宣言ノ欠
點ヲ發見シ現今大ニ之カ異論ヲ喚起セリト

三、私艦

私艦トハ軍艦ニアラスシテ敵國ノ艦船ヲ捕獲シ私戰ヲ試ミルモノニ
シテ所謂義勇艦隊ニ類似ス其交戦者タルヤ否ヤハ國家ノ管轄權ノ
有無ニヨリテ定マル國家カ之ヲ管轄内ニ置クトキハ之ヲ交戦者ト認
ム而シテ私艦ハ一千八百五十六年巴里宣言ニヨリテ之ヲ否認ス

(参照) 一千八百七十年普佛戰爭ノ際獨國ハ私船ヲ以テ拿捕ノ用ニ供シ水夫ハ悉ク海軍ノ規則ニ從ハシメ士官ニハ軍服ヲ着セシメ臨時ノ辭令ヲ發セリ但シ費用ハ船舶ノ自費タルヘク特別ノ場合ニアラスンハ海軍ニ從屬セサルモノトセリ佛國ハ大ニ反對シテ巴里宣言違反ノ行爲ナリト論難セルモ英國ノ主義ニヨレハ獨逸ノ行爲ハ巴里宣言違反ニアラスト主張セリ之ヲ學者ノ所論ニ參スルニ曰ク私艦ノ廢止ハ私利ヲ營ムラ廢センカ爲メナリ今獨逸ノ爲セル所爲ハ抑モ私利ヲ營ムモノニアラスンテ何リヤ故ニ曰ク獨逸ハ巴里宣言ニ違反シテ斯法上不法ノ行爲ヲナシタルモノナリト(フルンチユリー氏ホール氏等)(附記商船ハ交戦ノ資格ナシ)

四、野蠻人ヲ以テ偏制シタル軍隊

野蠻人ハ無智無謀ノ人類ナルヲ以テ到底斯法ノ交戦者ヲ以テ律スル能ハサルモノナリトハ古來傳唱セラレタル學說ナルモ然レトモ之ヲ嚴重ニ取締リ且ツ訓練教誨シ文明國人之ヲ指揮スルニ於テハ交戦者ト承認スルコトヲ得ヘシ(三崎氏)

五、間諜

間諜トハ軍事上ノ秘密偵察ヲナス者ヲ云フ間諜ハ交戦者ニアラサルナリ

(参照) プルツセル宣言ハ本節最モ參考トスルニ足ル即チ左ノ如シ交戦者ト見做スヘキモノ

- 一 規則立チタル陸海軍隊軍事ニ限リ勤務ニ服スル兵士團結ノ上ニ責任者アルトキ遠方ヨリ識別シ得ヘキ徽章ヲ有シ公然兵器ヲ携ヘ戰時法ニ從テ行動スル土民軍義勇兵及蜂起隊ノ如キ敵軍ノ襲撃ニ當リ一定ノ徽章ヲ付スルノ暇ナキモ戰時法ニ從ヒ行動スルモノ
 - 二 備兵ト雖トモ戰士ト見做ス但外國人ニシテ交戦國ノ戰爭ニ關係スルモノ
- 本節ハ戰士ナルヤ否ヤノ標準ヲ示スモノナリ此問題ハ不規則戰爭ノ場合ニ發生ス不規則戰士ノ戰闘者ト認ムルヤ否ヤハ其官ノ公許アルヤ否ヤヲ以テ定メタリシモ後露國ノ提議ニヨリテ官許アルト否トヲ問ハス苟モ責任アル統帥者アルトキハ之ヲ戰闘者ト看做スニ一定セリ責任統帥トハ其團體ヲ以テ間接ニ國家ヲ代表スルモノト看做スニアリ且附加スルニ違クヨリ識別シ得ルニ足ル表章及公然ノ兵器携帶ヲ

條件トスルノ議現今ニ於テ大ニ勢力アルニ至レリ即チブル
ツセル宣言之レナリ(有賀氏參照)

第三節
戰士即チ
交戦者ニ
アラサル
者

- 一、軍吏
- 二、醫師、看護者、監督員
- 三、僧侶
- 四、通信員
- 五、電信郵便取扱者
- 六、糧食方運送方請負師嚮導者

以上ハ之ヲ交戦者ト見サルチ原則トス故ニ其身体生命ヲ害セラル、コ
トナシ又相當ノ保護ヲ受ク但シ戰争行爲ニ助力スルトキハ捕ヘラレ處
刑セラル有賀氏曰ク此ハ殺傷スヘカラス我ニ不利ナル間拘留スルチ得
ヘント

戰ニ従事スル者ニ付テハ古代ハアラユル暴行ヲ加フルチ是認セルモ現時ハ敵
ノ戰鬥力ヲ滅殺スルノ程度ヲ超ユヘカラストシ大ニ寛大ノ主義ヲ執ルニ至レ

第四節
戰鬥者ニ
對スル取
扱法規

- 一、降服スルモノハ殺戮スルチ得ス
- 二、交戦者ハ之ヲ捕虜ト爲スコトヲ得ヘシ
- 三、敵城ヲ守備防禦スルモノト雖モ之ニ對シテ殘忍酷薄ノ手段ヲ執ルチ禁
ス但シ必要不得止場合ハ此限りニアラス即チ捕虜數多ニシテ却テ捕虜
者ノ地位安全ナラサルカ如キ場合ハ之ヲ殺戮スルチ得ルカ如シ

負傷者及病者ハ相當ノ救助ヲ加ヘ醫藥ヲ與ヘ治療ヲ爲シ自國人ト全一ノ取扱
ヲナシ決シテ敵人トシテ取扱ナサ、ルモノトス故ニ或ハ殺害シ或ハ暴行ヲ
加フルガ如キ行爲ハ之ヲ禁ス此法則ハ一千八百六十四年ゼーブ條約(即赤
十字條約)ニヨリテ大ニ完成セラル而シテ看護人及其附屬物品ノ如キハ之ヲ
局外中立ト見做シ又負傷者又ハ疾病者ヲ乘スル船舶ハ捕獲ヲ免ル但シ戰時禁
制品ヲ割載セサルコトヲ要ス死者ニ對シテハ埋葬ノ義務アルモノトス屍体ニ
對シ暴逆ノ所爲アルヘカラス

有志看護者ニ對シテハ中立者トシテ保護スヘキヤ曰ク時ニ間諜等ノ事ナキ能

第五節
敵ノ負傷
者又ハ疾
病者死者
ニ關スル
取扱法規

ハス故ニ鞏固ナル編制ヲ成シ軍隊ノ權下ニ服シ政府ノ公認ヲ經タルモノニ限
ルヲ可トス而シテ中立トハ不加害ノ義ナリ敵軍ノ指揮監督ノ下ニ立タサルヘ
カラスト(有賀氏)

戰鬪ニ從事スル者ハ交戰國他方ハ之ヲ捕虜ト爲シ得ヘシ而シテ往古ハ捕虜ハ
直ニ殺戮シ得ヘキモノトセルモ現今ハ即チ然ラス

第一款 交戰國一方ノ人民カ交戰國他方ノ軍隊ノ權力ノ下ニアルヲ云
捕虜ノ意
義

第六節

捕虜ニ關
スル法規

第二款 捕虜ノ性
質
捕虜ハ國家ノ捕虜ニシテ私人ノ捕虜ニ非ラズ捕虜ハ安全ノ爲メニ
スルモノニシテ責罰ノ爲メニスルニアラズ故ニ捕獲國ハ捕虜ノ生
命榮譽及其他ノ權利能力ヲ剝奪スルコトヲ得ズ捕虜ハ捕獲國ノ法
規ニ從フノ義務アリ又一定ノ境界ヲ超ユヘカラサルノ義務ヲ有ス
ルモノナリ

- 一、交戰者
- 二、商船乗組ノ水夫

第三款
捕虜トナ
スヘキ者

三、電信事務ニ從事スル者又ハ輕氣球ニテ運行スル者及工事受負
人ノ如キ者

四、敵國ノ君主皇族顯官及外交官ノ如キ

五、軍陣ノ警吏、案内者、主計及用達人ノ如キ及軍使ノ如キ

以上列擧ノ者ハ交戰國地方ハ必要機宜之ヲ捕虜トナスヲ得
ヘシ

(參照) 一醫師及僧侶ハ之ヲ捕虜ト爲シ得ルヤ否ヤ

曰ク學者大ニ意思ノ分ル、所現行公法ニ於テ
ハ其可否未タ一定セサルモ三崎氏ハ積極論ヲ
執リ藤田氏モ亦肯定說ヲ主張セリ

二新聞記者ヲ捕虜ト爲シ得ルヤ否ヤ

曰ク反抗敵對ノ行爲アルトキニ限り之ヲ捕虜
ト爲シ得ヘシ

捕虜ハ捕獲國ノ安全ノ爲メニスルモノナルヲ以テ其安全ノ必要以
外ニ於テハ捕虜ヲ酷遇シ得サルモノトシ捕虜取扱ハ人倫ニ戾ラサ
ルヲ要ス捕虜ニシテ一定ノ盟約ニヨリ或自由ヲ得ルコトアルモ盟

約ニ違背スヘカラス若シ違背シタルトキハ捕虜タルノ資格消滅シ特別ノ取扱ヲ受クルヲ得ス捕獲國ハ之ニ對シテ其自由ヲ剝奪シ之ヲ處罰スルヲ得ヘシ而シテ捕虜ニシテ若シ兵卒ナルトキハ相當ノ職業ニ就カシメ得ルモ捕獲國ノ軍事ニ使役スルヲ得ス但シ現在戰爭ト直接ノ關係ナキトキハ之ヲ使役スルコトヲ得ヘシ即チ戰場ヨリ遠隔ノ地ニ城砦ヲ築ク爲メニ之ヲ使役スルコトヲ得ヘシ

第四款
捕虜取扱

將校モ亦相當ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得ヘシ即チ官衙ノ事務又ハ兵卒監督ノ如キ之レナリ捕獲國ハ捕虜ニ對シテハ其意ニ反シテ本國軍事上ノ關係事項ヲ陳述セシムルノ權利ナシ捕虜ニシテ若シ敵對ノ所爲アルカ又ハ叛逆ヲ企ツルトキハ捕虜タルノ資格消滅シ其特權茲ニ絶止シ捕獲國ハ之ヲ處罰シ得ルノミナラズ或ハ死刑ニ處スルヲ得ヘシ

若シ逃亡ヲ企ツルトキハ其際之ヲ殺戮スルヲ得ルモニタヒ捕ニ就キタルトキハ再度逃亡ヲ防グ爲メ相當ノ處置ヲ爲スノ外之ヲ處罰スルヲ得ズ但シ取締規則ニ違反シタルトキハ相當ノ處罰ヲ加フベシ

軍虜捕獲國ハ捕虜費用ハ一切之ヲ負担セサルヘカラス但シ必要費用ニ限ル其營養品費用ノ如キハ捕虜自ラ之ヲ支拂ハサルヲ得ズ捕虜送還ノ場合ハ送還國ハ十分ノ保護ヲ爲ササルヘカラスナルナリ而シテ捕虜ノ財産ハ返付ス

或ハ日ク單獨逃脫ヲ企ツルトキハ罰ニ處スルヲ得ルモ然レトモ刑罰ニ處スルヲ得ス其逃亡ハ刑罰ヲ逃レントスルニアラスシテ國家及一個人ノ爲メナレハナリ然レトモ其謀逃脫又ハ共犯暴動ノ場合ハ之ヲ軍刑法ニ照シ處斷ス多ク銃殺ナリ既ニ逃走ヲ遂ケ後捕ヘラルトモ前犯ノ處罰ヲ受ケサルモノトス(有賀氏參照)

(參照) 軍虜ハ如何ナル場合ニ之ヲ殺戮スルノ權利アリヤ
曰ク捕虜ハ之ヲ殺戮セサルヲ原則トスルモ然レトモ一般ノ法律及軍法ニ於テ死刑ニ相當スルトキハ之ヲ殺スコトヲ得ヘシ

逃走セントスルヲ呼留ムルモ從ハサル者ハ銃殺スルヲ得又外部ノ必要ニ迫レルトキ即チ俘虜ノ人數多ク守兵少ナクシテ甚タ危険ナルトキ又ハ到底俘虜ヲ養フノ力ナキトキ(戰場ニテ糧食欠乏セルカ如キ場合)ハ之ヲ殺スヲ得ヘシ而シテ報仇ノ爲メ殺戮スルハ必要止ムヲ得サル場合ニ限リ之ヲ行フコトヲ得ヘシ(中村氏藤田氏參照)又抗敵又ハ反報手段トシテ殺シ得(有賀氏)

一、宣誓ノ上解放スル場合

宣誓トハ一定ノ條件ニ違反セザルコトヲ誓約スルノ義ナリ而シテ解放ハ其誓約ニヨリテ捕虜タルノ資格ヲ解除シ放還スルモノナリ

捕虜ハ必スシモ宣誓ノ義務ナシ捕虜ハ司令官ノ許可ナクンハ宣誓ヲ爲スノ義務ナシ一旦宣誓シタル以上ハ之ニ違反スルノ行爲アルヘカラス捕虜ニシテ解放セラレタル以上ハ既ニ自由ノ身トナルヲ以テ戰爭ニ現ニ直接ノ關係ナキ事項ハ之ヲ爲シ得ヘシ現ニトハ現在戰場ニ臨ムカ如キヲ云フ而シ

第五款
捕虜解止

テ一旦解放セラレタル者ニシテ宣誓ニ背キ戰爭行爲ニ直接ニ關係シタルトキハ再ヒ捕ヘラレタルトキハ死刑ニ處セラレヘシ其宣誓有效ノ期限ハ其戰爭終結迄ニアリトス

(註) 軍虜一旦放還セラレ本國ニ歸來スルモ本國之ヲ拒絕スルトキハ再ヒ敵國ニ赴クヘシトノ(藤田氏三崎氏說)アルモ法理トシテハ可ナルモ實際ハ人情ニ遠シト云フヘシ

二、贖金ヲ得テ解放スル場合

現今ハ大ニ廢シタリ蓋シ金錢ヲ以テ人ト交換スルハ到底非理タルヲ免レス但シ斯法ハ全ク之ヲ廢止シタルニアラス

三、交換

交換トハ交戰國双方カ互ニ其捕虜ヲ取換ユルヲ云フ交換ノ方法ハ交換條約ニヨリテ之ヲ決スルヲ普通トス而シテ士官ハ士官ト交換シ兵卒ハ兵卒ト交換スルコト現今ノ慣例ナルモ必スシモ此方法ニ則ルヲ用サス交換ハ多ク戰爭ノ繼續中

ニ行フ而シテ損徳相償ハサルトキハ金錢又ハ物品ヲ以テ之償フ

(參照) 捕虜資格解除ノ事ハ逃走歸化死亡ニヨリテ成リ又ハ媾和條約ニヨリテ決定スト(中村氏)

交換ヲ確保スル爲メノ保證トシテ人質ヲ爲スコトアリ人質ハ逃亡スルモ之ヲ殺スコトヲ得ス(三崎氏) 藤田氏但シ一般軍虜ヨリ嚴重ニ取扱フト 有賀氏曰ク右ノ外逃脫歸化死亡和議ハ亦捕虜解止ノ原因ナリト

宣誓ニヨル義務ト本國ノ命令スル所ト衝突スルモ尙捕虜タリシ者ハ宣誓ヲ重ンスルノ義務アリト少シク酷ナルカ如キモ趨勢ハ之ニ則ル

偵察トハ公ケニ敵ノ勢力形狀等戰爭ニ必要ナル事項ヲ探知シ之ヲ所屬ノ軍隊ニ報告スルヲ云フ

(註) 公トハ公然正々堂々ト云フノ義ニアラス彼ノ形裝ヲ變スル

カ如キコトヲ爲ササルノ義ナリ

(參照) 有賀氏ハ偵察ノ意義ヲ説明シテ曰ク偵察トハ職闘

第一款 偵察者

第七節 偵察及間諜

第二款 間諜

者ニシテ敵狀探窺ノ目的ヲ以テ敵軍ノ占守地内ニ入ル者ヲ云フト

制服ヲ着スルノ偵察者捕ヘラレタルトキハ捕虜トシテノ待遇ヲ受ク

偵察者ハ捕虜トセラレ又ハ殺戮セラル、コトアリ

間諜トハ秘密ニ偵察ヲナスモノヲ云フ間諜ヲ援助シタルモノハ亦間諜ト見做サル(寺尾氏曰ク間諜トハ詐術ヲ以テ交戦者ノ一方ノ事情ヲ陰密ニ探偵シテ一方ニ知ラシムル者ナリ)

(參照) アルツセル宣言ニヨレハ間諜トハ秘密且ツ不正ニ口實ヲ設ケ敵軍ノ或場所ニ至リ敵狀ヲ自國ニ知ラシメ又ハ知ラシメントスルモノヲ云フト

間諜捕ヘラレタルトキハ其既遂未遂ヲ問ハス酷刑ニ處セラレ殺殺又ハ銃殺セラル間諜ノ處分ハ刑罰ニアラス間諜タルヤ否ヤヲ決スルハ裁判ヲ開キ十分ノ答辨ヲ許シ然ル後之ヲ決スルヲ現行ノ原則トス

(參照) 間諜ノ處罰ハ刑罰ニ非ラサル理由

- 一、恣思ノ善惡ヲ問ハサルナリ
- 二、目的ヲ達セルト否トヲ問ハス
- 三、過去ノ間諜ヲ處分セサルナリ

(實例)米國獨立戰爭ノ際英國軍ヨリ「アンドレー」(軍人)ナル者ヲ大將「アルノルド」ノ許ニ使セル途中其平服ヲ着セルヲ以テ遂ニ米軍ノ爲メニ捕ヘラレ間諜トシテ處罰ヲ受ケタリ「アルノルド」ハ内應者ナリ

(參照) 一、或ハ曰ク間諜既ニ目的ヲ達シ本隊又ハ本國ニ歸リタルトキハ最早間諜トシテ刑罰ヲ加フルヲ得ス何トナレハ縱令捕ヘラル、トモ既ニ間諜ノ目的ヲ達シ居ルヲ以テ刑罰ノ目的存セサレバナリト「ブルンチユリー」氏「ヘフテル」氏

二、間諜ニ對スル各國主義

英佛ノ主義ハ間諜ヲ賤視シ之ヲ酷遇ス(米國ノ「ハレツク」氏佛國ノ「モラン」氏)

獨逸主義ハ之ニ反シ大ニ寛大ナリ

(參照) 間諜ニ似テ非ナルモノアリ密使之レナリ密使ハ敵

狀ヲ探知シ以テ其軍隊ニ報告スルノ目的アルニアラス故ニ間諜ト異ナル唯密使ハ軍人又ハ軍人ヨリノ指令ニ出テ偽裝スト雖トモ其目的ハ通信ニ存ス故ニ「ブツセル」宣言ノ如キモ之ヲ間諜ト認メス然ラハ密使ノ處分ハ如何ニスヘキヤ曰ク「敵說アリ或ハ之ヲ殺スヘシ(刑罰ニ非ス)ト云ヒ或ハ俘虜トスヘシト論シ或ハ偵察同様ニ處スヘシト說キ所論未ダ一定セス(有賀氏參照)

風船運動者ハ何ヲ以テ處分スヘキヤ未ダ所論一定セス事實ノ審判ヲ要ス間諜ノ目的ナルトキハ間諜ヲ以テ論シ單ニ脱離ノ目的タラハ之ヲ捕フルカ又ハ軍律ニ問フヘシト云フ(ロイテル)氏說最モ余輩ノ贊同スル所ナリ

抑軍使トハ交戰國一方ヨリ他方ニ軍事上ノ談合ヲ遂グル爲メ軍隊ノ意ヲ傳フルノ職務ヲ以テ敵營ニ赴クナ云フ

軍使ハ不可侵權ヲ有ス軍使ハ之ヲ表明スル爲メ白旗ヲ掲グルヲ要ス白旗ハ即チ停戰旗ナリ而シテ軍使ノ不可侵權トハ敵軍ヨリ相當ノ保護ヲ受ケ故意ニ發

第八節
軍使

砲セラレ又ハ決シテ捕虜トセラレ或ハ殺戮セラル、コトナキテ意味ス軍使現
 ハル、トキハ戰ヲ停ムヘシ但シ戰今ヤ酣ニシテ勝敗此一舉ニ決スルカ如キ切
 迫ノ場合ハ交戰國他方ハ決シテ停戰ノ義務ナキモノトス蓋シ成敗此一瞬ニ決
 スル唯一ノ最好時機ニシテ軍使ノ爲メニ戰利ヲ誤ラル、ヲ恐ルレハナリ
 軍使ニシテ交戰國他方ノ利益ヲ害セント企ツルトキハ此不可侵權ヲ消滅ス蓋
 シ軍使カ不可侵權ノ範圍ヲ超越シ不法ノ所爲ヲ行ヘハナリ
 軍使ヲ受クルト否トハ軍隊ノ權利ナリ蓋シ軍使ヲ利用シテ對手ノ不利益ヲ企
 圖スルコトアレハナリ而シテ軍使ニ向テ敵討行爲ヲ爲スハ軍隊拒絶ノ暗黙ノ
 意思表示ナリ軍使一旦受付セラレタルトキハ歸營スル迄ハ安全ニ保護ヲ受ク
 ルノ權利アリ軍使ハ敵軍ニ入ラントスルニ當テハ敵營ノ許諾ヲ受クルヲ要ス
 軍使敵營ニ入ルニ當テハ敵軍ハ軍使ノ眼目ヲ縛ス軍使ハ番兵ノ嚮導ニ從ヒ其
 他一切ノ指揮ニ從フ既ニ其任務ヲ終ヘ出營スルトキモ亦然リ
 國家互ニ干戈ヲ交ユルニ當テヤ交戰國他方ノ人民ニシテ交戰國一方ニ在留ス
 ルモノハ如何ニ取扱ハルヤ曰ク現今ノ慣例ハ之ヲ虐遇セス一定ノ期間ヲ定メ

第九節
交戰國一
方ニ在ル
交戰國他
方ノ人民

テ立退カシムルカ又ハ或條件ヲ附シテ在留セシム然レトモ未ダ確定ノ條規ト
 ナリタルニアラス而シテ在留ヲ許サレタル人民ハ他ノ外國人ト全等ニ取扱ハ
 ル然レトモ敵國ト貿易スルガ如キハ之ヲ許サレサルナリ又立退ヲ命ゼラレタ
 ル場合ニ漫リニ期限ヲ經過スルトキハ交戰國他方ヨリノ制限ニ服セサルヘカ
 ラサルナリ又必要ナル場合ハ放逐スルヲ得ヘシ然レトモ條約ニ反對ノ明記ア
 リシトキハ此限ニアラス
 國家ハ開戰ノ曉交戰國他方即敵國ニ在ル臣民ヲ召喚スルヲ得ヘシ何トナレハ
 國家ハ戰爭ノ利益ノ爲メニ何事ヲモ爲シ得ルハ一般ノ定論ナリ然レトモ他方
 ハ之ヲ拒ムヲ得ルヤ曰ク有力ナル學說ニハ國家ハ戰爭ノ利益ノ爲メニ此權利
 アリ然レトモ召還國カ歸國ノ上戰爭行爲ニ從事セシメサルヲ誓ヘルトキハ此
 ノ限リニアラスト

(參照) 交戰國在留ノ敵國人民ハ交戰開始セラレ、トキハ其人民所屬ノ國家
 ヨリ(即交戰國中)立國ニ保護ヲ依頼スルヲ通例トス
 敵國カ自國在留ノ人民ヲ召還スルニ當テハ他方ハ之ニ對シ戰爭上必
 要ナルトキハ拒否スルノ權アルモ現行ノ慣例ハ之ヲ拘留スルノ利益

アル者ヲ除テハ之ヲ實行セサルナリ而シテ拘留ノ利益アルモノトハ
兵役服従ノ義務アル男子ノ如シ

又退去モ一定ノ期間ヲ定メテ身体財産ヲ害スルコトナク退去セシム
ト是レ有力ナル學者ノ證論スル所ナリ(主トシテ有賀氏ニヨル)

戦争ニ必要ナルコトハ如何ナル事ヲモ交戦國ハ之ヲ爲シ得ヘシト雖トモ現今
ノ主義ハ最モ効力アル方法及器具ヲ用キ成ルヘク無用ノ苦痛ヲ蒙ラサシメ
ント希望スルヲ以テ茲ニ斯法ノ承認スル所ヲ掲グヘシ(「ジュネーブ宣言」)

第十節
交戦手段

一、兵器ニ毒藥ヲ附シ又ハ鐵片破璃末ノ如キヲ砲銃ニ裝藥スルガ如キハ之
ヲ禁ス(蓋シ無用ノ苦痛ヲ與フル戦具ハ之ヲ禁スルノ主義)

二、食物及飲料ニ毒物ヲ混スルカ如キハ斯法ハ之ヲ是認セス

三、暗殺ハ之ヲ禁ス

三、歐米各國ハ互ニ締約シテ十四チンス以上ノ爆裂彈ヲ用ユルヲ禁ス一チ
ンスハ我八奴二分八厘ニ相當ス西班牙國ハ之ト異ナル

五、加害ノ結果莫大ナリト雖モ手段ト結果ト相伴フヘキモノハ斯法ノ否認
スル所ニアラス例令ハ地雷火ヲ用キ又ハ水雷ヲ用ユルカ如キ之レナリ

(參照)

四百グラム以下ノ爆發性ヲ有スルカ又ハ爆發物ヲ充テタル飛
彈ハ戦争ニ用ユルヲ禁ス換言スレハ無用ノ苦痛傷害ヲ與フル
ノ兵器ハ之ヲ禁スヘシト云フシントビーターズボルクノ宣言
ハ埃白丁佛英伊和波葡獨露瑞諸西土耳其ノ諸國加盟同意セ
ルニ拘ハラズ英國ハ之ニ反對シテ曰ク是等ノ假規ノ爲メニ發
明ノ進歩ヲ阻止スルハ不法ナリトシ今尙之ニ加盟セサルナリ

六、敵地ヲ攻撃侵暴スヘキハ軍略上必要ナル程度ニ限り漫リニ攻撃ヲ許サル
ヲ斯法ノ原則トス

敵地ヲ侵暴攻撃スルハ古來其例多クシテ斯法ノ否認シタル所ニアラサル
モ今ヤ世運ノ發達ト共ニ侵害モ亦必要ノ程度ニ限ルヘシトノ意向盛ナル
ニ至レリ

之ヲ實例ニ徵スルニ一千八百十四年米國獨立戦争ノ際英軍カ「ワシント
ン」府ノ議事場ヲ攻撃破壊シタルハ世上ノ大ニ非難ヲ加フル所ナリ

(參照) 攻圍砲撃ハ戦争ノ手段トナスハ固ヨリ論ナキモ亦無制限ニ使用ス
ルハ不可ナリロイデル氏曰ク物件ト雖トモ亦戦争ノ障害トナルコ
トアラハ砲撃又ハ破壊シ得ヘシ然レトモ防備ナキ場所即開放不備

ノ地ハ浸リニ砲撃スヘキニアラス但シ戦争上避クヘカラサル必要
アラハ固ヨリ其限ニアラス而シテ主トシテ砲撃ノ目的タル所ハ城
塞等ノ備アル所タルヘシト

七、市邑ノ攻撃ハ不防ノ地ハ之ヲ行ハサルヘキモ而カモ戦争上必要ナル場合
ニ於テハ之ヲ砲撃スルモ斯法ノ禁スル所ニアラス

(参照) 砲撃地住民ニ對シテ砲撃開始ヲ豫メ告ケサルヲ得サルヤ

曰ク兩説アリ豫告スヘシト云フ論者ハヘフテル氏クルユーベル
氏等ニシテ専ラ往時ニ行ハレタリ然レトモ今ハ勢力殆ント衰フ
豫告ヲ要セストスル論者ハ「グエユ氏ロイデル氏等ニシテ其要旨
ニ曰ク戦争ニ於テ突進攻撃ヲ豫告スルノ必要ナキト同シク砲撃
モ亦豫告ノ要ナン若シ夫レ豫告セサルトキハ砲撃ヲ許サストセ
ハ戦争ハ之ガ爲メニ殆ント其目的ヲ達スルニ難カラントス何ト
ナレハ勝敗ノ數此一擧ニ決セントスル危機一髪ノ時ニ際シ遲延
以テ勝機ヲ失スヘケレハナリ戦争ノ必要ニ對シ豫告ハ之ニ打勝
ツ能ハスト余蓋亦此論ヲ至當ト信ス

○市内民家ノ在ル所ヲ故意ニ砲撃シ人民ヲ苦シメ得ルヤ

アルチユリー氏等ハ論シテ曰ク現時ノ公法ハ敵地ノ住民ヲ敵ト
セス然ルニ攻撃ノ場合ニ之ヲ許サントスルハ不法ナリト云ヒ消

極論ヲ唱フ

ロイデル氏等ハ論シテ曰ク砲撃ノ範圍ヲ廣クスルハ戦争ノ目的
ヲ達スルヲ速ナラシム又攻撃堡壘ニ限ルトスル論アルモ兵士ハ
必スシモ堡壘中ニ居ラサルコトアリ何ソ其在外ノ者ヲ砲撃セス
シテ止ムヘケンヤ砲撃ノ目的ハ全地方ヲ含ム堡壘ノ意義ヲ解釋
スルモ國防ノ中心ト見ルヘシ故ニ戦争ノ必要上本問ノ如キ場合
ハ砲撃スルモ妨ケナシト余ハ之ヲ賛ス

○攻圍軍隊ト被圍地ニアル人及物トノ關係如何(本章第十節参照)

一、中立國ノ外交官ノ通信及中立國民ノ退去ヲ許スノ義務アリヤ
否ヤ

曰ク現行ノ慣例ハ消極的ノ方針ニヨル即攻圍軍ハ退去又ハ
通信ヲ許スノ義務ナシトス

二、病傷者及老幼婦女ノ退去セントコトヲ請求スルトキハ攻圍軍ハ
之ヲ許スノ義務アリヤ否ヤ

曰ク攻圍軍ハ之ヲ許スノ義務ナシ何トナレハ彼等ヲ苦メ以
テ攻撃ノ効力ヲ全フスルモノナレハナリト之レ現行ノ慣例
ナリ又ローレンス氏ハ曰ク退去ヲ許スノ傾キアリト

三、攻圍ヲ脱セントシ攻圍軍隊ノ遮ル所トナリ再ヒ攻圍内ニ歸リ

來ルトキハ守城者ハ如何ニ之ヲ處分スヘキヤ

曰ク現行學說ハ守城者ハ再ヒ之ヲ容ル、ノ義務アリト(ロイ
デル氏等ノ所論ニヨル)以テ參考ニ資ス

四、學術技藝教育宗教慈善等ニ關スル建物ニ對シ攻圍軍ハ如何ノ
處置ヲ爲シ得ルヤ

曰ク現今ハ學說及慣例皆之ヲ保護スルコトニ一定セリ然レ
トモ戰爭ノ目的ヲ害セサル場合ニ止ル若シ夫レ戰爭ノ爲メ

必要避クヘカラサル時ハ此限ニ非ラサルヤ論ヲ俟タス

五、敵地既ニ陥リタルトキハ攻圍軍ハ如何ニ之ヲ處置スルヤ

曰ク之ヲ毀損スルヲ得サルヲ斯法ノ原則トス然レトモ戰爭
ノ目的ニ必要ナル砲臺等ノ破毀ハ之カ例外タリ(以上專ラ有

賀氏ノ說ニ依ル)

八、奇計又ハ詐術ヲ交戦ノ手段トナシ得ルヤ

曰ク戰ノ目的ニ必要ノ爲メニ之ヲ爲シ得ルヤ亦論ヲ待タサルモ左ノ例
外アルヲ忘ルヘカラス

一、戰爭中有效ナル條約ニ違反スルハ否認ス(例令ハゼチーヴ條約
違反ノ如シ)

二、戰中ニテ締結セル規約ニ違背スルコト

三、一般ニ承認セラレタル慣行ニ違背スルコト

右三ヶノ事項ハ之ヲ爲スヲ禁ス

例令ハ赤十字ノ徽章ヲ用キテ詐ルハ斯法ノ禁スル所何トナレ

ハ此條約ハ諸國概テ加盟シ之カ實行ヲ期セリ而シテ病傷者保

護ヲ目的トスルモノナルニ若シ交戦者漫リニ交戦手段ニ利用

シ敵ヲ欺クトキハ正當ノモノ縱令此徽章ヲ掲グルモ交戦地方

ハ之ヲ信セサルヘシ然ラハ赤十字條約ノ目的ハ遂ニ達スルヲ

得サルニ至レハナリ

(參照) 制服又ハ徽章ヲ詐用スルハ斯法ハ之ヲ認ムルヤ否ヤ

(例令ハ敵ヲ詐リ又ハ敵ノ隊伍ヲ亂サシガ爲メニ制服

以外ノ衣服又ハ徽章ヲ用キ又ハ真正ナルモノヲ隱蔽

變更シ或ハ中立者ノ徽章ヲ以テ敵ヲ欺クカ如キハ之

ヲ是認スベキヤ)

「アルチユリー氏等ハ之ヲ正當ト論スルモ有賀氏ハ」

エニ氏ノ説ヲ引證シテ不法ナリトセリ且ツ曰ク學者
間ニ於テモ現時ハ之ヲ不法トスルノ説ニ歸一セント
ストグエニ氏所論ノ要旨ハ制服徽章ハ無用ノ殺傷ヲ
避クルカ爲メニ設クルモノナレハ殆ント規約ノ性質
ヲ有ス故ニ之ヲ着用スルモノハ其歸屬ヲ彰明シ宣言
スルモノナリト云フヲ得ヘシ而シテ服章ノ濫用ハ奸
惡ナリ故ニ戰中ノ誓旨ニ違反スルト同一ナリト亦大
ニ理アリ賄賂又ハ煽動脱兵使用ノ如キハ斯法ノ禁ス
ル所ニアラスト蓋シ正論ナリ

第三章 陸上ニ在ル敵ノ財産ニ關スル戰時法

財産ニシテ敵國ニ屬スルト敵國私人ニ屬スルトハ戰時法ノ關スル所大ニ差異アルモ要ス
ルニ直ニ軍用ニ供シ得ヘキ財産又ハ敵手ニ存スルトキハ直接間接ニ戰爭力ノ援助トナル
ヘキ財産ハ其何レニ屬スルナ問ハス交戰國他方ハ之ヲ收得シ得ルハ現今一般ノ承認スル
所ナリ而シテ私有財産ハ陸上ニ於テハ不可侵テ原則トス

- 一、敵國政府ノ所有財産
- 二、敵國人民ノ所有財産

(法時戰ルス關ニ産財ノ敵ルケ於ニ上陸 章三第)

第一節
敵ノ財産
ト看做ス
ヘキモノ

第二節
敵ノ財産
ニ對スル
戰時法

三、中立國人カ敵國內及敵國占領地ニ有スル土地ノ收穫物

(註)左ノ場所ヨリ直ニ輸出スル所ノ物品ヲモ包含ス(ローレンス氏)又
中立國人ノ財産ハ毀壞又ハ損害ナキテ原則トスルハ敵國私人ニ於
ケルヨリモ尙著シ然レモ本項ノ如キハ敵ヲ間接ニ助力スルモノナ
ルヲ以テ敵ノ財産ト見做サル

四、中立國人ノ所有ニシテ敵人ノ貿易ニ供シ又ハ敵國ノ管轄ノ下ニアル財
産

現今ニ於テハ國家間ノ争ノ爲メニ所有權ノ安全ヲ毀害スヘキモノニアラスト
セリ所有者及所有物ノ關係ハ國家力之ヲ法律ニヨリ保護スルモノナリ直接ニ
國家ノ關係ニアラサルヲ以テナリ故ニ今世斯法ノ主義ハ之ヲ保護ス然レトモ
所有權ヲ保護シ一人ヲ利シテ却テ國家ノ争タル戰爭ノ目的ヲ害スルヲ得サル
ナリ而シテ戰時法ノ要領ハ戰爭ノ目的ノ爲メニ必要ノ外敵國ニアル財産ニ損
害ヲ加ヘス而シテ戰爭ノ必要ノ爲メニハ如何ノ方法ヲ執ルモ斯法ノ承認スル
所タリ而シテ其財産ニシテ敵國所有ノモノタルトキハ之ヲ損害スルハ自由ナ

リ何トナレハ之レ亦敵國ノ兵力ヲ挫クノ一端ナレハナリ然レモ私人ノ財産ハ此限リニアラス又其所屬ノ公私ヲ問ハス戰爭ノ際ニハ損害ヲ加ヘ得ヘキモノナルモ其所有權ノ移轉ニ付テハ尙ホ他ノ條規ニ依ラサルヘカラス

第一款 敵國政府ノ財産

A. 不動産ノ場合

土地家屋ノ如キハ之ヲ奪取スルコトヲ得サルヲ原則トス蓋シ土地家屋ハ領土ノ一部ヲ構成スルモノナレハナリ而シテ交戰國カ敵國內ニ侵入セル以上ハ其不動産ヨリ生スル收穫物ヲ得有シ又ハ不動産使用ノ權ヲ有ス然レモ必要以外ニ之ヲ毀損スヘカラス又森林ノ如キモ軍事上ノ必要ニ應シテハ之ヲ伐採スルコトヲ得ヘキモ漫リニ之ヲ荒蕪ニ歸セシメ其生産力ヲ害スルカ如キ行爲ヲ禁スルナリ(尙不動産ニ付テハ第三編第四章占領ノ部ニ之ヲ詳述スヘシ)

(參照) 敵國所有ノ財産使用及損壞ハ如何ナル程度ニ及フヤ曰ク專ラ戰爭ノ目的ニ使用スル財産(兵營城寨軍艦造船所ノ如キ)ハ之ヲ

使用シ又ハ毀壞スルモ自由ナリ平戰兩用ノ財産即橋梁道路運河ノ如キハ使用毀壞ハ自由ナリト雖トモ後日修復ノ餘地ヲ存セシムヘク且司令官ノ命令ニアラサレハ漫リニ毀壞ヲ爲サシメサルモノトス戰爭ニ使用スヘカラサル財産森林山野土地家屋ノ如キハ軍器上必要アラサレハ之ヲ毀壞スヘカラス
社寺學校病院ハ之ヲ毀壞セサルノ義務アリ(戰器上必要アルトキハ此限ニアラス)其使用ニ至テハ固ヨリ自由ナリ
古跡博物館紀念物圖書館ハ前例ヨリ尙十分ノ注意ヲ以テ之ヲ取扱ハサルヘカラサルナリ蓋シ此ハ亦回復スヘカラサルモノナレハナリ(有賀氏參照藤田氏三崎氏亦異論ナシ)

B 動産ノ場合

敵國所有ノ兵器彈藥糧食又ハ兵器製造ノ材料船舶構成ノ材木金錢手形鐵道電信ニ關スル諸器械及軍艦官船ノ如キハ交戰國他方ハ之ヲ奪フコトヲ得ヘシ然レトモ書籍及美術品ハ假令開戰ノ際敵地ニ存在スルモノヲ沒收セラルコトナシ

C 債權ノ場合

(問題) 敵國政府ニ屬スル債權ヲ代行スルコトヲ得ルヤ

イ、消極論 曰ク債權證書ハ一ノ證據トスルニ止リ證書自身ニ効力ナシ債主ト債務者ト對人關係ニヨリ成立シ其利益ハ債權者ニ專屬ス故ニ他人之ヲ占有スルモ債權者ノ承諾ナクンハ其權利ヲ得フコトヲ得ス況ンヤ占領ハ永久ニアラズ一時假定ノ權利ナレハナリト

ロ、積極説 此説ハ現今多數ノ學者ノ唱導スル所ニシテ藤田氏之ヲ贊ス只恨ラクハ理由ヲ説明セサルヲ

案スルニ交戰國ハ戰爭行為ノ利益ノ爲メニ如何ナルコトヲ爲シ得ヘシト云フニ歸スヘキカ

(參照) 之ヲ有賀氏ノ所論ニ參スルモ直接ニ戰爭ノ用ニ供スルモノハ公私有ヲ問ハス略取スルコトヲ得ヘク其他ノ財産ナルトキハ公有ナル動産ハ之ヲ收奪スルヲ原則トシ敵地占領ノ場合ハ之ヲ行フ内地ニ在ルトキハ收奪セサルヲ現行ノ慣行トス

ト其他三崎中村藤田等ノ諸氏ト同論ナリ

第二款 敵國人民ノ所有財産

敵國私有ノ財産ハ戰爭上必要ナル外ハ之ヲ毀損又ハ使用スルヲ得サルヲ原則トス然レトモ戰爭ノ爲メニ毀損ヲ蒙ルコトアルモ一私人ハ賠償要求ノ權利ナシ

A 不動産

現今ノ主義ニハ土地家屋ハ之ヲ占取スルコトヲ得サルモノトス

B 動産

動産ハ之ヲ沒收セサルモノトス(ローレンス氏曰ク英米二國ノ裁判例ハ特約ナクンハ戰爭ハ此等ノ物品ヲ沒收スルノ權ヲ生ス然レトモ事實上ハ之ヲ否認スルヲ正當トスヘシト)

C 債權

イ、交戰國一方ノ人民方他ノ交戰國家ニ對シテ有スル債權交戰國他方ハ之ヲ沒收スルヲ得サルノミナラス利子ノ支拂ヲ爲ササルノ

權利ナシ之ヲ實例ニ徵スルニ一千七百五十二年ヨリ全五十六年ニ至ルノ間「シレジア」國債爭議ノ結着ハ此主義ヲ彰揚スルニ足レリ

ロ、交戦國人民相互間ノ債權

之ヲ沒收スルヲ得ス而シテ唯戰爭中其義務履行ヲ要求スルノ權利ヲ一時停止スルモノトス

(參照) 土地ノ收獲物商品及貨幣ノ如キ一タヒ使用セハ消耗スルノ性質ヲ有シ又安全ノ場所ニ運搬シ再ヒ敵ノ掌中ニ歸セザラシメンカ爲メ十分ニ保管シ得ベキモノナレバ之ヲ收奪スルモ固ヨリ斯法ノ禁制スル所ニアラスト(藤田氏)

動産ハ一定ノ期限内ニ携帶立退セシムルヲ現今ノ慣行トナスト(三崎氏)

第三款 中立國民カ交戦國領内ニ所有スル土地ノ收獲物

交戦國他方ハ之ヲ敵ノ財産ト看做シ之ヲ沒收スルノ權利アリ縱令所有者ニシテ敵國領内ニ在ラサルモ其土地ハ所屬國ト緊切ノ關係ヲ有スルモノ

ナレハナリ

第四款 中立國民カ交戦國ノ占領地内ニ所有スル土地ノ收獲物

占領ハ學理上土地獲得所有ノ効力ナキハ明瞭ナリト雖トモ軍略上ノ必要トシテ一時占領國カ其土地ヲ管轄スルハ斯法ノ承認スル所タリ故ニ占領國ハ之ヲ敵ノ財産ト看做シ之ヲ處分スルノ權利アルヲ認ム

第五款 中立國民ノ所有財産ニシテ敵人ト共有シ又ハ敵ノ貿易ノ用ニ供シ或ハ敵ノ管轄權内ニ存在スル物

中立國民ノ所有スル船舶ナリト雖トモ交戦國ノ水夫及船長之ニ乗組ミ其船舶ヲ指揮スルトキハ之ヲ敵ノ財産ト看做ス又ハ交戦國ノ一方ヨリ航海免狀ヲ得又ハ交戦國一方ノ國旗ヲ掲グルトキハ其實際上所屬ノ如何ヲ問ハス交戦國他方ハ之ヲ差押フルノ權利アリ
土地其他ノ財産ニシテ中立國民ト交戦國トノ共有ニ屬スルトキハ交戦國ニ對シテハ之ヲ敵有財産ト看做シ中立者ニ對シテハ之ヲ中立財産ト看做ス之ヲ軍事上ニ供用スルトキハ全ク之ヲ敵ノ財産ト看做シ取扱フモノト

第三節 分捕

分捕品ノ意義ハ即チ陸戰ニ於テ敵人ヨリ收奪セル動産ヲ指スモノナリ而シテ分捕品ノ要件ハ以上ノ意義ヲ分析シテ左ノ如ク云ヒ得ヘシ第一動産ニ限ルコト第二陸上ノ戰爭ニヨリ得タルコトノ二條件ヲ要ス海上戰爭ノ場合ニ於テハ全シク動産ナリト雖トモ之ヲ所謂ル分捕品ト稱セス而シテ分捕品ノ所有權ハ分捕者ノ本國政府ニ歸ス然レトモ分捕後二十四時間ヲ經過セサル前取還セラレタルトキハ所有權ハ原所有者ニ復歸シ取還シタルモノハ原所有者ニ對シテ賠償ヲ求ムルノ權利アリ

(參照) 之ヲ有賀氏ノ所論ニ參スルニ論スル所大ニ詳密ナリ即分捕ハ所有權移轉ヲ主眼トセス現時ノ分捕ナルモノハ往時ノ分捕ト其基本ヲ異ニス往時ハ敵人ヲ無權利者ト認メタルモ現時ハ然ラス縱令戰爭スルモ所有權ハ完全ニ認メ之ヲ保護シ彼ノ戰爭ノ必要以外ニ財產取得ノ權利トセル往古ト大ニ異ナリ即分捕ハ戰爭ノ必要及戰爭ノ方便トシテ之ヲ許スノミ而シテ分捕シ得ヘキモノ國有財產但シ動産ニ限り又敎育宗教學術慈善ニ關スル物件ハ之ヲ分捕スルヲ得スニ限り私人ノ財產戰爭ニ直接ノ關係アルモノハ此ノ外ハ分捕スルヲ得ス不動産官私

ヲ問ハス之ヲ分捕スルヲ得サルナリ又縱令戰士ノ携帶セル物品ナリト雖トモ之ヲ分捕スルヲ得ス但シ武器等戰用ニ供スル爲メニ携帶スルモノハ分捕ス一個人トシテノ關係ニテ所有スルモノナレハナリ例令ハ金錢時計等ノ如シ又分捕物移轉ノ時期ハ廿四時間ヲ經過スルト否トヲ問ハス完全ニ物品ヲ取得シタル時ニアリ本文ト異ナル所海上捕獲ノ如ク捕獲密檢所ノ判決ヲ經テ確定スルニアラズト以テ大ニ參考ニ資スヘシ

第四章 占領論

占領ハ陸上ニ於ケル敵ノ財産ニ關スル戰時法中ニ論スルナ可ナリト信スルモ此ニ便宜章ヲ分ツ

第一節 占領ノ意義

占領トハ敵國所有ノ土地ヲ事實上其權力ノ下ニ置クノ義ナリ

(注意) 占領ヲ廣義ニ解セス之ヲ狹義ニ解シテ戰時ノ占領ノ場合ヲ論スルモノト知ルヘシ

占領ハ權利ニアラス只一ノ事實ナリ故ニ占領ト共ニ所有權ヲ移轉スルモノニアラス(中村氏)單ニ其土地ニ對シテ一時差押權ヲ行フニ過サルモノトス(藤田氏)

(論領占 章四第)

第二節
占領ノ性
質

古來占領ハ其土地ヲ收得スルノ効力アリトセルモ此ハ占領ト征服トヲ混淆シタルノ謬見タリ現今ハ占領ハ一時假定ノモノニシテ土地獲得ノ權利ヲ生セサルモノトセルハ一般學者ノ唱導スル所ナリ占領ハ決シテ主權ノ交替スルモノニアラス而シテ占領ハ實力ヲ要シ排外勢力ナカルヘカラス故ニ或土地ヲ占領スルニハ其土地ノ主權行使ヲ中止セシムルカ又ハ城砦ヲ占領スルニ當リ占領地ニ在テ其城砦カ全土ノ安危ニ關シ死命ヲ制スルカ如キトキ又ハ之ヲ破壞シテ全ク前ノ主權ヲ放逐スルカ如キ實体上ノ勢力ヲ占ムル場合ニ於テ之ヲ占領ト稱スヘシ而シテ被占領國ハ一時主權ノ行使ヲ中止スルモ媾和條約成ルニ及ブテ再ヒ主權ヲ行ヒ得ヘシ

占領地ノ行政警察ハ占領國自由ニ之ヲ行フヲ得ヘク戰爭又ハ行政ニ關シテ必要ノ限度ニ於テハ規則ノ制定自由ノ制限又ハ命令ヲ強制シ得ル等管轄ノ爲メ必要行爲ヲナシ得ヘシト雖モ若シ戰畧又ハ管轄上何ノ必要モナキニ人民ノ權利ヲ毀損スヘカラス占領國ハ占領地住民ヲ保安スルノ責任ヲ有ス占領地人民ハ本國抗敵ヲ命セラレ占領國ノ人民トナルノ義務ナシト雖トモ軍事ニ關セザ

第三節
占領地ノ
行政

ル限リハ占領國ハ占領地人民ヲ人夫ニ使役スルヲ得ルハ斯法ノ承認スル所ナリ

占領地從來ノ官吏ヲ使用シ又ハ之ヲ任免スルコトヲ得ルモ官吏ヲシテ強制以テ占領國ノ官職ニ服從セシムル能ハス

(實例)獨佛戰爭ノ際獨國占領地ノ知事ハ其土地ノ佛人五百人ニ命シ橋梁ヲ修築セシメタルカ如キ其一例ナリ

(參照) 占領地ノ官吏ニシテ尙占領國ノ命令ニ服從スルモノハ之ヲ任免スルコトヲ得サルモノトセルアリ(ブルツセル宣言)

占領者ノ機密ヲ漏シ或ハ敵ヲ誘導シ又ハ電信電話橋梁ヲ破壞シ倉庫兵營ニ放火スルトキハ捕ヘテ死刑ニ處シ得ヘク又暴動ヲ爲ストキモ同斷ナリ

有賀氏曰ク占領軍ハ被占領地ノ官吏ヲ自由ニ任免スルヲ得ヘク占領軍ハ被占領地ノ官吏ヲ強制使用スルヲ得ルヤ否ヤニ付テハ通常強制使用ノ權利ナシト論ス然レモ政務官ニ非ラサルモノ即チ事務官ハ強制使用ノ權ヲ妨ケス何トナレハ之等ノ官吏ハ占領軍ニ服從スルトモ之カ爲メニ義務ノ衝突ヲ來スコトナシ若シ政務官ナルトキハ所屬國ノ命令ト占領軍ノ命令ト相

違シ其服從義務ニ衝突ヲ來ス以テ強制使用ノ權ナキノミ又事務官ヲ使用スルノ權利ナシトスルトキハ占領軍ノ不便實ニ夥シカラントスト亦大ニ理アリト云フヘシ

第四節
占領軍ト
占領地ト
ノ法律關
係

占領ハ主權ノ所得ニアラス一時主權ヲ行使スルノミ故ニ永久ニ効力ヲ有スヘキ憲法及法律ノ如キハ縱令ヒ占領地トナルモ其効力ハ依然トシテ失フコトナシ然レモ軍略上必要ナル限度ニ於テ其効力ヲ停止スルノミ而シテ戰略上不利益ナル事項ハ占領國ハ占領中之ヲ爲サシメサルノ權利ヲ有ス例令ハ租稅ヲ本國ニ上納セシメサルカ如シ

裁判所構成法及訴訟法ノ如キハ戰爭ニ關係ナキ限りハ之ヲ變更制限ヲ受ケルコナシ
(參照) 占領地ヲ永遠ニ保有スルノ目的ヲ有スルカ又ハ新法制定ノ目的ヲ以テ戰爭ヲ開始シ遂ニ占領スルニ至ルトキハ例外トシテ占領軍ハ占領地人民ノ利益及必要ヲ考量シテ憲法及法律ヲ新定シ得ヘシト(マルテンス氏)

占領地ノ財產ニシテ戰用ニ供スルモノナルトキハ之ヲ奮取スルコトヲ得例令ハ兵器彈藥金庫糧食其他是等ノ倉庫ハ之ヲ収奪スルヲ得ヘシ然レトモ戰爭ニ

第五節
占領地ノ
財產

供シ得サルモノハ之ヲ收奪スヘカラス若シ夫レ人民ノ私有ナルトキハ之ヲ沒收スル能ハサルヤ論ヲ待タス只使用收益ヲナシ平和ニ歸スルトキハ占領國ハ私人ニ對シテ賠償ノ義務ヲ履行スヘシ之レ國有財產ト大ニ趣ヲ異ニスル所ナリ其戰用ニ供セサル學校醫院等公共ノ建造物ハ其所屬ノ公私ヲ問ハス之ヲ破壞スルヲ得サルモノトス然レトモ軍略上必要ナルトキハ不動産ハ之ヲ破壞スルコトヲ得而シテ不動産ハ之ヲ使用收益スルニ止ル戰爭ノ必要ノ爲メニハ破壞シ得ヘシ

占領國ハ必要ナル場合ハ租稅ノ徵收ヲ爲シ得ヘシ但必要以外ノ收斂ハ之ヲ爲スヘカラス建造物モ軍略上必要ナラサル限りハ之ヲ破壞スヘカラス又建築等ノ必要アル場合ハ例外トシテ其材料ニ供スル爲メ森林伐採ヲ爲シ得ヘシ

(實例) 一千八百七十八年魯佛戰爭ノ際獨國ノ軍隊カ佛國アルデンスヲ占領シ其山林ヨリ榊樹一萬五千ヲ伐リ之ヲ伯林銀行ニ賣買セリ事平和ニ歸スルノ后佛國裁判所ハ其材木ノ差押ヲ命セシニ伯林ノ銀行ハ之ヲ獨國裁判所ニ訴ヘタリ然レトモ佛國裁判所ノ管轄スヘキモノナリト

ノ判決ヲ下セリ依テ佛國裁判所ハ判決シテ曰ク材木ノ賣買ハ無效ナ
リト蓋シ獨軍隊森林盜伐ノ不法ヲ明ニスルニ足レリ

鐵道電線電話ハ軍略上必要ナルトキハ之ヲ獨占使用スルコトヲ得ヘシ其收入
ハ占領隊之ヲ取得シ其規則ノ制定及維持又ハ運轉等皆之ヲ經營ス私有鐵道モ
亦然リ然レトモ其收入ハ占領軍之ヲ取得スルコトヲ得ス而シテ以上ハ其所有
權ヲ獲得シ得サルヲ注意スヘシ(中村氏
有賀氏)
其鐵道ノ獨占使用ヲ爲シ得ルハ軍略上ノ必要ニ限ル其必要ト否トハ將帥ノ判
定ニ任ス

(參照) 一、鐵道占取ニ付テノ學說

甲、運轉スヘキ部分ハ之ヲ占取スルコトヲ得ルモ他ハ能ハススタ
イン氏

乙、運轉非運轉ノ部分ニ關セス均シク鐵道ト云フトキハ一切ノ機
關ヲ包括ス故ニ之ヲ占取スルコトヲ得スト(乙) 說現今專ラ稱道
セラル(ブルツセル宣言)

二、鐵道使用ニ付テノ學說

甲、鐵道ニシテ軍用ニ供スル以上ハ無限ニ之ヲ使用スルコトヲ得

ヘシト

乙、鐵道ハ本來平和交通ノ機關ナリ故ニ一定ノ制限内ニ於テ之ヲ
使用スルコトヲ得ト(乙) 說現今有力ナリ

徵發トハ占領國方占領地ノ軍人以外ノモノヨリ糧食飼料金錢衣服
軍馬船舶人夫ヲ徵收スルヲ云フ即チ敵國私人ノ財産ヲ奪取スル方
法ナリ徵發ニ二種アリ一チ金錢ノ徵發ト云ヒ他チ物品ノ徵發ト云
フ

(參照) 金錢ノ徵發トハ占據地方ヲ管理スルノ入費若シクハ軍隊

ノ需用ノ爲メ消費スヘキ金錢ヲ徵收スルノ義ナリ

物品ノ徵發トハ兵糧衣服荷車馬車馬匹等ヲ供給セシメ又

鐵道船舶其他運送ノ器具ヲ利用シ又ハ工夫ヲ使役シ道路

ノ開通若クハ修葺及荷物運搬等ノ勞役ニ服セシムルノ謂

ナリ(以上藤田氏)

徵發ノ目的ハ其價格ヲ收ムルニアラス必要ナル物品ヲ收

用スルニアリ故ニ收用者ハ被收用者ニ對シテ辨償ノ義務

アリ(有賀氏)

金錢ノ徵發トハ租稅以外ニ人民ニ對シテ徵收スル金錢ヲ

第六節
徵發

第一款
徵發ノ意
義

云フ

物品ノ徵發トハ日用必需ノ消耗品ヲ徵收スルヲ云フ以上
ローレンス氏)

徵發ト分捕トノ差異如何

分捕ハ固ト私有財産ハ戦争ノ範圍外ナルヲ以テ成ルヘ
ク之ヲ保護シ所有權ヲ侵スコトナカラシメ(例外トシテ
直接ニ戦争ニ關係アルモノヲ取得スルモノナリ而シテ
分捕ハ官有財産ニ對スルヲ主眼トス

徵發ハ戦争ノ目的ニ關係ナキ常用物件ヲ占領軍隊ノ用
ニ供スルモノニシテ賠償義務アリ而シテ徵發ハ私有財
産ニ對スルヲ主眼トス

(附言) 工夫ノ使役ヲ物品ノ徵發ノ中ニ入ルルハ少シ
ク當ヲ欠クカ如シ

第二款
徵發權ノ
根據

苟モ一國ニシテ他國ヲ占領スルトキハ之ヲ管轄シ又自己ノ利益及
安全ヲ計圖セサルヘカラス而シテ其費用及物品ノ如キ一々之ヲ本
國ニ仰グト雖モ其距離遠ク危急ノ要ニ充タシ難シ故ニ斯法ハ軍略
上必要ナル限度ニ應シテ徵發權ヲ認ム

第三款
徵發ノ手
續

徵發ハ軍略上直接必要ナル食料及運搬用ノ車馬ニ對シテハ分遣隊
長之ヲ行ヒ被服等直接ノ用ニ供セサル物品ハ上班ノ長官ニ非ラサ
レハ之ヲ行フヲ得ス其金錢ノ徵發ニ至テハ總督ニ非ラサレハ之ヲ
行フコトヲ得サルナリ徵發ハ其地官衙ノ手ヲ繼テ之ヲ命スルヲ通
常トス但シ不便ナルトキハ直接ニ徵發ヲ命スルヲ得ヘシ而シテ徵
發物ト引換ヘニ領收證ヲ交付スルヲ例トス蓋シ直ニ代價ヲ支辨ス
ルヲ正當トスヘキモ事急ニ之ヲ爲シ得サル場合アリ故ニ領收證ヲ
與ヘ後日ノ證トナシ以テ賠償ヲナスモノナリ

(備考) 徵發物ニ付キ後日賠償責任者ハ常ニ徵發者ニ限ルニアラ
ス其負担者ノ占領國ナルヤ被占領國ナルヤハ媾和條約ニ
ヨリテ決定ス

アルツセル宣言ノ如キハ徵發ハ司令官ノ職權内ニ存スト
セルモロイデル氏等ハ緊急臨時ノ場合ハ必スシモ司令官
ニ限ラズ下級官吏又ハ一人ノ獨權ニヨリテモ尙之ヲ行フ
ヲ妨ケスト論セリ
賠償者ハ必スシモ徵發者ニ限ラス而シテ徵發ハ必ス賠償

スヘシト云フハ現今確定ノ原則ニアラス故ニ賠償ナキノ
權利ハ現今ト雖トモ尙存在ス唯通例事實上賠償ヲナスヘ
キノミト(有賀氏ノ所説ニ依ル)

(注意) 金銭ノ徵發即課金ノ事ハ以上論セルモ尙異説アルヲ以テ節ヲ
分ツテ之ヲ掲ク

課金トハ占領國カ其土地人民ニ對シ賦課スル金銭ナリ

(參照) 中村氏ハ論シテ曰ク課金ハ金銭ヲ目的トスルモ徵發ハ物
品ヲ目的トス然ルニ學者ハ往々徵發ト課金トヲ混同シ大
ニ誤謬ニ陥ルト

又曰ク金圓ヲ徵集スルハ物品ヲ徵集スルカ如ク軍隊ニ必
要ナリト云フノミヲ以テ理由トナシ雖シ金銭ハ物品ノ如
ク軍隊ノ機ニ充テ寒ヲ防クコト能ハサレハナリト

有賀氏曰ク課金ハ占領軍ノ權力ヲ以テ現金ヲ取立ツルヲ
云フト尙論シテ曰ク徵發ハ軍隊ノ需用ヲ目的トシ現品ヲ
得ントスルモノナルモ課金ハ金銭ヲ徵發スルモノニシテ
軍隊ノ需用即徵發ノ目的ノ如ク飢寒ヲ防クニアラス故ニ
徵發ノ理論ヲ以テ直ニ課金ニ適用スルヲ得スト
案スルニ徵發又ハ課金モ軍隊ノ必要ニ應スルノ方法タ

第七節
課金

第一款
意義

第七節
課金

第二款
種類

ルハ一ナリ其飢寒ヲ防クノ目的ト否トニヨリ此ノ如ク
其性質ヲ異ニセシメ適用ヲ異ナラシメサルヲ得サルカ
余輩ハローレンス氏三崎氏藤田氏等ノ所説ニ則リ占領
軍ノ必要ト云フヲ根據トシ前節ニ金銭ノ徵發トシテ揭
ケ本節ニ課金ト題シ暫ク對照ニ資シタリ

一、適法ニ徵收スヘキ租税ト同様ニ賦課スル課金

二、徵發スル物品ニ代ヘテ拂ハシムルモノ

三、刑罰課金(以上ブルツセル宣言)

(理由)

一、一ノ理由占領軍隊租税徵收ノ權アリ故ニ租税ノ性質
ヲ有スル(一)ノ如キハ正當ナリ

二、物品アリト雖トモ金銭ナキ場合ハ不都合ナリ故ニ二
ノ場合ノ如キ何ノ不可カアランヤ

三、犯罪ニ課金ス何ノ不可カ之レアランヤ

(參照) 課金ハ斯法上是認スヘキヤ否ヤ

一、否認説 私有財産ハ不可侵ノモノトシテ課金ヲナスハ此原則ヲ侵スモノナリ故ニ不法ナリト

二、是認説 私有財産不可侵ノ原則ハ軍略上ノ必要ニ打勝ツ能ハス既ニ徵發ニシテ正當ナリ徵發ハ私有財産不可侵ノ原則ト背反ス然ルニ一般ニ是認セラルル課金ニ對シ此原則ヲ盾トシテ否認スルハ抑モ不法ナリト(中村氏)

課金徵收ノ手續ハ徵發ノ部參照スヘシ課金ノ額ニ至テハ占領地租稅額ヲ標準トシテ課スヘシト(マルテンス氏等)

第五章 海上ニ於ケル敵ノ財産ニ關スル戰時法

A 開戰ノ當時既ニ領海内ニ在ル敵ノ船舶並ニ貨物

此ハ一定ノ期間ヲ告示シ其告示期限内ニ退去ヲ許スヲ現行ノ慣例トス若シ其期間内ニ立退カサルトキハ捕獲ヲ免レズ

B 開戰後入港シタル敵ノ船舶並ニ貨物

船舶ニシテ開戰後敵國ノ領海内ニ入ルトキハ捕獲ヲ免レズ然レモ糧食薪水ノ缺乏又ハ難破其他ノ不可抗力ニヨリ止ムヲ得ズシテ寄港シタル船舶ハ

第五節 上海

第一節 領海内ニ在ル敵ノ船舶並ニ貨物

於ケル敵ノ財産ニ關スル戰時法

第二節 海洋ニ在ル敵ノ船舶並ニ貨物

C 敵國港内又ハ領海内ニ在ル船舶

格段ナル規約アルノ外ハ捕獲ヲ免レズ

(參照) 漁業船捕獲ニ關シテ英國ハ獨リ反對ノ主義ヲ執ル例令ハ一千八百五十四年アソー海ニ於ケル處置ノ如シ漁業船ト雖トモ之ヲ捕獲ノ目的外ニ置クノ理由ナシト云フニアリ(中村氏)

一、敵國ノ軍艦及官有船

此ハ捕獲シ得ヘシ然レトモ探檢ニ從事スルモノ又ハ學術上ノ發見ノ爲メニシ又ハ慈善事業ノ爲メニスル船舶ハ敵國所有ノモノナリト雖トモ之ヲ捕獲セサルモノトス

二、敵國ノ商船及貨物

此ハ捕獲スルコトヲ得ヘシ然レトモ美術品ハ之ヲ捕獲セサルモノトス

現今ハ商船ハ捕獲セサルノ主義漸ク盛ナラントスルノ傾向アリ

(参照) 商船及貨物捕獲ニ付テノ主義即チ交戦國ノ臣民所有ノモノ

- 一、米國大統領モンロー氏曾テ商船及其割載セル貨物ハ之ヲ捕獲セサランコトヲ約セント英佛露ノ三國ニ提議セルモ議遂ニ成ラス後チ一千八百五十六年巴里宣言ニ加盟センコトヲ英佛等ノ諸國ヨリ申込ミタルニ米國ハ之ニ復牒シテ曰ク商船ヲ捕獲ノ目的トナササルコトニ同意セハ我亦巴里宣言ニ加盟セント遂ニ巴里宣言加盟ヲ拒絕セリ米國主義ノ理由トスル所ハ(一)戦争ハ國ト國トノ争ナリ然ルニ私人ノ財産ヲ收奪スルハ不法ナリ且交通關係ヲ障害スルモノナリ(二)海上ニ於ケル私有財産ヲ收奪スルハ實ニ收奪是認ノ原則ニ對シテ例外ナリト云フニアリ
- 佛普埃伊ノ諸國ハ米國主義ヲ贊ス
- 二、英國ハ米國ト反對ナリ

今ホールル氏ノ主張スル所ヲ見ルニ戰ハ國ト國トノ關係ト云フモ一ケ人ヲ離レテ國家ノ成立スル理ナシ(一)陸上收奪ノ行為ヲ是認シテ獨リ海上ニ之レヲ否認スルハ非ナリ國家ハ戦争ノ必要利益ノ爲メニハ何事ヲモナスノ權利アリ

(二)ト云フニアリ察スルニ英國ノ意ハ戦争ノ際商船ヲ捕獲シテ敵國ヲ憚マサントスルニアラン

三崎氏ハ米國主義ヲ贊シ藤田中村氏ハ英國主義ヲ贊ス

第三節 海上捕獲權

海戰ニ於テハ敵ノ財産ハ官私有ヲ問ハズ之ヲ捕獲スルヲ得ヘシ捕獲ハ實ニ所有權ヲ取得スルノ効力アリ陸上ニ於テハ私有財産不可侵ヲ原則トスルモ海戰ハ即チ然ラス唯ニ敵國ノ財産ニ限ラス中立國ノ船舶貨物ト雖モ時ニ之ニ捕獲權ヲ應用シ得ヘシ之ヲ應用スルハ大洋又ハ領海内ニ限り中立國領海ニ於テハ之ヲ爲スヲ得ス而シテ捕獲ヲ爲シ得ルハ唯國家ノミ私人ハ之ヲ爲スヲ得サルナリ

第一款 捕獲ノ効

敵ノ動産ヲ捕獲シタルトキハ拿捕者ノ所有ニ歸ス其拿捕ヲ有效ナラシメンニハ(一)拿捕物所持ノ事實アルヲ要シ及ヒ之ヲ所持スルノ能力ナカルヘカラス(二)拿獲物ヲ所持スルノ意思アルヲ要ス此ニ條件アルトキハ拿捕ハ有效トス(三)三崎氏)而シテ所有權移轉ノ時期ハ從來二十四時間ヲ經過スルヲ要スルノ主義行ハレタルモ現今ハ船舶ヲ自國ノ領海ニ引來ル如キ再ヒ取還セラレサル安全ノ場所

ニ置キタルトキニ成立ス若シ夫レ暴風怒濤ノ爲メ船舶ニ監督者ヲ送ル能ハサルトキハ單ニ所有ノ意思ヲ表示スルニ足ル(藤田氏)蓋シ例外ナリ

捕獲ニ依リテ所有權ヲ取得シタル以上ハ其船舶貨物等ノ處分ヲ爲スハ其自由ニ在ルハ論ナシ拿捕者ハ本國ヲ代表シテ之ヲ處分ス若シ捕獲物中中立國貨物ヲ混スルトキハ後日紛争ノ源トナルヲ以テ之ヲ捕獲審檢所ニ送り判決ヲ仰グテ例トス拿捕者ハ本國ノ許可ヲ得サレハ恣ニ之ヲ破壊又ハ放還シ能ハサルモノトス

第二款
捕獲物ノ
處分

贖救法ニヨリ船舶貨物ヲ放還スルコトヲ得ヘシ贖救法ハ金錢ヲ支拂フコトヲ約シテ捕獲ヲ免ル、モノナリ水夫等乗組員ハ捕虜ヲ免ルヘシ此方法ハ贖救證書ヲ交付ス贖救證書ヲ所持スルトキハ故意ヲ以テ其約定シタル航海線路ヲ變更シ又ハ歸國期限ヲ遷延スルニ非ラサレハ再ヒ敵國又ハ同盟國ヨリ捕獲ヲ受クルコトナシ然レトモ故意ニヨルトキハ捕獲ヲ免レス但シ天災其他不可抗力ノ爲メ約

定ニ違背スルノ止ムヲ得サリシ場合ハ此限リニアラス(藤田氏三崎氏)

捕獲船ハ破壊スルコトヲ得サルヲ斯法ノ原則トスルモ亦例外アリ左ノ如シ

- 一、船舶カ航海ニ堪ヘサルトキ
- 二、眼前再捕獲セラル、ノ恐アルトキ
- 三、船中ニ傳染病アルトキ
- 四、斯法ノ普通條規ニ依ルコト能ハサル場合

以上「ダナー」氏ノ所論ニシテ中村氏之ヲ引照セリ

右ハ敵船ニ關スルトキニ限ル而シテ破壊ヲ許スハ實ニ斯法ノ例外トナスヲ以テ之ヲ行フニハ十分ノ慎重ヲ要ス而シテ中立國船ニ對シテハ如何ナル場合モ之ヲ破壊スルヲ得サルナリ

(參照) 英國ヲ除クノ外諸國ハ拿獲者ハ贖金ノ約定書ヲ

以テ直ニ裁判所ニ訴求シ得ヘシ英國ハ取リ置キ
シ人質ヲシテ自由回復ノ訴訟ヲ起サシメ間接ニ
贖金ヲ拂ハシム(三崎氏)

此場合ハ所有權原所有者ニ復歸ス然レトモ原所有者ハ取還者ニ向
テ贖金ヲ支拂フ義務アリ贖金ノ割合ハ船舶價額ヲ標準トシ其幾分
ノ一ト云フ如キ割合ヲ以テス而シテ各國差等アリ捕獲物ニシテ一
且捕獲審檢所ノ判決ヲ經タルトキハ再ヒ捕獲スルモ原所有者ニ歸
セサルヤ勿論ナリ

捕獲審檢所ハ捕獲者ノ權利及中立者ノ權利ヲ保護スルカ爲メ捕獲物ニ付キ國
際公法ノ條規ニ依リ判決ヲ爲ス所ノ國內裁判所ナリ我邦ニ於テハ明治二十七
八年日清戰爭ノ際之ヲ設定セリ

△ 捕獲審檢所ハ內國裁判所ニシテ國際公法ノ條規ニヨリ之ヲ行フ
B 捕獲審檢所ハ局外中立地ニ設定スルヲ得ス內國又ハ占領地或ハ同盟國內
ニ限ル

第四節 捕獲審檢 所

C 捕獲審檢所ハ通常ニ審トシ始審ハ捕獲審檢所ニ於テシ終審ハ高等捕獲審
檢所ニ於テ之ヲ爲ス

(注意)普通高等ノ名稱ハ假リニ我邦ノ制度ニ則ル歐米諸國皆其名稱ヲ
同フスルニ非ラサルモ其二審タルヤ同一ナリ

D 捕獲審檢所ノ判決ニヨリテ拿捕ノ有効無効ヲ決定ス其判決ニヨリテ國家
責任ヲ負ヒ拿捕者ハ責任ヲ免ル

E 通常裁判所ハ原被兩造アルモ捕獲審檢所ニハ之レナシ實ニ捕獲物ヲ被告
トナスニアリ

第五節 留置權

何國所屬ノ船舶ヲ問ハス捕獲スルニ足ルノ嫌疑アルトキハ軍艦ハ國旗ヲ示シ
空砲ヲ發シ其進航ヲ停止セシムルヲ得之ヲ留置權ト云フ若シ船舶ニシテ抵抗
又ハ逃避違令ノ所爲ニ出ツルトキハ直ニ之ヲ捕獲スルヲ得ヘシ

船舶ニ對シ前節ノ留置ヲ命シ船舶進航ヲ停止スルトキハ軍艦ヨリ將校其他ヲ
船舶ニ送り船簿ヲ取調ヘ貨物ノ性質及ビ國籍ノ如何ヲ調査スルヲ得ヘシ若シ
不法ノ事ナキコト時ハ之ヲ解放スヘシ臨檢權即之レナリ

第六節 臨檢權

搜查權トハ大洋航行ノ船舶ニ對シテ戰時禁制品違反ノ所爲ナキヤ又ハ中立違反ノ勤務ナキヤヲ検査スルノ義ナリ

一、搜查ヲ行フ場合

臨檢ヲ行ヒタルニ船簿紊亂シ船旗ノ正當ナラサルガ如キ嫌疑アル場合ハ船内搜查ヲ爲シ得ヘク若シ不法ノ所爲アルトキハ之ヲ軍艦所屬國ノ港灣ニ引致スルヲ得ヘシ

(參照)

搜查權ハ之ヲ戰時ニ行フノミトセルモ現今ハ平時ト雖モ奴隷賣買ヲ禁止スルカ爲メ之ヲ行フヲ得ルニ至レリ(一千八百九十年奴隷賣買禁止會議議決ローレンス氏)

二、搜查ノ方法

搜查者ハ船舶乗組人ニ對シテ不法ノ行爲ヲ爲スヘカラス搜查ニ關係ナキ物品及船舶ハ之ヲ毀損スヘカラス

乗組人ハ證人トシテハ拘留スルヲ得ルモ捕虜トスルヲ得ス

搜查ハ迅速ニ結了セシメ漫リニ拘留スルヲ得ス若シ之ニ反シ損害ヲ與ヘタルトキハ賠償ノ義務ヲ負フモノトス

第七節
搜查權

(注意)尙ホ後篇局外中立ノ部ヲ參照スヘシ

第六章 交戰中ノ平和交通

國家苟モ戰爭ノ上ニ互ニ相見ルニ當テヤ平和交通竝ニ絶止シ互ニ敵視スルハ上來述ブルカ如シ然レモ亦例外ナキニ非ラス本章即チ之ヲ説明ス

第一節
休戰旗

休戰旗ハ即チ白旗ニシテ之ヲ携フルトキハ敵國ヨリ攻撃セラルハコトナキノミナラス相當ノ保護安全ヲ享有スルコトヲ得ヘシ其詳細ハ軍使ノ部ニ述ヘタルヲ以テ之ヲ畧ス

第一款
一般ノ通行券

一般ノ通行券トハ交戰國政府カ其領地内ヲ旅行スルコトヲ敵國人氏ニ許可スル所ノ免狀ナリ其効力ハ全領地一般ニ及フモノナリ此免狀ハ之ヲ流通スルコトヲ得ズ若シ日限アルトキトハ時日ノ經過ニヨリテ其効力ヲ失フ但病傷等止ムヲ得サルニ出デタルトキハ日限經過スルモ相當ノ保護ヲ受ク免狀ヲ利用シテ交戰國ヲ害スルガ如キアラハ處罰セラル免狀ヲ携フルトキハ旅行ニ付キ安全ニ且ツ相當ノ保護ヲ受ク一般トハ免狀ニ格段ノ制限ナキヲ云フ下附セル

第六章 交戰中ノ平和交通

第二節
通行券

政府ハ時宜ニヨリ之ヲ取消スコトヲ得ヘシ

特別通行券トハ英語之ヲ「セーフコンダクト」ト云ヒ或ル一定ノ目的ノ爲メ特定ノ地方ニ限り通行スルコトヲ敵國人民ニ許可スルノ免狀ナリ之ヲ下付スルハ其地方管轄ノ官吏之ヲ爲ス其効力ノ及フ區域ヲ格段ニ制限セラレタル外一般ノ通行券ト異ナルコトナシ

第三節 休戰ノ約定

軍事上必要ノ場合ニ於テ交戰國互ニ前約シテ戰爭行爲ヲ停止スルモノナリ縱令此約定ヲ爲スト雖モ軍隊ノ情形ハ停止前ト同一ナラサルヘカラス又特約ナクシテハ貿易上ノ事項ハ平和ノ關係ニ復セス

第一款 休戰ノ種類

- △ 一部份 戰爭行爲ノ停止カ一定ノ場所ニ限り又ハ一定ノ期間ニ限り効力ヲ有スルモノナリ
- Β 全部休戰 停戰ノ効力ニシテ全軍ニ及ヒ又ハ幾分政治上ノ事項ニ關涉スルモノヲ云フ

(参照) 或ハ休戰ト休闘ト區別スルアリ即休闘ハ作戰上ノ關係ニテ格段ナル干戈ヲ中止スルモノニシテ比較的短キ期間ノ

効力ヲ有シ軍隊又ハ軍艦等ノ分隊ノ司令官之ヲ約定ス例令ハ負傷者ノ救護又ハ死者ノ埋葬等ノ爲メニ行フ休戰ハ國政上軍事上ノ兩性質ヲ包含シ比較的廣大ナル範圍及永キ月日ニ及ヒ干戈ヲ中止スルモノニシテ交戰國政府ノミ約定期間ノ權利ヲ有ス而シテ君主ノ批准ヲ要ス休闘ハ批准ヲ要セス(有賀氏ノ論スル所ナリ以テ備考トス)

第二款 休戰ノ約定者

軍隊司令官ハ休戰ノ約定ヲ爲シ得ヘシト雖モ期間久シキニ涉ルカ事重大ナル場合ニ當テハ上長司令官其管轄ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲シ得ヘシ而シテ總督ノ認可ヲ待テ始メテ完全ノ効力ヲ有スルモノトス若シ認可ヲ得サルトキハ之ヲ相手方ニ通告シ其効力ヲ失フ事全軍ニ關スルトキハ本國政府ニ限り之ヲ爲シ得ルノミ又政治上ノ事ニ關スルトキハ本國ノ批准ヲ要シ始メテ有效トス

(参照) 戦死者埋葬者及降服ノ事ニ關シテハ司令官之ヲ締結シ得ヘシト(三崎氏)

休戰ヲ締約セル國家ハ互ニ其約定ニ拘束セラル而シテ其人民ニ對シテハ相當ノ告知ヲ待テ法律上ノ効力ヲ生ス其間ノ加害行爲ニ付

テハ國家其責ニ任ス國家カ休戰ノ約定ニ違背シ又ハ人民ニ違背セシムルトキハ休戰ハ解除セラル此場合ニ於テハ相手國ハ宣戰ヲ爲スヲ要セス直ニ開戰ヲ爲シ得ヘシ一私人ノ違背行爲ハ國家カ之ヲ追認セリト認メラル、場合ニ於テ休戰ヲ破ルノ効力ヲ生ス

第三款
休戰ノ効力

休戰ノ効果ハ敵討行爲ヲ廢止ス休戰中ハ自己ノ領内ニ平常爲シ得ルノ行爲ハ之ヲ行ヒ得ヘシ軍隊ノ集合兵員ノ募集糧食ノ運送軍艦ノ機裝等ハ之ヲ爲シ得ヘシ而シテ城壘ト圍兵トノ休戰ヲ約スルトキハ城兵ハ破損ノ修備又ハ休戰ナカリセハ圍兵ノ當然達シ得ヘキ場所ニ城壘ヲ新架シ又ハ其場所ヨリ援兵ヲ入ル、能ハス圍兵ハ城壘ニ接近シ又ハ新ニ城壘ヲ築造スルヲ得サルナリ又野戰ノ場合ニ於テモ新ニ位置ヲ進メ又ハ新ニ退去ヲナシ攻守ニ便スルノ行爲ヲ爲スヲ得ス但シ休戰セサルトキ當然爲シ得ヘキコトハ之ヲ行ヒ得ヘシ要ハ軍隊ニシテ休戰前ノ情形ヲ變更セサルヲ要ス然レトモ戰争ニ直接ノ關係ナキ場所ニ於テ攻守ノ方法ヲ盡シ得ヘシ(中村氏

ハ概論シテ曰ク主動的ノ攻撃ハ一切爲シ得ヘカラス防禦方法ハ一切之ヲ爲シ得ヘシト)

休戰ノ約調フトキハ其實施期ハ各軍隊各差アリ蓋シ土地ノ遠近ニヨリテ通告ノ差アレハナリ然レトモ多ク其遠近ヲ見計ラヒ實施ノ期限ヲ定ムルカ如シ而シテ過怠ナクシテ休戰ノ約定アルヲ知ラサル場合ハ其責任ナシ休戰中ノ捕虜及分捕ハ之ヲ返還スヘキモノトス

(參照) 休戰中合圍セラレタル場所ハ糧食ヲ輸入スルコトヲ得ルヤ否ヤ

(積極說) 曰ク特約ナクンバ必要ナル程度ノ糧食ハ之ヲ輸入スルコトヲ得ベシト

(消極說) 曰ク交戰中糧食ノ輸入ヲ妨害シ能ハサル場合ヲ除ク外ハ糧食ヲ輸入スルコトヲ得スト現今多數ノ學說及慣例ハ此說ニ從フ

(實例) 魯佛戰爭ノ際二十五日間ノ休戰アリタルトキ普相ビスマークハ巴里市民ノ用ニ供スル糧食巴里

市内ニ輸入スルヲ禁遏セルガ如シ

(中村氏)曰ク糧食ハ休戦開始ノ日存在セル分量ヲ計リ其休戦間ニ消費スヘキ分量ハ之ヲ補充スルヲ得ヘシト

(有賀氏)曰ク糧食ハ比例供給ヲ可トス比例供給トハ休戦ノ當時ノ糧食ト再開戦當時ノ糧食ノ分量ト同一ナラシムルノ義ニシテ休戦ハ休戦當時ノ状況ヲ依然トシテ保タシムルモノナレハ其減少ハ之ヲ補給サルヘカラズト云ヒ中村氏ノ所論ト異ナルナシ

第四節 降服

降服トハ陸海軍ノ將官ガ其統帥スル城砦軍隊又ハ軍艦ヲ敵ニ引渡スノ約定ニシテ其將官ノ部下及管轄権限内ニ爲スヲ要ス若ス夫レ降服ノ約定ニシテ其權限外ニ超越シテ締結セラレタルトキハ無効ナリトス但シ其上長官ノ承認アルトキハ此限りニアラス

捕虜交換ノ事ハ第三編第二章第六節ニ之ヲ述ヘタルヲ以テ略ス

捕虜交換船トハ捕虜交換委員ニヨリテ交付セラレタル免許狀ニヨリ捕獲ヲ免

第五節 捕虜交換及捕虜運送

第五節 捕虜交換及捕虜運送

ル、所ノ捕虜運送ニ從事スル船舶ヲ云フ但シ戰時法ニ違背ノ行爲アルトキハ此特權ハ消滅ス

(參照) 三崎氏ハ此第四節及第五節ヲ合セテ之ヲ軍事上ノ條約ト云フモ余輩ハ之ヲ取ラス案スルニ軍事上ノ條約ト云フトキハ或ル場合ニ於テハ休戦モ包含セラルヘキノ疑起レハナリ故ニ余輩ハ暫クローレンス氏ノ分類法ニ從フ

三崎氏ハ軍事上ノ條約ヲ説明シテ曰ク戰時ニ當リ交戦國ノ間ニ於テ平和ニ交還スルノ方法及ハ交戦國互ニ敵對スル權利ニ附スル制限等ヲ取極メンカ爲メ締結スル所ノ條約ヲ云フ
尙附論シテ曰ク郵便電信ノ往復ニ關スルノ件及負傷者取扱ノ方法停戦旗ニ對スル取扱ノ件等凡テ包含スト

戰時ニ於テ尙ホ貿易ヲ許スコトアリ而シテ此方法ニ二種アリ一ヲ普通免許ト云ヒ他ヲ特別免許ト云フ普通免許トハ或種ノ貿易ニ限り一定ノ區域内ニ於テ敵國一般ノ人民ニ許可スルモノニシテ此ハ政府之ヲ與フ特別免許ハ特許ニ記載セル特種ノ貿易ニ從事スルコトヲ特種ノ人民ニ限り許可スルモノナリ
此許可ヲ得タルトキハ相當ノ保護ヲ受クルノ權利アリ而シテ此免許ヲ受ケタ

第六節 貿易免許

第七節 特別保護
 ルトキハ代理人ニ於テモ之ニ從事スルヲ得ルモ免許ハ特ニ氏名ヲ記載シアルトキハ之ヲ流通スルヲ得ス免許ニ期限アルトキハ期限經過ニヨリテ無効トナル免許ノ條件ニ違背スルコトアラハ相當ノ處分ヲ受ケ免許ハ無効トナル
 身体又ハ財産ニ對シテ軍隊司令官カ其權限内ニ於テ軍隊ノ暴行ヲ防キ其安全ヲ期セシム或ハ令狀ヲ以テシ或ハ護衛兵ヲ附シテ之ヲ行フ

第七章 戰爭ノ終結

戰爭ノ終局ヲ告グルニ三アリ一ハ媾和ノ方法ニヨリ二ハ征服ニヨリ三ハ交戰行爲自然ノ廢止ニヨル

第一款 媾和條約ノ意義
 媾和條約トハ交戰國互ニ條約ヲ締結シテ相互間ノ戰爭關係ヲ結局セシムルヲ云フ
 休戰ハ通常一定ノ期限アリテ其期限ヲ經過スレハ直ニ開戰ヲ爲シ得ヘキモ媾和條約ハ永久ノ平和ヲ目的トス休戰ニハ一部全部ノ二種アルモ媾和條約ニハ之レナシ休戰ニハ普通ニ軍隊司令官之ヲ締結スルモ媾和條約ハ常ニ政府之ヲ爲ス

第二款 媾和條約ト休戰約
 媾和條約トハ交戰國互ニ條約ヲ締結シテ相互間ノ戰爭關係ヲ結局セシムルヲ云フ
 休戰ハ通常一定ノ期限アリテ其期限ヲ經過スレハ直ニ開戰ヲ爲シ得ヘキモ媾和條約ハ永久ノ平和ヲ目的トス休戰ニハ一部全部ノ二種アルモ媾和條約ニハ之レナシ休戰ニハ普通ニ軍隊司令官之ヲ締結スルモ媾和條約ハ常ニ政府之ヲ爲ス

(結終ノ爭戰 章七第)

定トノ差

媾和條約ヲ締結シタル後再ヒ開戰セントセハ先キノ開戰理由ヲ再ヒスルヲ得ス休戰ハ即チ然ラス

一、媾和本條約

此媾和ニ關スル最終ノ條約ニシテ確實不變ノモノナリ

A 媾和假條約

此ハ本條約締結ノ準備又ハ本條約締結ニ時日ヲ要スル場合ニ之ヲ締結シ先ツ大体ヲ定ム

B 假媾和條約

此ハ試ミニ締結スルモノニシテ今互ニ締結セントスル條約カ局外國ノ抗議アルヤ否ヤヲ試ミンカ爲メニ結フモノニシテ彼ノ「サンステファノ」條約ノ如シ

二、假條約

此ハ試ミニ締結スルモノニシテ今互ニ締結セントスル條約カ局外國ノ抗議アルヤ否ヤヲ試ミンカ爲メニ結フモノニシテ彼ノ「サンステファノ」條約ノ如シ

(注意) 假條約ハ多ク本條約締結ノ前ニ之ヲ結ビ而シテ本條約締結ニ移ルモノナルモ只之レ便宜ノ方法タリ必スシモ之ニ依ルヲ要セス

第三款 媾和條約ノ種類

第四款
媾和條約
締結者及
締結方式

媾和條約締結ノ能力ヲ有スルモノハ一ニ各國憲法ニヨリテ定マル
即チ我帝國憲法第十三條ニ明定セルカ如シ而シテ君主國ハ多ク君
主カ主權者ニシテ此締結ノ權利ヲ有ス其立憲國ニシテ或ハ媾和ニ
關シ議會ノ協賛ヲ要スルヲ國法ニ規定セルアリ此場合ニ於テハ國
法明定ノ要件ヲ充タサズンハ媾和條約ヲ締結シ得サルナリ
締結ノ方式ハ將ニ全權委員ヲ任命シテ局ニ當ラシメ通常條約締結
ノ手續ト異ナルナシ又双方ノ合意アルトキハ如何ノ方式ニ依ルモ
可ナリ

第五款
媾和條約
効力

第一項
一般ノ効
力

A 戰爭前ノ事項ニ對スル效果
一切ノ敵對行為ヲ消滅セシメ其開戰前ノ平和ノ狀
態ニ復セシム再ヒ開戰スルトキ前戰爭ト開戰理由
ノ同一ナルヲ許サズ人民間ノ舊來ノ民事關係ハ茲
ニ回復シ其効力カ戰爭ト共ニ停止ニ係リタル契約
ノ如キハ此條約締結ト共ニ効力ヲ發生ス但シ戰爭

ノ爲メニ消滅シタルモノハ此限リニアラス
舊來ノ條約ニシテ戰爭ノ爲メニ停止セラレタルモ
ノハ再ヒ効力ヲ有ス

B 戰爭中ノ事項ニ對スル效果

交戰中ノ行為ニ付キ損害ヲ生スルコトアルモノカ
賠償ヲ請求スルヲ得ス又占領地ノ徵發ノ如キ現ニ
命セルモノモ此條約成ルト共ニ其勵行ヲ命スルヲ
得ス

然レトモ捕虜ニシテ普通ノ刑事上ノ犯罪ヲ爲セル
トキハ處罰ヲ免レス又負擔セル債務ハ之ヲ償還セ
サルヲ得ス

C 戰爭廢止後ノ事項ニ對スル效果

媾和條約締結セラレタルトキハ決シテ交戰行為ヲ
爲シ得サルモノナルモ時ニ知ラサル爲メ交戰行為

ナナスコトアルモ凡テ無効トシ成ルヘク原狀ニ復スルヲ要ス其損害ヲ加フルトキハ賠償ノ責任ヲ免レス然レトモ故意ナキトキハ刑事上ノ責任ナキハ勿論ナリトス

一、戦争ヲ豫想セル條約

此等ノ條約ハ却テ戦争ニヨリ効力ヲ生ス(例令ハ負傷者ノ取扱又ハ外國ニ在ル敵國人民ノ位ノ如キ之レナリ)ルモ媾和條約ノ成立ト共ニ應用セラレサルニ至ル但シ効力ヲ失フモノニアラス

二、交戦國相互間ノ政治的關係條約

是等ハ戦争ニ依リテ効力ヲ消滅ス故ニ媾和條約ニ有效ニスヘシトノ特別記載ナクンハ再ヒ効力ヲ生スルコトナシ

三、永久ノ性質ヲ有スル條約

第三項
媾和條約
ト先キノ
條約トノ
關係

此ハ平時戰時ヲ問ハス効力依然タルヲ以テ媾和條約ノ爲メニ何等ノ變動ヲ受ケズ

四、通商條約關稅條約

此ハ國家及人民ノ經濟關係重大ナリ而シテ如何ナル戦争モ經濟關係ニ影響ヲ及ボササルナシ故ニ開戦ト共ニ廢止シ媾和條約ニシテ之等ヲ默過スルトキハ再ヒ効力ヲ生スルコトナシ

五、戦争ノ原因トナレル條約

如何ナル條約モ戦争ノ原因トナルトキハ媾和條約成立ト共ニ消滅ス

(参照)

舊來ノ說ニヨレハ戦争ハ一切ノ交戦國間ノ法律の制度ヲ破壊スルモノナレハ交戦國間ノ條約ヲモ解除スト(甲說)フイリモール氏等

(乙說)ニ曰ク媾和ハ新法律狀態ノ開始ニアラスシテ戦争ニヨリテ妨ケラレタル舊來ノ平和的法律態トノ結合ヲ恢復

スルノミ故ニ總テノ條約關係ハ媾和後再ビ効力ヲ生ス戰
争ハ單ニ條約ノ効力ヲ停止スルモノナリ而シテ媾和條約
ニ明カニ廢止セラレシモノヲ除キ條約ガ戰爭ト衝突スル
範圍内ニ於テ其効力ヲ失フノミト(フルンチユリー氏等)
(注意) 本項モ一般ノ効力ナルモ便宜項ヲ分ツノミ

媾和條約ニ特別ノ規定ナクンハ交媾國ガ占領セル土地
ハ何レニ歸屬スルヤ

(甲說)復原法說

曰ク占領地ハ交戰前ノ所有國ニ歸屬スルモ
ノナリ媾和ハ戰爭前ノ狀態ニ復舊セシム故
ニ占領地ヲ先キノ所有國ニ所屬セシムルヲ
正當トスト

(乙說)現有法說

曰ク占領地ヲ占領國ノ所屬トスヘシ占領地
ハ戰爭中ニ占有權ヲ得タリ故ニ媾和條約ニ

第三項
媾和條約
ト占領地
トノ關係

特約ナキ限りハ現有國ニ所屬スルヲ正當ト
スト

(參照) 中村氏ハ復原法說ヲ贊シテ曰ク占領ハ一時假定ノモノナ
リ占領地ノ主權ハ今尙ホ被占領國ニ在リ故ニ復原法ヲ正
當トナスト
ローレンス氏ハ現有說ヲ主張シ藤田氏三崎氏モ亦現有說
論者ナリ

媾和條約ニハ捕虜解放ノ事項ヲ明記スルヲ要ス而シテ
捕虜カ普通刑事ノ犯罪ヲ爲ストキハ媾和成ルトモ之ヲ
引渡ササルモノトス

第四項
媾和條約
ト捕虜

(參照) 軍規ヲ犯セルニヨリ軍法上禁錮ノ宣告ヲ受ケ
タル捕虜ハ之ヲ解放スヘキモノナルヤ否ヤ(媾
和條約ニ明記ナキトキ)

一 獨國主義ハ刑ヲ終ルマテ留置スヘキモノ
ナリ但シ大赦特赦ニヨルハ此限リニアラ
スト其理由ニ曰ク媾和ヲ期シテ犯罪ヲ爲

スモノ多キニ至ラントスト
二佛國主義ハ捕虜ハ交戦ノ結果ナリ故ニ媾和條約ニシテ一切ノ交戦行爲ヲ廢止スルノ効力アルモノナレハ捕虜ノ資格モ消亡ス之ヲ以テ媾和後ハ捕虜ノ處罰又ハ軍事上ノ被告タル捕虜アルノ理ナシ故ニ引渡スヘキモノナリト

第五項
媾和條約
ト土地割
讓

媾和條約ニヨリテ土地ヲ割讓スルトキハ土地ノ區域及土地上ノ財産ニ付テハ明確ノ規定ヲナスヘシ而シテ人民ノ私權ハ之ヲ毀損セサルコトヲ要ス割讓地内ニ土地ヲ有スル人民カ受讓國民トナラサル場合ニ特約ナクンハ受讓國ハ其儘之ヲ取得シ得ヘシ

イ、土地ノ割讓ヲ受ケタル國ト第三國トノ關係如何
△割讓國ト第三國トノ間ニ締ヘル現行條約ハ割讓地ノ上ニ及フヤ

原則トシテ割讓地ハ其負擔ト共ニ受讓國ニ移轉スルモノトスル一般ノ定論ナリ此ノ原則ヨリ觀察スレハ第三國ニ對シテ受讓國ハ割讓國ト第三國トノ條約ヲ割讓地ノ上ニ履行セサルヘカヲササルニ似タリ然レトモ異説アリ

(參照)

甲、マルテンス氏曰ク割讓地ニ關ズル總テノ權利義務ハ受讓地ニ移轉シ承繼スヘキモノナリ例令ハ國債ノ如キモ亦然リ(原則トスル一般ノ學說條約モ亦一ケノ義務ナリ故ニ此原理ニ則ルヘシ)

乙、此甲說ニ反對ニシテ割讓國ト第三國トノ條約ハ割讓地ニ對シ受讓國ヲシテ第三國ヨリ拘束ヲ受ケシムルニアラス條約ハ一般割讓效果ノ原則ニ對シテ例外タルモノナリ(ブルメンク氏)
リビエール氏曰ク通常割讓地ハ其上ノ負擔

ト共ニ受讓國ニ移轉スルモ割讓國ヲ其儘
拘束スル公法的ノ條約即チ社會條約ハ割
讓地ニ効力ヲ失フモノナリト

中村氏曰ク割讓國ト第三國トノ凡テノ條
約ハ受讓國ヲシテ第三國ヨリ拘束ヲ受ケ
シムヘキモノニアラス其理由ニ曰ク條約
ハ其行ハル、一定ノ土地ヨリ締結ノ主体
ニ重キヲ置クモノニシテ一國ハ他國ト第
三國トノ條約即チ主体ノ自國ニ關係ナキ
條約ヲ繼承スト云フ理由ナシ土地ノ義務
ニアラスシテ實ニ國家ノ義務ナレハナリ
ト蓋シ正論ナリ

B 受讓國ト第三國トノ間ニ於テ先キニ締結セラ
レタル條約ハ受讓地ニ對シテ其効力ヲ及ボス
ヤ

曰ク締結ノ當時ハ何程土地ノ増大減少ヲ問ハ
ス只締結主体即チ國家ニ重キヲ置キタル者ナ

レハ受讓ニヨリ新ニ土地ヲ得有スル片ハ受讓
地ニ現行ノ條約ヲ行フヘキヲ原則トス現ニ日
本ト諸外國トノ條約ハ臺灣ノ上ニ及フカ如シ
(中村氏ノ説ニヨル)但シ臺灣ノ開港物ニ付テ
ハ支那カ從來爲セルト同一ニスルヲ要セス我
開港場ハ五港ニ限ル開港場ハ實ニ特別ノ約定
ヲ待テ効力ヲ有スヘキモノナリ臺灣ノ安平臺
南ノ開港ハ日本政府ノ默許ニヨル而シテ義務
ニアラサレハナリト以テ參照トス

ロ、割讓地ニ住スル割讓國人民ノ國籍問題

原則トシテハ割讓ノ結果其土地ニ住スル人民ハ
受讓國ノ國籍ニ從フチ正當トス然レモ反對ノ意
思表示ヲナス片ハ此限ニアラサルナリ現今ノ慣
例ハ一定ノ期限内ニ國籍ノ選擇ヲ許ス者ノ如シ

(參照) 割讓國ト受讓國トノ權義關係(パテルノストロ氏ノ說ニヨル)

境界ニ付着スルモノ
 州郡ノ境界ニ關スル法律
 溝河ニ關スル規定
 土地ニ關スル規定
 公路ニ關スル規定
 船舶ニ關スル規定
 讓與州郡ノ債務

特定セル團體カ有スル權義
 ニシテ例令ハ其地方ニ自由
 ニ説教シ得ルコト(宗教團體
 カ)又ハ財產ヲ所有シ得ルコ
 ト學校ヲ建設シ得ルコト教
 育ニ從ヒ得ルコト

右ハ原則トシテ被讓國ニ移
 轉ス然レトモ讓與條約ニ規
 定セル場合ニ被讓國ノ公益
 ト衝突スルトキハ條約ヲ破

棄スルコトヲ得ヘシ

第六款
媾和條約
効力ノ發
生

條約効力發生ノ期ハ一般原則ハ批准ノ時ニアリト雖トモ媾和條約
 ニ於テハ特ニ條約調印ノ時ヨリ假ノ効力ヲ生ス其批准ヲ待テ確定
 ノ効力ヲ有スルニ至ルナリ蓋シ其効力ヲシテ發生ヲ遅レシメハ戰
 争ニヨル損害實ニ甚シケレハナリ而シテ媾和條約ハ實施期限ヲ定
 ムルコトアリ土地ノ離隔等ニテ全時ニ通知ヲナス能ハサレハナリ
 (參照) 通知カ實施期限前ニ達シタルトキハ戰爭行為ヲ廢セサル
 ヘカラサルカ
 曰ク廢セサルヘカラスト(藤田氏)
 陸海軍人ハ本國政府ノ通知ナキトキハ他國ノ通報アリト
 雖トモ尙戰爭行為ヲ繼續シ得ルヤ
 曰ク繼續スルヲ得ヘシ何トナレハ他國ノ報導ヲ信用シ服
 從スルノ義務ナケレハナリ

條約強行ノ方法ハ既ニ之ヲ述ヘタリ今媾和條約ニ付テ其概略ヲ左
 ニ掲ク

此條約ヲ強行セシムル唯一ノ方法ハ担保トシテ土地ヲ占領スルニ

第七款
媾和條約
ノ強行法

アリ占領シタルトキハ明約ナキトキハ斯法ノ原則トシテ軍隊ノ衣食住費ハ戰勝國之ヲ支辨スルモノトス特約アルトキハ此限りニアラス普佛戰爭ノ際獨逸カ担保占領軍ノ費用ヲ佛國ニ支拂シメタルハ著シキ例證ナリ又特約アルトキハ占領地ニ徵發チナシ租稅ヲ徵收スルコトヲ得ヘシ且占領ニ必要ナル砲臺倉庫家屋ハ戰勝國之ヲ取得スルヲ得

(參照) 媾和條約ノ擔保ノ爲メ占領シタル場合ト戰爭中占領トノ差

曰ク媾和條約ニ依ル占領ハ權利ナリ戰爭中ノ占領ハ事實ナリ

前者ハ合意ニヨリ後者ハ強制ニ依ル

媾和條約解釋ノ方法ハ普通條約解釋ノ方法ト異ナルナシ然レトモ左ノ各項留意ヲ要ス(ウァツテル氏所論)

第八款
媾和條約
ノ解釋

- 一、條約中意義不明ナルモノハ戰敗國ノ利益ニ解ス
- 二、割讓地ノ名稱ハ學者間最モ普通ニ行ハル、所ニ從フ

三、條約ノ解釋ハ戰爭ニ關係アルモノノミト解釋ス

以上(一)ノ條項ハ穩當ナラサルカ如シ

媾和條約ニシテ履行セラレサルカ又ハ違背スルトキハ之ヲ破棄スルコトヲ得ヘシ

第九款
媾和條約
ノ破棄

- 一、媾和條約ヲ締結セルモノガ直接ニ反對行爲アルトキ
- 二、條約中ノ特別條項ヲ毀害シタルトキ

(參照) 條約中ノ或部分破棄セラレタルトキハ全部條約ノ破棄ト見ルヘシ(ブルンチユリー氏)

此ハ自然ニ交戰行爲ノ終了スル場合ナ云フ一千七百十六年瑞典波蘭間ノ戰爭(三崎氏)一千七百二十年西班牙及佛蘭西戰爭一千八百一年露西亞波斯戰爭(中村氏)一千八百二十五年在南米西班牙殖民地ノ獨立戰爭(藤田氏)ノ如キ之レナリ

第二節
交戰行爲
ノ廢止ニ
ヨル戰爭
終局

此ハ合意ニヨリ交戰ヲ廢スルニアラス而シテ交戰關係何時ヨリ消滅シタルヤ分明ナラス從テ交戰國相互間及中立國間ノ權利義務ノ關係明瞭ナラス再ヒ前

開戦ノ理由ヲ以テ戦争ヲ爲シ得ベシ（此點ハ媾和條約ニヨル場合ト大ニ異ナル）占領地ノ状態ハ依然トシテ占領國ノ下ニアリ捕虜モ亦其位置ヲ脱却スルヲ得サルナリ

第一款 性質

一國ニシテ既ニ他國ヨリ征服セラル、カ如キ場合ハ多ク戦争力ヲ消滅シ敗戦ノ餘リニ出ツ而シテ征服ハ實ニ國土主權ヲ取得スルモノナリ業ニ已ニ戦争ノ能力ナク國土主權ヲ失フ以上ハ斯法上ノ主体消滅ス故ニ國際公法上ノ戦争ナキニ至ルナリ

一、征服ハ所有ノ意思及能力ヲ有セサルヘカラス

二、征服ハ被征服國ノ一切ノ權利義務ヲ征服國ニ移轉ス

三、征服ハ統治權ヲ取得シ其土地人民ヲ統御ス

（參照）征服ハ何ニヨリテ知ルコトヲ得ルヤ

曰ク媾和條約茲ニ成リ而シテ現有法ニヨリ戰勝國之ヲ維持スルヲ以テ一大證左トスヘシ然レモ征服ハ時ノ經過ニヨリ又ハ他國ノ承認ニヨリテ成立スルコトアリ要ハ事實ニヨリ推斷スルノ外ナシ（藤田氏）

第三節 征服ニヨル戦争ノ終局

第二款

征服ノ有効條件及効果

（注意）征服ノ事ハ第二編第四章ニ詳述セリ

（實例）一千八百三十年佛國ガ「アルゼリヤ」ヲ征服シ又那翁第

一世カ日耳曼國ノ「ヘッセカーセル」州ヲ征服シ國王ヲ

放逐シ政權ヲ奪取シ債權ノ行使ヲナセルカ如シ

第四編 局外中立法論

第一章 局外中立ノ意義及沿革並ニ種類

局外中立トハ交戰國何レニモ加擔セス平和交通ヲ爲スノ状態ナリ

（註）局外中立ハ交戰國ノ何レヲモ利シ又ハ害スルヲ得ス

局外中立ハ宣言ニヨリテ確定ス

戦争ニ關係セスシテ局外中立ノ宣言ヲ爲サルモノヲ友邦ト云ヒ又ハ非

局外中立第三國ト云フ

局外中立ハ戰時ニ於テ始メテ起生ス

言論ノ上ニ於テ交戰國一方ヲ愛憎發否スルモ局外中立違反ノ所爲ニアラズ（以上中村氏ノ説ニヨル）

局外中立ハ依然平和状態ヲ繼續スルモ斯法ニヨリ尙ホ平時ニ發生セサル特種ノ權利義務ヲ發生ス

第一節 局外中立ノ意義

(類種並革沿及義意ノ立中外局 章一第)

第二節
局外中立
ノ沿革

局外中立トハ不偏不黨ノ地位ニアリテ交戦國双方ト平和交通ヲナスヲ云フ俗ニ所謂嚴正中立トハ此義ナリ

(參照) 局外中立トハ現ニ交戦スルモノ、何レニモ與ミセス交戦國雙方ト平和ノ交際ヲ爲ス國家ノ状態ヲ云フ(ローレンス氏)

局外中立國トハ之ヲ守ル所ノ邦國ガ戰時ニ於テ一切戰爭ニ關與セス交戦國双方ニ對シテ平和ノ關係ヲ有スル有様ヲ云フ(三崎氏) 又有賀氏ハ曰ク一方ヲ援ケサルコトニ付積極手段ヲ執ラサルヘカテサルノミナラス又消極手段ヲ盡サ、ルヘカラスト

古代ハ國際公法ナルモノ發生セサルコトハ之ヲ卷頭ニ述ヘタリ此時代ニ在テハ交戦國一方ノ味方ニアラサレバ敵國ナリシヲ以テ局外中立法規ナシ後十三世紀ノ頃ヨリ其萌芽ヲ發シ遂ニ現今ノ法則ヲ形成スルニ至レリ

第一款

池中海ニ行ハレタル海上法規(コンソラートデルマレ)ニシテ始メテ書冊ニ表ハレタリ今要項ヲ左ニ掲ク

第一期十

A 友船中ニアル敵國ノ貨物ハ之ヲ沒収ス

三世紀ノ

B 敵船中ニ在ル中立國ノ貨物ハ沒收セラル、コトナシ

慣行タル

C 友邦タル中立國ハ縱令交戦國ノ爲メニ其貨物ヲ奪ハルルコト

アルモノ之ヲ取還スノ權利アリ

此ノ發達ニ付テハ主トシテ海上ニ關スルヲ以テ捕獲ノ場合ニ述フル所アルヘシ

第二款

此時ニ當テハ愈々中立國及交戦國間ノ關係ヲ明瞭ニシテ權利義務ヲ認識スルニ至レリ此時代ハ中立國ガ交戦國ニ對スル義務ノ輕重ハ交戦國ノ義不義ニ依リテ決スヘシトスルニアリ

第三期十

中立國カ交戦國ヲ援助スルニハ戰爭ノ起生前ニ締結シタル條約上ノ義務アルニ非ラサレハ能ハサルノミナラス交戦國ハ非常ノ必要ニ瀕セサレハ中立國ノ主權ヲ害スヘカラスト云フニアリ

慣行

第四款

此時代ハ如何ナル事由ヲ以テスルモ中立國ハ交戦國一方ヲ援助又ハ加害スルコトヲ得ズ又中立國ハ其人民ガ交戦國ヲ利シ又ハ害スルガ如キ行爲アルトキハ之ヲ禁止セサルベカラス而シテ又交戦國ハ中立國ノ主權ヲ尊重スルノ義務アリトス之レ即現行主義ナリ

A 永久局外中立國

第三節
局外中立
ノ種類

第一款
永久局外
中立國ト
局外中立
國

永久局外中立國ハ或ハ之ヲ被局外中立國ト云ヒ條約又ハ列國會議ノ結果ニヨルガ如ク列國ノ明示ノ承認ヲ以テ成リ平時戰時ヲ問ハス成立ス而シテ戰時ニ在テハ自ラ進ンデ他國ト戰端ヲ開クヲ得ス他國モ亦之ニ對シテ侵犯ヲ許サス永久局外中立國ニシテ他國ヨリ侵襲ヲ受クルカ如キ場合ニ於テハ僅カニ自巳防衛ノ爲メニ戰爭ヲ爲スヲ得ルノミ此中立國ハ實ニ文字ノ示スガ如ク永久ノ性質ヲ有シ斯法ノ一大例外トス若シ中立反ノ所爲アルトキハ條約破毀ノ制裁ヲ受ク

例令ハ白耳義國瑞西國及佛國ノ「サボーイ」地方地中海ノ「アイチン」島地方並ニスエス運河ノ如キ之レナリ皆列國ノ承認ニヨリ成立シ其スエス運河ノ如キハ一千八百八十年十月ノ條約ニヨリ定マル

(參照) ローレンス氏ハ戰爭中ノ病傷者及看護者並ニ之ニ附屬スル物品ヲモ永久局外中立ト論ス又曰ク永久局外中立、性質ハ一般ニ承認セラレ完全ニ永久ナル義務ヲ負フタル場合ニ非ラサレハ真正ナル永久局外中立ノ存在セサルヲ注意スヘシト

B局外中立

局外中立トハ永久局外中立ト異ナリ戰爭ノ際ニ當リ交戰國以外ノ國家が自ラ宣言ニヨリ交戰國何レニ對シテモ不偏不黨ノ地位ニ立ツヲ言明スルノ義ナリ交戰終了スレハ居外中立茲ニ消滅ス決シテ永久ニ存在スルモノニアラス

- (參照) 永久局外中立ト局外中立トノ差異
- イ、永久局外中立ハ平時ニ在リテモ存在シ局外中立ハ戰時ニ限ル
- ロ、前者ハ自ラ進ンテ開戦スル能ハサルノミナラス如何ナル場合モ局外中立ノ資格ヲ離ル、ヲ得サルモ後者ハ右ノ制限ヲ受ケサルノミナラス中立ノ宣言ヲ取消シ交戰國トナリ得ヘシ
- ハ、前者ハ永久ナルモ後者ハ一時ナリ
- ニ、前者ハ條約又ハ會議ノ結果ニヨリ後者ハ宣言ニ

ヨル

ホ前者ハ國際公法上ノ例外ニシテ後者ハ通則ナリ
ヘ前者カ中立違反ノ所爲アルハ同時ニ條約破
毀ノ制裁ヲ受クルモ後者ハ然ラス

第二款

一般ノ局
外中立特
別局外中
立

- 一、一般ノ局外中立トハ如何ナル場合モ中立ヲナスチ云ヒ
- 二、特別ノ局外中立トハ或ル國家ノ戰爭ニ限り中立ヲ守ルテ意味ス

一、完全局外中立トハ如何ナル場合モ戰爭アルトキハ中立ヲ守ル
テ意味ス

二、不完全局外中立トハ或ル場合或期間ニ限り中立ヲ守ルカ如キ場
合チ云フ

第三款

完全局外
中立不完
全局外出
立

(注意) 一般ト云ヒ完全ト云フモ實質ニ於テハ異ナルナシ只
其觀察ノ方面ヲ異ニスルナリ
(參照) 三崎氏ハ論ジテ曰ク完全局外中立トハ所謂ル嚴正中
立ニシテ交戰國ニ對シ不偏不黨ノ地位ニ立チ平等ニ
之ト相交ルヲ云フ不完全局外中立トハ條約ニヨリテ

制限セラレタル中立ヲ云フ例令ハ交戰前ノ條約ニヨ
リ援助ノ約定ヲナストキハ交戰中モ之ヲ履行スルコ
トヲ得ルモノナリト然レトモ現今ハ此不完全中立ヲ
否認スルニ至レリト

中村氏曰ク此分類ハ學理上價值ナシ現今此區別ハ認
メラレサルニ至レリト

第四款

全部局外
中一郡局
外中立

一、全部ノ局外中立トハ其國土全部ヲ中立トナスチ云ヒ

二、一部局外中立トハ交戰國又ハ第三國ノ或ル一定ノ地方ニ限り
之ヲ局外中立ト爲スチ云フ

(實例) 明治二十七八年日清戰爭ノ際清國ノ上海地方ヲ局外
中立地トナセルガ如シ

第二章

交戰國ニ對スル局外中立國ノ權利義務

局外中立國ハ交戰國ノ權利ヲ害セサル以上ハ如何ナル商業交通ヲナスモ可ナ
リ而シテ中立國ノ權利ハ之カ反面ハ即チ交戰國ノ義務ナリ交戰國ノ權利ハ之
ヲ反對ノ方面ヨリ觀察スレハ實ニ中立國ノ義務ノ繫ル所今此節ニ於テ中立國

ノ國立中外局ルス對ニ國戰交 章二第)

第一節
局外中立
國ノ權利

ノ權利ヲ述ヘ次節ニ於テ中立國ノ義務ヲ述ヘン

- 一、局外中立國ハ交戰國ノ軍隊ヲシテ其領内ヲ通行セシメサルノ權利アリ
(交戰國カ強力通過ヲナストキモ中立國ハ中立違反タリ)
- 二、局外中立國ハ交戰國ヨリ其主權ノ尊重ヲ受ケ領内ニ於テ戰爭行爲ヲ爲サシメサルノ權利アリ
- 三、局外中立國ガ交戰國ヨリ損害ヲ受ケタルトキ之カ賠償ヲ求ムルノ權利アリ
- 四、局外中立國ハ其領内ニ於テ交戰國ヲシテ糧食石炭ノ貯蓄其他出師ノ準備ヲナサマラシメ又ハ戰爭ノ根據地ト爲サシメサルノ權利アリ
- 五、特別ノ場合ニ於テ交戰國ノ軍隊ガ中立國內ニ來ルトキハ中立國ハ其自ラ定ムル法規ニヨリ管轄制裁ノ權利アリ即チ軍裝ヲ解カシメ又ハ之ヲ留置シ及ヒ一定ノ場所ヲ出テサラシムルカ如キ之レナリ
- 六、領海内ニ入港シタル交戰國ノ軍艦ニ對シテハ一定ノ時間ヲ限り碇泊セシメ又ハ退去セシメ石炭糧食等航海ニ必要欠クヘカラサル量數ノ外之

(務義利權)

- 七、領内ニ於テ局外中立國ハ交戰國ヲシテ徵發課金ヲ爲ササラシムルノ權利アリ
- 八、局外中立國ハ其人民ノ交戰國領内ニ在ルモノハ相當ノ受保護ヲ受ケシムルノ權利及兵役ニ就カサルヲ得ルノ權利アリ
- 九、交戰國ノ軍艦ハ中立國ノ領海ニ來ルコトヲ得ト雖モ交戰國他方ヲ害スルノ行爲アルトキハ中立國ハ之ヲ拒絕シ得ヘシ
- 十、局外中立國ハ其領内ニ於テ交戰國ヲシテ臨檢捕獲又ハ捕獲審檢所ヲ設置セシメサルノ權利アリ又捕獲物ヲ賣却セシメサルノ權利アリ
- 十一、中立國ハ其領内ニ於テ交戰國ヲシテ兵員ノ募集又ハ集屯ヲ拒ムノ權利アリ然レトモ在留ノ交戰國人ハ本國ノ徵募ニ應スル權アリ
- 十二、中立國ハ如何ナル場合モ交戰國ヨリ攻撃ヲ受クルコトトシ又其領海ヲ封港セラルハコトナシ
- 十三、交戰國双方ノ軍艦全時ニ中立國港内ニ來ルトキハ中立國ハ交戰國双方

軍艦ノ發航ニ付テ各二十四時間ヲ隔テシムルノ權利アリ

十四、交戰國ノ軍艦ニシテ不可抗方ニ因リ漂着シタルトキハ中立國ハ之ヲ救助シ修繕ヲナサシメ衣食料ヲ給與スルコトヲ得ヘシ但シ戰用品ハ此限ニアラス而シテ救助ヲ要セサルニ至レハ之ヲ退去セシメサルヘカラス

十五、中立國ハ自國ノ軍人軍艦ヲシテ交戰ノ視密ヲ爲サシムルノ權利アリ

(參照)

(一)ノ實例)一千八百六十四年南北戰爭ノ際北米ノ軍艦カ「ブラシル」國ノ港灣ニ碇泊セル船舶ヲ捕獲セルヲ以テブラシル國ハ其國艦ヲ屈辱セラレタルノ理由ヲ以テ北米ニ向テ賠償ヲ要求セルガ如シ

(二)ニ付テノ異說)戰爭酬ナルトキハ中立國ノ領海内ニ於テモ尙ホ戰爭ヲ爲シ得ベシト(ビンケルシニク氏)中村氏ハ反對セリ

(二)ノ實例)一千八百七十年佛國軍隊瑞西國ヲ通過セントセシニ瑞西之ヲ拒ミタリ
中立國ハ交戰國ノ軍隊ヲ其領内ヨリ放逐スルノ權利アリヤ
曰ク一般學者ハ稍極論ヲ取リテ曰ク之ヲ放逐スレハ他ノ交戰國ヲ害スルニ至ルヘシト然レトモ實例ハ一定ノ場所ニ留置スルノ慣行ナリ

第二節
局外中立
國ノ義務

- 一、交戰國ニ對シテ援兵ヲ與フヘカラス
(參照) 開戰前ノ條約ニヨリ反對ノ明記アルモ其義務ナシト(ローレンス氏三崎氏等)
- 二、中立國ハ封港ヲ遵守セサルヘカラス
- 三、中立國ハ其人民ヲシテ交戰國ヨリ捕獲ノ免許ヲ受ケ又ハ其領内ニ於テ交戰事務ニ從事セシメサルノ義務アリ
- 四、中立國ノ船舶ハ交戰國ノ臨檢搜查又ハ捕獲ヲ拒ムヲ得ス

局外中立國人民ハ交戰國一方ノ役務ニ服スルコトヲ得ヘシ併カモ中立違反ノ所爲タラス之レ近世斯法ノ趨勢ナリト然レトモ交戰國他方ヨリ戰敵トシテ取扱ハル、ヲ免レスト(中村氏)此項ハ第三編第七章中立違反ノ項ト對照スヘシ中立國ハ自國人民カ交戰國ト債務及船舶ノ賣買ヲ禁スルノ義務アリヤ否ヤ曰ク現今ノ趨勢ハ義務ナシトセリ
要スルニ局外中立國ハ交戰國ノ權利ヲ害セサルハ自國ノ權利モ亦害セラル、コトナシ之レ所謂中立國ノ不可侵權ナリ又交戰國ヲ害セサル以上ハ通商交通ノ權利ハ依然タリ

五、交戦國ニ對シテ戰時禁制品ヲ供給スヘカラス

六、交戦國軍隊ヲシテ中立國ハ其領内ヲ通過セシムヘカラス

七、中立國ハ交戦國ノ公債募集ニ應スヘラス但シ人民ガ之ニ應スルトモ國家ハ之ヲ禁制スル義務ナシ又金錢ノ貸與モ然リトス

(參照)

三崎氏ハ之ヲ論シテ曰ク金錢ハ如何ナル名義ニヨルモ之ヲ引渡スヲ得ヘシ故ニ實際之ヲ禁止セントスルモ事不能ニ屬ス之ヲシモ尙ホ國家ハ禁止ノ義務アリト云フハ非ナリト之ヲ中村氏ノ言ニ依ルニ中立國ハ自國人民カ交戦國ノ公債募集ニ應スルモ中立違反ニアラストセリ

八、中立國ハ其領内ヲ通過スル軍隊ノ武装ヲ解カシメ又一定ノ土地以外ニ出デシムヘカラス捕虜ハ之ヲ放ツヘシ但シ交戦國軍艦ニ在ル捕虜ハ此限リニアラス

九、中立國ハ其國民ヲシテ交戦國ヨリ捕船免狀ヲ受ケシメ若シクハ領内ニ於テ交戦事務ニ從事セシムヘカラス但シ其國外ニ爲シタル人民ノ行爲ニ付テハ國家ガ之ニ命シ又ハ認諾シタルニ非ラサル以上ハ其責ニ任セス

十、交戦國一方ノ軍艦攻撃セラレタルガ爲メ中立國領内ニ逃レ來リタルトキ

ハ中立國ハ如何ナル事情アルモ之ヲ援ケルヲ得ス

十一、中立國ハ交戦國ガ中立國在ノ自國人民ヲ兵役ニ服セシムルノ目的ヲ以テ召喚スルヲ妨グルノ權利ナシ

十二、中立國ハ其領内ニ逃レ來リタル交戦國兵ヲ再ヒ交戦ニ與ラシムルノ行爲ヲナスヘカラス

十三、中立國ガ縱令ヒ甲國ニ對シ治外法權ヲ有スト雖モ甲國ニシテ交戦國ト變セル以上ハ甲國ハ其在留ノ外人ヲ其法權ノ下ニ置クヲ得ヘシ故ニ其管轄ヨリ生スルニ一切ノ事ハ中立國民ニシテ甲國ニ在留スル以上ハ之ニ服セサルヘカラス即チ戒嚴令ニ從ヒ徵發課金ニ應スル等種々ノ權利ニ服從スヘク中立國ハ之ニ異議ヲ挾ムノ權利ナシ但シ中立國民ハ兵役ニ就カサルノ權利アリ又内國人民ト待過ヲ異ニセラルハナシ

十四、中立國ハ交戦國ニ對シ加ヘタル損害ニ對シ賠償ノ責任アリ

十五、中立國ハ領内ヲ交戦國ノ用地トナサシムヘカラス

六、戰時禁制品ヲ交戰國ノ一方ニ賣渡スハ中立義務ノ違反タリ然レハ人民ノ賣買ハ之ヲ禁スルノ義務ナシ然レトモ交戰國ハ此場合ニ於テハ物品力中立區域ヲ離レタルトキハ之ヲ差留ムルノ權利アリ

(參照) 中立國ハ國際地役又ハ戰爭前ノ條約ノ結果ニヨリ其領内ヲ通過セシムルノ義務アリヤ

積極說 プルンチユリー氏等ノ唱フル所ニ依ル

消極說 局外中立宣言ト共ニ先キニ負フタル義務ハ消滅スル

モノナリ但シ其義務ハ發地ニ關スルトキハ此限りニ

アラスト(中村氏)

中立國ハ交戰國ヨリ注文セラレタル軍艦及商船ヲ製造シ終リタルトキハ尙引渡ヲ拒マサルヲ得サルカ

(甲說) 中立國ノ領海ヲ離ル、ヤ否ヤ戰鬪行為ヲ爲スヲ得サル程度ナルトハ之カ差止メノ義務ナシ(英國ノ主張)

(乙說) 船舶ノ製造及艤造ノ意思ニヨリテ決スヘシ若シ夫レ戰

争ノ爲メナルトキハ之ヲ差止メサルヘカラスト(米國ノ

主張)

(丙說) 船舶ノ性質ニ依リテ決ス軍用船ナルトキハ之ヲ差止メ

サルヘカラスト(ホール氏ノ所論)

未タ一定ノ原則ナシ

局外中立國又ハ其人民ハ交戰國ノ船舶ヲ購求スルコトヲ得ルヤ否ヤ

曰ク中立國ハ船舶ヲ交戰國ニ賣却スルコトヲ得サルト共ニ之ヲ購買スルコトヲ得ス之レ戰争行為ニ利害ノ關係ヲ來スモノナレハナリ然レトモ中立國民ハ交戰國ヨリ船舶ヲ購入スルハ可ナリ(中村氏)亦以テ參照トスヘシ

三十一年四月三十日發布ノ勅令八十六號及八十七號ノ帝國臣民及帝國在ノ外國臣民ノ行為及艦船取締ノ件ハ(國際公法ノ原則ニ則リ規定セルモノニシテ前二節及後節ニ關係スル最モ多ク考證トスルニ足ルヲ以テ茲ニ掲ク

勅令第八十六號

帝國臣民及帝國ノ版圖内ニ在ル外國人ハ現ニ北米合衆國及西班牙國間ノ交戦ニ關シ左ニ掲クル行為ヲ爲スヲ得ス

第一 私船ヲ以テ商船捕獲ヲ行フノ免許若クハ委任ヲ交

戰國ヨリ受クルコト

第二 交戰國ノ陸軍海軍ノ募集ニ應シ若ハ其軍務ニ從事

シ又ハ軍用ニ供スル船舶捕獲私船ノ船員ト爲リ若
ハ其募集ニ應スルコト

第三 交戦國ノ陸軍海軍ノ軍務ニ從事セシムルノ目的ヲ
以テ又ハ軍用ニ供スル船舶捕獲私船ノ船員タラシ
メ若ハ其募集ニ應セシムルノ目的ヲ以テ他人ト契
約ヲ爲シ又ハ他人ヲ帝國版圖外ニ送達スルコト

第四 捕獲國ノ一方ノ戦争又ハ捕獲ノ用ニ供スル目的ヲ
以テ船舶ノ賣買貸借ヲ爲シ又ハ武裝若クハ艦裝ヲ
爲シ又ハ其補助ヲ爲スコト

第五 交戦國ノ一方ノ軍艦軍用ニ供スル船舶又ハ捕獲私
船ニ兵器彈藥其他直接ニ戦争ノ用ニ供スル物品ヲ
供スルコト

勅令第八十七號

北米合衆國及西班牙國交戦中其交戦ニ關係アル艦船ニシテ
帝國領海内ニ在ルモノノ取扱ハ左ノ各項ニ依ル

第一 捕獲私船ハ帝國領海内ニ入ルヲ許サス但シ天候海
難又ハ航海ニ必要ナル物品ノ缺乏又ハ航海ニ堪ヘ
サルニ因リ止ムヲ得ス帝國領海内ニ入ルモノハ其

第二 事由止ミタルトキ直ニ退去スヘキモノトス

交戦國ノ艦船ハ帝國領海内ニ於テ戦闘行爲ヲ爲シ
又ハ商船ノ臨檢搜索及捕獲ヲ爲スコトヲ許サス又
帝國領海ニ屬スル水面ヲ以テ海軍ノ基地若クハ根
據地トナシ其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス戦
争ノ目的ノ爲メ之ヲ利用スルコトヲ許サス

第三 交戦國ノ軍艦及軍用ニ供スル船舶ハ普通航海上ノ
所用ノ爲平常許サレタル帝國港灣ニ入ルヲ妨ケス
ト雖必ス二十四時間内ニ其水面ヲ退去スヘキモノ
トス但シ天候海難又ハ航海ニ必要ナル物品ノ缺乏
又ハ航海ニ堪ヘサルニ因リ在港スルモノニシテ二
十四時間内ニ退去スルコト能ハサルトキハ其事由
止ミタルトキ直ニ帝國領海外ニ退去スヘキモノト
ス

第四 交戦國ノ軍艦及軍用ニ供スル船舶ハ捕獲シタル船
舶ヲ率ヒテ帝國領海ニ入ルコトヲ許サス天候海難
又ハ航海ニ必要ナル物品ノ缺乏又ハ航海ニ堪ヘサ
ルニ因リ己ムヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス俘虜ヲ上陸セシメ又ハ捕獲シタル船舶物品ヲ讓渡スコトヲ許サス

第五 交戰國ノ軍艦及軍用ニ供スル船舶ハ帝國版圖内ニ於テ海員ヲ募集シ又ハ兵器彈藥其他直接ニ戰爭ノ用ニ供スル物品ヲ調辦スルコトヲ許サス又何等ノ事由アルヲ問ハス最近ノ自由港灣ニ達スルニ必要ナル修膳ノ外之ヲ加フルコトヲ許サス

第六 交戰國ノ軍艦及軍用ニ供スル船舶ハ帝國港灣内ニ在リテ海員ノ給與品石炭又ハ其他航海ニ必要ナル物品及修繕材料ニ限リ調辦スルコトヲ妨ケスト雖トモ最近ノ自國港灣ニ達スルニ必要ナル分量ヲ超ユルコトヲ許サス又一回石炭ノ補給ヲ受ケタルモノハ滿三箇月ヲ經過シタル後ニアラサレハ再ヒ補給ヲ受クルコトヲ許サス

第七 交戰國双方ノ艦船同時ニ帝國ノ同一ノ港灣ニ在ルトキハ其一ノ軍艦軍用ニ供スル船舶又ハ捕獲私船ハ他ノ一方ノ艦船ノ出港后少クモ二十四時間ヲ

經過シ且帝國海軍指揮官又ハ地方長官ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ出港スルコトヲ許サス

第三章 交戰國ニ對スル局外中立國人民ノ權利義務

往昔ヨリ交戰國ハ局外中立國民ノ通商ヲ制限セリト雖モ亦不法ニ其交通貿易ヲ妨害スヘカラス抑モ局外中立國ノ人民ハ戰時ト雖モ其國家ト全シク交戰國ト交通スルノ權利アリ故ニ其通商貿易ノ如キモ自由トス其通商貿易ノ行為タルヤ之ヲ分ツテ二トス曰ク物品ノ賣買曰ク物品ノ運送是レナリ然レモ其賣買運送ノ行為ニシテ交戰國一方ヲ利シ又ハ害スルカ如キコトアラハ他ノ交戰國ハ之ヲ禁遏制裁スルヲ得ヘシ或ハ軍用品ノ供給或ハ軍用品ニアラサルモ大ニ交戰ノ目的ヲ害シ又ハ利益ヘキ貿易ノ事業ハ其運送ノ途中ニ於テ交戰國之ガ制裁ヲ加フ然レモ交戰國ガ其制裁權ヲ行フニ付テハ曖昧タル口實ヲ以テスルヲ許サス嚴乎タル理由ナカルヘカラス而シテ其禁遏ノ方法ハ差押差留封鎖捕獲等ノ方法ニヨル以下之ヲ分説スヘシ

國家ハ其版圖内ニ在ル外國人民及財産ヲ管轄ス故ニ交戰ノ際ト雖モ亦然リ局

第一節 總論

第三章 交戰國對人民之權利義務

第二節 交戰國領内ニ在ル中立國民及財産

外中立國ノ人民ナリト雖モ尙此管域ヲ脱セサルナリ故ニ交戰國ノ戒嚴令ニ服從シ課稅其他交戰國ノ命令處分ニ服從セサルヘカラス(第二編第七章第二節ヲ見ヨ)但シ内國人ト平等ノ負擔タルヤ明ナリ若シ外人ニ酷ニシテ内國人ニ寛ナルカ如キハ斯法ノ否認スル所タリ其財産ニ關スルモ亦然リトス(交戰ノ場合ハ縱令東洋在留ノ外國人ノ如ク治外法權ヲ有スト雖トモ尙ホ交戰國一般ノ管轄權ニ服從セサルヘカラス)交戰國ハ中立國人民ト敵國人民トヲ區別スル能ハサル場合ハ同シク戰敵ト見做ス蓋シ是等ノ場合ハ交戰國カ敵國ノ都府侵襲セル場合ニ於テ實ニ已ムヲ得サルノ方法トス夫レ劍戟相接スルニ於テハ交戰國ハ一々局外中立國ノ人民ト否トヲ區別シテ取扱フノ違アラサレハナリ然レトモ若シ之ヲ個々別々ニ觀察スルトキハ中立國ハ中立タリ交戰國民ハ敵戰タリ苟モ中立國民ニシテ中立違背ノ行爲ナキ以上ハ敵意ナシト推定セラレ交戰國ヨリ寛仁ノ待遇ヲ受クルモノトス

第四章 捕獲及臨檢

第一節 捕獲ノ沿革

本章捕獲ノ場合ハ直ニ所有權移轉セズ捕獲審檢所ノ判決ニヨリテ始メテ移轉ノ効力ヲ生スルモノナリ之レ敵國船舶ノ場合ト異ナル所蓋シ中立國ノ財産ハ證據ナクハ中立トスルチ原則トナセハナリ中立國ノ軍艦ハ如何ナル場合モ捕獲セラル、事ナシ

利ハ條約ニヨリテ制限スルヲ得ヘシ故ニ苟クモ制限ナキ以上ハ強制權ヲ自由ニ行使スルヲ得但シ此權利ヲ行ヒタルトキハ後日交戰國ヨリ賠償ノ責ヲ盡スヘキモノトス

第四章

捕獲及臨檢

(注意)以下系統上第三章ノ圖中ニ置クヘキモノナルモ(便宜章ヲ別ツ第三編戰爭法論第五章對照スベシ)

(第一主義)此ハ貨物ノ捕獲シ得ルト否トハ貨物ノ所有如何ニ依リテ定マルト三世紀以來地中海ノ諸國ニ行ハレタル海上法規ナリ

A 敵國所有ノ貨物ハ友船中ニアルモ捕獲セラル

B 中立國所有ノ貨物ハ敵國船中ニ在ルモ捕獲セラレス

(第二主義)此主義ハ第一主義ニ反對シテ起リタルモノニシテ貨物ノ捕獲スヘキヤ否ヤハ乘スル所ノ船舶所屬ノ如何ニヨルト云フニアリ所謂「自由ノ船舶ハ貨物ヲ自由ニシ敵國ノ船舶ハ貨物ヲ敵ニス」今左ニ

譯ス

- A 中立國船内ニ在ル敵國ノ貨物ハ沒收セラレス
- B 敵國船内ニ在ル中立國貨物ハ沒收セラル

(第三主義)此主義ハ佛國ノ主持スル所ニ係ル

- A 敵國船内ニ在ル中立國貨物及中立國船上ノ敵國貨物ハ之ヲ沒收ス之レ一千五百八十四年以來執ル所實ニ慘酷ノモノナリ
- B 尙附加スルニ敵國ノ貨物ト共ニ積メル中立國ノ貨物モ亦之ヲ沒收之レ一千六百八十一年ヨリ一千七百四十四年マテ執ル所前項ヨリ一層慘酷ノ主義ナリ

(第四主義)此ハ彼ノ有名ナル巴里宣言ニシテ一千八百五十六年クリミア戰爭終局ノ際巴里ニ於テ發表セラレタルモノナリ

- A 私船ヲ捕獲ノ用ニ供スルハ之ヲ廢スルコト
- B 局外中立國ノ船舶ニ在ル敵國貨物ハ戰時禁制品ノ外捕獲セサルコト

C 敵國船中ニ在ル中立國ノ貨物ハ戰時禁制品ノ外捕獲セサルコト

(註)我帝國ハ明治二十年之ニ加盟セリ

今ヤ巴里宣言ハ北米合衆國及メキシコ及西班牙ノ諸國ハ之ニ加盟セサルモ其他ノ文明國ハ殆ント之ニ加盟セリ故ニ一般ニ行ハル、條規ト云フベク國際公法上ノ條規トスルニ足ルヘシ

(參照) 以上列舉ノ主義ニ對スル評論

- 一 第一ノ主義ハ中立國ニ對シテ大ニ不利ナリ何トナレハ交戦ニヨリテ凡テノ運送事業中立國ニ歸スルモ交戦國ノ貨物ヲ運送スルトキハ捕獲ヲ免レサルヲ以テ中立國適商ノ妨害トナルニ至レハナリ
- 二 第二ノ主義ハ交戦國ニ對シテ大ニ不利益ナリ何トナレハ交戦ノ際敵國ノ貨物ヲ交戦シテ敵國ヲ惱マサントスルコトヲ得サレハナリ
- 三 第三ノ主義ハ實ニ殘忍酷薄中立國ノ通商事業ハ全ク交戦國ノ蹂躪ニ委セサルヲ得サレハナリ以上一二三皆各一方ニ偏シ大ニ欠點アルヲ免レス

四第ノ主義ハ以上ノ三主義ニ反シテ大ニ穩當ナリトス此ハ以上各主義ノ欠點ヲ補ヒ偏僻ヲ除去セルモノニシテ之ニヨリ局外中立國ノ權利ノ保安始メテ全シト謂フヲ得ヘシ

局外中立國民ニシテ其國家ヨリ特別ノ保護ヲ受ケサル船舶貨物ハ左ノ規則ニ從ハサルヲ得ス

第二節 人民ノ普通商業ニ就テ現行ノ條規慣行

- A 巴里宣言ト異ナリ局外中立國船ニ在ル敵ノ貨物ハ之ヲ捕獲シ得ルモノトシ
- B 局外中立國民ノ貨物ハ敵艦商船ニ積込ミ得ルモ軍艦ハ之ヲ積込ムコトヲ得ス

(註)商船ノ武装セルモノニハ中立國人民カ其貨物ヲ積込ミ得ルヤ否ヤハ今尙ホ學說慣行共ニ一定スル所ナシ

C 中立國船カ交戰國ノ搜查ニ對シ拒否又ハ抵抗シタルトキハ捕獲セラル

一、交戰國ハ護送艦アル中立國船舶ニ對シ尙臨檢搜查ヲ行ヒ得ヘシ

二、交戰國ノ搜查ニ對シテ護衛船カ抵抗シタルトキハ交戰國ハ其被護送船ヲ捕獲シ又ハ之ヲ轟沈スルコトヲ得ヘシ

三、交戰國軍艦ニ保護セラル、中立國ノ船舶ハ之ヲ捕獲シ得ヘシ

(參照) 各國主義(搜查シ得ルヤ否ヤニ付テ)

英米主義ニ曰ク中立國ト特約アル場合ノ外ハ護送艦ノ保護ノミヲ信據シ臨檢ヲ爲サ、ルノ義務ナシ若シ夫レ護衛船ノ供述ヲ信セサルヘカラストセハ交戰國ハ護衛船ヲ疑ヒ且一朝事實相違ノ事アラハ中立國トノ爲難甚シキニ至ラン且ツ稍極主義ニ依ルトキハ護衛船ノ濫用甚シキニ至リ交戰國ノ權利ハ之ヲ保全スルニ難ラントスト

大陸主義ハ英米主義ニ反シ冷極主義ヲ執ル曰ク臨檢ノ目的ハ被護船ノ國籍及中立違反ノ行爲ノ有無ヲ調査セントスルニア
ルノミ故ニ須ラク之ヲ護送船ニ質スヘク而シテ船舶ノ狀況ヲ知リ得ヘシ故ニ護衛船ノ保護アルトキハ決シテ臨檢ヲ爲スヘカラス若シ夫レ非行アル場合ハ之ヲ本國ニ要求シ救濟ヲ求ムルコトヲ得ヘク實ニ双方ノ利便ナリト

(備考) 三崎氏論シテ曰ク現行ノ慣行ハ英國主義ニ依ルモノ、如シト

中立國船ハ他中立國ヨリ護衛船ヲ附セラル、トキハ交戰國ハ臨檢ヲ爲シ得ルヤ否ヤ

第三節 中立國船ニシテ其國護衛船アルモノニ對スル臨檢搜查

曰ク此場合ハ大陸主義モ極端主義ヲ取ル況ンヤ英米ハ論ヲ待タス

第四節

臨檢ノ手續

先ツ國旗ヲ掲ゲ船舶進航中止ノ爲メ空砲ヲ發シ而シテ臨檢ヲ行フ臨檢チナス書類ハ左ノ如シ

- 一、船籍證書 二、航海免狀 三、海員名簿 四、航海日誌 五、運送契約書 六、仕入書 七、船荷證書ノ副書 又物品ノ性質發航地到着地ヲ調査ス

右完全ノ成規ニアラサルモ普通ノ慣行ナリトス

一、中立國ノ船舶カ抵抗セル場合

此場合ハ交戰國ハ直ニ之ヲ捕獲シ得ヘシ貨物モ同シ

二、護送船カ抵抗セル場合

此ハ被護送船ヲ捕獲シ得ヘシ英國判官ストウエル氏曰ク此場合船舶貨物皆之ヲ沒收シ得ヘシト

三、中立國ノ貨物ヲ積込メル交戰國船舶ノ抵抗セル場合

第一款
臨檢ニ抵抗セル場合

第五節
捕獲ノ場合

此ハ中立國ノ貨物ハ安全ナリトス何トナレハ交戰國ノ商船ハ其財産保護責任アルノミナラス中立國カ縱令積込ミチナストモ中立違反ノ所爲ト看做シ得サレハナリ但シ交戰國カ軍艦ニ割載セルトキハ此限ニアラス何トナレハ此行爲ハ一ニ勉メテ交戰國ノ臨檢ヲ拒ムノ意思アリト認定シ得レハナリ(フアニー號事件)

(參照) 米國ノ主張ハ縱令兵艦ナリト雖トモ貨物ハ沒收セラレス何トナレハ兵器存否ノ如何ニヨリテ中立國貨物ノ性質ニ影響ヲ及ホスヘキモノニアラサルナリ而シテ中立國ノ目的ハ只物品運送ニ止マルノミ況ンヤ臨檢ヲ免ル、トモ交戰國ニ利害ノ關係ナケレハナリト(ネード號事件)

一、偽造書類ヲ備付シタル場合

交戰國ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ヘシ何トナレハ詐欺ノ手段ヲ以テ交戰國ヲ瞞着スルノ不法ノ所爲アレバナリ

(参照) 露國ハ偽造ノ航海免狀ヲ所持スル場合ニ之ヲ捕獲シ
西班牙ハ如何ナル書類ヲ偽造スル場合モ之ヲ捕獲ス
ルノ慣行ナリ

二、備付書類ノ陰蔽又ハ損壞等臨檢者ニ對シテ消極的ノ行爲アル
場合

第二款
船籍不服
ノ場合

此場合ハ交戰國ハ之ヲ捕獲シ得ヘシ然レトモ由來峻酷ノ方
法ヲ以テ勵行セリト雖、近世ハ少シク寛大ノ方針ニ依レリ
即チ其書類ヲ沒收ノ制裁ヲ蒙ルニ十分ノ貨値ヲ有スル必要
ナルモノニ限ルト(以上佛國ノ慣行)

(英米主義)ハ其毀損又ハ陰蔽ノ已ムヲ得サルコトヲ證明ス
ルトキハ沒收ヲ免ルモノトセリ即チ法廷ニテ證明ヲ爲シ得
ルノ慣行ナリ佛國ニ比シテ大ニ寛ナリ

三、中立國船カ戰時禁制品違反又ハ封港其他中立違反ノ非行アリ
タル場合
此場合ハ捕獲シ得ヘシ詳細ハ以下之ヲ述ヘン

第六節
捕獲者ノ
義務

- 一、捕獲者ハ中立國船艦及其乗組員ノ安全ヲ保護セサルヘカラス漫ニ毀害ヲ
加フヘカラス又乗組員ヲ捕虜トスルヲ得ス但シ之ヲ證人トシテ拘留ス
ルヲ得ヘシ然レトモ殘酷ノ待遇ヲナスヲ得ス拘留スル場合ハ捕獲審檢所
ノ判決下ル迄捕獲國之カ費用ヲ負擔スヘキモノアリ
- 二、捕獲者ハ船舶ヲ迅速ニ捕獲審檢所所在地ニ引致スヘク不法ニ遲延シタル
カ爲メ生セル損害ハ賠償ノ責任アルモノトス
- 三、捕獲セル中立國ノ船舶ハ直ニ之ヲ破壞スルコトヲ得ス若シ之ヲ破壞セン
トスルトキハ必スヤ其船舶ノ全代價ヲ支拂フヘキモノトシテ引致ス
ルコト能ハサルトキハ之ヲ解放スヘキモノトス
- 四、捕獲者ハ船舶ヲ引致スル場合ハ損害ヲ加ヘサルヘキ相當ノ注意ヲ要シ之
ヲ怠ラハ賠償ノ責任ヲ生ス但シ不可抗力ニ依ルトキハ此限りニアラサル
ナリ

(注意) 第二編ニ於テ述ヘタル臨檢及ヒ捕獲ハ主トシテ敵國ノ財産ニ關
スル場合ナリ本章ニ述フル所ハ局外中立國ノ船舶ニ對スル場合

ナリ而シテ第二編ニ論シ盡セル所ハ之ヲ略ス故ニ共ニ對照考覈スヘシ編纂上重複ヲ避ケント欲セハナリ

第五章 戰時禁制品

戰時禁制品トハ戰時ニ於テ之ヲ敵國ニ運送スルヲ禁止スル所ノ物品ナリ例令ハ兵器彈藥ノ如キ性質上交戰ノ用ニ供スヘキモノ及ヒ石炭糧食ノ如ク平時戰時何レニモ用ユヘキ物品モ亦包含ス

第一節 戰時禁制品ノ意義及性質

(參照)

- 一、オルトラン氏ハ兵器又ハ其附屬品ヲ戰時禁制品ト云ヒ性質上兵器トナルモノナルモ未成品ハ此限ニアラス又生活必需ノ物品ハ禁制品ニアラスト
- 二、戰時禁制品トハ大砲小銃火藥刀劍硝石硫黃軍艦ノ類ヲ云フ馬匹貨幣船船構造ノ材料及石炭商船ノ如キハ條約ナクンハ禁制品ニアラス(ブルンチユリー氏)但シ軍用ニ供スルトキハ此限ニアラスト
- 三、戰時禁制品トハ兵器又ハ軍用品ヲ云フ後チ軍用品トナルヘキ物ナルモ未成品中ハ禁制品ニアラス貨幣馬匹硝石硫黃帆布及麻金銀銅鐵ノ如キモ條約ニ特約スルトキハ戰時禁制品トナシ得ヘク多ク事情ニヨリテ決定ス現時ノ慣行ハ是等ノ物品及石炭ヲ戰時禁制品トナスト(ヘフテル氏)

(品制禁時戰 章五第)

(性質)

- ハ運送ヲ禁止スルニアリ決シテ賣買ヲ禁スルニアラス故ニ中立國民ハ禁制品ノ貿易ヲ爲シ能ハサルニアラス交戰國ニ向テ運送スルトキハ交戰國他方ヲ害スルヲ以テ其中途ニ於テ交戰國地方ハ之ヲ捕獲スルヲ得ルナリ要スルニ戰時禁制品ハ賣買ニ對スルニアラスシテ運送ニ對シ制裁ヲ加フルモノナリ
- 本罪ノ成立スル場合ハ左ノ如シ
 - 一、運送先キカ交戰國タルコトヲ要ス而シテ運送ノ目的カ中立國ニ在ルトキハ之ヲ問ハス
 - 二、運送先カ直接ニ交戰國ニアラサルモ目的カ交戰國ニ運送スルニアルトキハ戰時禁制品トシテ制裁ヲ免レス
 - 三、運送ノ目的ヲ以テ交戰國ニ向ヒ發スルトキハ其時ヨリ制裁ヲ免レス然レトモ交戰國ニ引渡シ終リタルトキハ罪ヲ問ハス
- 一、專ラ戰用ノミニ供スル物品
 - 此ハ戰時禁制品タルヤ否ヤハ疑問ナキモノトス
- 二、戰用ニ供シ得サル物品
 - 此ハ戰時禁制品ニアサルヤ一點ノ疑ヒナキモノトス
- 三、平戰兩時共ニ用ユキヘキ物品

之ニ付テハ從來學說並ニ慣行ノ一致セサル所ナリ有賀氏ハ沒收ハナシ得サルモ差留又ハ先買ハ之ヲ行ヒ得ヘシト論セリ

(參照) 禁制品ニ對スル英國及大陸主義

第二節 戰時禁制品ノ準標

一 英國主義

- A 性質上戰時禁制品タルモノヲ發見セハ直ニ之ヲ捕獲ス兵器戰用品海軍ノ用ニ供スヘキ糧食及馬匹ノ如キ之レナリ
- B 平戰兩用ノ物品ニ付テハ先ツ之ヲ訊問シテ其禁制品ナルヤ否ヤヲ決ス即チ戰用ニ供セシカ爲メナルカ如キ場合ハ之ヲ捕獲シ然ラサレハ捕獲セス之レ交戰審檢所ノ判決ニヨリテ決定ス要スルニ時ノ情況ニ從フ到着港貨物ノ生産地等ヲ考察シテ之ヲ決ス

二 大陸主義

- A 兵器軍艦彈藥並ニ爆裂藥ノ製造ニ必要ナル物品ヲ性質上ノ禁制品トス
- B 臨時禁制品即チ平戰兩時使用シ得ヘキ物品ハ成クヘク之ヲ狹義ニ解釋スヘシト

三 貨物ノ種類ハ禁制品タルモ中立國ニ向テ輸送スルモノハ戰時禁制品ト看做サスト(有賀氏ノ說ニヨル)亦參照トスヘシ

(參照) 二各國ノ主義及慣行

馬匹ハ禁制品タルヤ否ヤ

曰ク英佛兩國ハ之ヲ禁制品ト看做シ必ス條約中ニ搜入スルノ傾向アリ曾テ英米間締結ノ條約ニハ單ニ乘馬ノミノ規定ヲナセルコトアリシ如キハ蓋シ稀ナルヘシ

藤田氏曰ク荷馬匹タラハ何ソ之ヲ乘馬ト否トヲ區別スルノ理アラシヤ故ニ乘馬ニ限ラス一般ノ馬匹ハ禁制品タルヘシト余輩ハ此說ニ從フ

石炭ハ戰時禁制品ナルヤ

曰ク英國主義ハ時宜ニヨリテ決シ直接ニ交戰國ニ輸送スルトキハ禁制品タリ佛國ハ非禁制品トナセリ獨逸ハ之ヲ禁制品トセリ

藤田氏ハ英國主義ヲ贊シテ曰ク敵國ノ港ニ運送スルモ軍艦碇船港ニ運送セサル限ハ未タ以テ戰時禁制品トナス能ハスト以テ參考ニ資スヘシ

船舶構造ノ材料即チ船材帆柱及附屬品網具帆布船舶機關松脂及麻竿等ハ之ヲ戰時禁制品トナスヤ否ヤ

各國ハ戰時禁制品トナス

英米ハ殊ニ之ヲ勵行ス未成品ト雖トモ尙ホ之ヲ忌ム然レトモ左ノ物品ニシテ產出國ノ所有ニ屬スルトキハ沒收セサルモ賣買權ヲ行フモノトセルハ英米及各國ノ慣例ナリ賣買權トハ代價ヲ與ヘテ最先ニ買取ルノ義ナリ

食用品ハ戰時禁制品ナリヤ否ヤ
英國ハ非戰時禁制品トセリ但シ敵國軍港又ハ敵艦ノ碇泊セル場所及ヒ艦裝船ノ用ニ供スルモノナレハ此限リニアラス

米國モ全主義ナリ但シ英佛戰爭ノ際英國ハ佛國ニ輸送セルモノハ皆之ヲ沒收セリ然レトモ米國ハ封港地ニ運送スルニ非ラサレハ之ヲ禁制品ト看做サ、ルナリ

貨幣金銀衣服及其他ノ服裝具ハ之ヲ戰時禁制品トナスヤ
時宜ニヨリテ之ヲ決ス然レドモ兵卒ノ着服ハ禁制品ト看做サ、ルナリ有賀氏ハ之ヲ禁制品タラスト論セリ

一、戰時禁制品ハ之ヲ沒收スルモノトス

二、臨時禁制品ナルトキハ差押國ハ相當ノ代價及利子ヲ與ヘテ先買權ヲ行フヲ例トス

三、船舶ト貨物ト併セテ沒收スル場合

A 戰時禁制品ノ所有者ト船舶所有者ト同一ナル場合ハ共ニ之ヲ沒收ス

B 貨物所有者所屬國ト交戰國ノ條約ニテ禁制品トセルモノヲ運送スルトキ

C 戰時禁制品ト船舶ト其所有者ヲ異ニスル場合

イ、船舶カ虛偽ノ證書ヲ所持スルカ詐欺ノ手段アルカ又ハ運送ノ事ヲ荷主ト共謀スル場合ハ船舶貨物共ニ之ヲ沒收ス

ロ、其他普通ノ場合ニ於テハ交戰國ハ船舶及貨物ヲ自國領内ノ港灣ニ護送シ之ヲ沒收ス但シ船舶ハ沒收セラレサルナリ而シテ禁制品ト同積セル普通物品ハ其所有者ヲ全フスル場合ニ共ニ沒收ス而シテ交戰國ハ先買權ヲ行フノ例モアリ

(參照) 戰時禁制品ヲ運送シタル船舶ニ對シテ交戰國ハ之ヲ如何ニ取扱ヒ得ルヤ
或ハ曰ク禁制品ハ物品ニ對スルノミ船舶ニ對スルニ非ラ
ス船舶ハ唯物品ヲ積ミ込タルヲ以テ差押ヲ蒙ルノミ既

第三節
戰時禁制品ノ軍運送ニ對スル制裁

ニ物品ヲ交戦國ニ引渡シタルトキハ全時ニ自由ノ船舶
 タリ故ニ沒收セラル、コトナシ(藤田氏ノ説ヲ依ル)
 藤田氏又曰ク戰時禁制品ヲ沒收スルハ捕獲審檢所ノ判
 決ニヨルヘシ然ルニ船舶ヲ直ニ開放ストセハ物品所有
 主ト捕獲國トノ間争アルトキニ當テ既ニ船舶ハ在ラス
 故ニ之カ證人タル者ナシ之レ捕獲審檢所ハ判決ヲ下ス
 ニ容易ナラサルヘシ之ヲ以テ船舶ハ縱令自由ナリトス
 ルモ實際上行ハレ難シト亦大ニ參考スヘキナリ
 繼續航海ノ主義トハ如何ナルモノナルカ
 往復航路皆一航海ノ中ニアリ故ニ戰時禁制品ヲ積載シ
 タル船舶ハ縱令指定港ニ荷上ケスルト雖ドモ責任消滅
 スルモノニアラス(一般ノ原則ハ消滅スルト云フ)歸航ノ
 最終點ニ達スル迄ハ尙ホ捕獲ヲ免レスト之レ英國ノ主
 張スル所各國ト大ニ趣ヲ異ニセリ

第六章 封港論

封港トハ交戦國カ交戦ノ手段トシテ兵力ヲ以テ海岸港灣及ヒ近海ノ交通ヲ遮
 斷スルノ方法ナリ其陸地ニ於ケル合圍國ト云ヒ海上ニ於ケルヲ封港又ハ封鎖

(論港封 章六第)

第一節 封港ノ性質及種類

章ニ述アル所ナリ

(参照) 一、封港トハ交戦者カ威力ヲ以テ敵國ノ占據スル地方ニ對シテ其外部
 ノ交通ヲ遮斷スルモノナリ(ローレンス氏(藤田氏)
 二、封港トハ交戦國一方ノ封港地ト他地トノ交通ヲ絶チ交戦國地方ヲ
 弱メントスル方法ニ外ナラス(中村氏)ト云ヒ又曰ク封港ハ敵國ノ港
 灣ニ對スル封鎖ナラサルヘラス又封港内ニハ船舶ノ出入ヲ禁スヘ
 シ封港ハ國家ノ力ニ依ラサルヘカラスト
 三、封港ノ基本ニ付テノ學說

A 主權ニ基クノ說

此說ニヨレハ封港ハ港灣又ハ海岸附近ノ海岸ヲハ艦隊ノ力ニ
 ヨリテ掠奪シタルモノニシテ占領ノ一種ナリ即チ水上ニ對ス
 ル主權ノ行使ナリト(オルトラン氏等)

B 必要ニヨルノ說

此說ハ交戦國ハ戰爭利益ノ爲メニハ敵國ノ港灣城塞及海岸ノ
 一部ニ封鎖ヲ斷絶スルノ權利アリ即チ封港ハ水上主權ノ爲メ
 ニアラスシテ戰爭上ノ必要權ニ基因スト(ブルンチユリー氏マ
 ルテンス氏(中村氏)之ヲ贊ス)以上性質ヲ論ス

(封港ノ種類)

甲、目的ニヨル區別

A 軍事封港 此ハ封鎖ヲ行ヘル場所ヲ鎮壓スルノ目的ナリ

B 商事的封港 此ハ貿易ヲ阻止シ以テ財政ヲ貧弱ナラシメントスル

モノ

乙、通知ノ如何ニヨル區別

A 事實上ノ封港ニシテ通知セサルモノ 此ハ中立者ニ對シ封港ノ存

在ニ付キ外交上ノ通知ヲ爲サ、ルモノ

B 事實上ノ封港公然通知スルモノ 此ハ普通ノ封港ニシテ封港ノ存

在ニ付キ公然通知セルモノ

(參照) 或ハ紙片封港ナルモノアリ(一片ノ通知書ニヨルモノ)或

ハ言語封港ナルアリ(言語ニヨリ一々通報スルモノ)石材

封港ナルアリ(封港ノ場所ニ故ナク材木ヲ積ミ交通ヲ遮

斷スルモノヲ云フ)然レドモ封港ノ正否ハ以下述フル所

ニテ知ルヘシ

一、封港ハ近海及ヒ海洋又ハ河流ニ之ヲ爲シ得ヘシ

第二節 封港ノ區域

一、永久局外中立地及國際河流其他敵國以外ノ地

中立國ノ權利利益ヲ害スヘカニス之レ敵

國以外ノ地ニ封港ヲ爲シ得サル所以ナリ

二、交戰國合意ノ上定メタル局外中立地

日清戰爭ノ際上海ヲ局外中立地トナセル

カ如シ

二、封港ヲ爲シ得サル場所

一、封港ヲ爲スニハ國家又ハ相當ノ職權アル官吏ニヨリテ爲サシメタルヲ要ス

人民ハ封港ヲ爲ス能ハス又官吏ト雖モ其職權外ニアリテハ封港ヲ爲シ

得サルモノトス何トナレハ戰爭ハ國家ト國家トノ爭ナリ封港ハ實ニ交

戰行爲ナリ故ニ私人ハ封港ヲ爲スノ權利ナシ但シ國家ノ委任アルトキ

ハ此限リニアラス又封港ハ國家ノ追認ニヨリテ有效トナル(藤田氏)

二、封港ハ實力ニヨリテ保持セサルヘカラス

第三節 封港ノ要件

封港ハ實ニ局外國ノ權利義務ニ非常ノ影響ヲ及ホスモノナリ故ニ單ニ口頭又ハ書面ニヨリ封港ヲ宣言スルトキハ封港ハ濫用セラレ且ツ局外國ハ時ニ封港ノ有無ヲ知ラスシテ封港破毀ノ行爲ヲ生スルコトアルヲ以テ實力即兵力ヲ以テ之ヲ維持セサルヘカラス然ラサレハ封港ハ無効ナリ

(參照)

一、一千八百五十六年巴里宣言ハ封港ノ要件ヲ定メテ曰ク封港ハ實力ヲ要シ事實上封港破毀ヲ防止スルノ兵備ヲ要スト蓋シ至當ナリ然レトモ未タ列國ノ承認ヲ經ルニ至ラス

二、實力ノ程度如何

佛國ハ封港ハ軍艦發砲ノ達スル範圍ナラサルヘカラスト英國ハ實際船舶ノ出入ヲ禁止スルニ足ル能力アレハ十分ナリト

三、暴風雨等ニテ警備ノ軍艦一時封港地ヲ離レ居ルトモ封港ハ稍減セス然レトモ一時タリトモ封港警備ノ軍艦ヲ放逐シテ入港シ得ルニ至ルトキハ封港ハ消滅ス

三、封港ハ軍略上ノ必要アルトキニ限ル

妄リニ封港ヲ爲ストキハ局外中立國ノ通商ヲ妨ケ其權利ヲ害スル甚シキヲ以テナリ

四、封港ハ告知ヲ要ス

△一般告知

封港セリトノ事ヲ一般ニ局外國ニ通知スルモノナリ

B 特別告知

封港ヲ知ラサル船舶ニ對シ封港アルコトヲ特ニ告知スルノ義ナリ

(參照) 各國ノ主義慣行如何

- 一、佛國及西班牙瑞西國ハ一般告知ヲナシ尙ホ特別告知ヲ要ストセリ故ニ封港ニ近クト雖トモ特別告知ヲ爲サス
- 二、英米等丁ノ四國ハ事實封港ヲ知レハ十分ナリ故ニ告知ヲ得ヘシ此場合ハ破毀罪ニ問フ而シテ實例ハ特別告知ハ爲サ、ルモ一般告知ハ之ヲ爲シ居レリ而シテ英米ハ豫見スヘカラサル場所ニ封港シタルトキハ特別告知ヲ

爲スノ例外ヲ認ム

中村氏ハ佛國主義ヲ贊シテ曰ク英米主義ハ濫用ヲ免
レス佛國主義ハ穩當ナリト
三崎氏ハ佛國主義ハ穩當ナルモ近世交通ノ發達ト共
ニ封港ノ有無ヲ知り得ルコト容易ナルナルヲ以テ英
國主義ニ依ルヲ可ナリト
藤田氏曰ク局外中立國人ハ通知ナキモ封港ヲ知り居
ルトキハ破毀罪ハ成立スルノ英國主義ヲ贊ス

第四節

封港前ニ
碇泊セル
船般取扱

交戰國ハ一定ノ條件ヲ付シテ出港ヲ許スヲ現行ノ慣行トシ通常出港期限ヲ港
灣官廳ニ通牒シ若シ違背スルトキハ出港ヲ許サス

(參照) 出港ノ日限ハ普通十五日間トナスト雖トモ尙延長スルコトアリ例令
ハ一千八百三十八年佛國ハ「ボイノスエーリス」ヲ封港セル際其以前ヨ
リ入港セル船舶ニ對シテ其出港期限ヲ四十二日間ト定メ一千八百六
十一年ニニューオールリン港ヲ封鎖セル際尙ホ十五日間出港期ノ延期
ヲ與ヘタルカ如シ

一、封港アルコトヲ知り其封港内ヲ通過セント試ミ又ハ通過シ終リタル船舶
ハ之ヲ封港破毀罪ニ問フヘシ然レモ封港ノ事實ヲ知ラスシテ入港シタル

船舶ハ之ヲ破棄罪ニ問ハサルヲ例トス(中村氏藤田氏等)

二、封港破毀罪ノ成立時期ハ封鎖國之ヲ誰何セルニ尙ホ港内ニ侵入セントス
ル場合ニ成立ス封港ヲ破毀セル船舶ハ之ヲ追捕スルヲ得ヘシ

三、封港破毀罪ノ消滅ハ局外中立國領海ニ入ルカ又ハ自國港灣ニ逃レ入りタ
ルトキヲ以テス(中村氏ノ説ニヨル)

(參照) 藤田氏ノ説ヲ案スルニ一航海ヲ終結セサルヘカラス然ラサレハ歸
航ノ途中ニ於テスルモ尙ホ破毀罪ニ問ハルト論セリ三崎氏モ全説
ナリ

四、天災其他不抗力又ハ薪水食料ノ欠乏ノ爲メ已ムコトヲ得ス入港セル船舶
ハ封港破毀罪ニ問ハサルナリ但シ荷物ノ積卸シハ之ヲ許サス封港ニ入港
セシモ交戰國之ヲ點許セルトキハ破毀罪ハ成立セス封港内ニ駐在ノ局外
中立國使節カ難船者ヲ本國ニ送還ノ爲メ雇入レタル船舶ハ破毀罪ニ問ハ
ルコトナシ

(問題)軍艦又ハ郵便船ハ封港遵守ノ義務アリヤ

曰ク理論上其義務アルヤ論ヲ待タサルモ各國ハ交誼上之レヲ

第五節
封港破毀
ト看做ス
場合

勵行セサルノミト(ホール氏)

封港破棄罪成立ニ付英佛兩國主義ノ差異

佛國主義ハ封鎖ハ之ヲ通知スルモ中立國ノ船舶カ明カニ封港ノ場所ヘ侵入セントスルノ行爲ナクハ封港破毀罪成立セス從テ船舶ヲ沒收スルコトヲ得サルナリ但シ例外トシテ航海ノ途中交戰國巡邏船ヨリ相當ノ告知ヲ受ケ尙聽カス封港ノ場所ニ進航セントスルトキハ破毀ノ意思アルモノト推定ス

英國主義ハ一旦封港ヲ通知シタル以上ハ封港ニ向ヒテ進航スル船舶ハ破毀ノ意思アルモノト推定シ沒收スルモノトス但シ無意ノ證明舉ルトキハ之ヲ不問ニ付ス封港破毀ノ意思アルヤ否ヤニノ付キ疑アルトキハ船舶ノ不利益ニ解釋ス(藤田氏三崎氏)

原則封港破毀ニ對シテハ船舶及貨物ヲ沒收ス

「船舶ト貨主ト所屬ヲ異ニスル場合ハ左ノ例ニ依ル

第六節
封港破毀
罪制裁

例
外

一、貨物積込ノ際到着地ノ封港トナルヲ知ラサル場合ハ船舶ノミテ沒收シ貨物ハ無責任ナリ

二、船長途中ヨリ封港地ニ轉航セル場合ハ船舶ノミテ沒收シ貨物ハ無責任ナリ

(註)出發前ヨリ封港ノ事實明瞭トナリ居レルニ船長カ中途ヨリ封港地ヘ向ケ轉航シタルトキハ貨物所有者モ共謀者ト看做サレ其貨物モ船舶ト共ニ沒收ヲ免レス(藤田氏ローレンス氏三崎氏)而シテ沒收ノ制裁ハ捕獲審檢所ノ判決ニ基ク但乘組員ヲ捕虜ト爲シ得サルハ言ヲ待タス

(參照) 封港ヲ破毀セル船舶カ封港警備艦ニ抵抗シタルトキハ之ヲ轟沈シ得ヘシ(中村氏)

第七章
中立違反ノ勤務

「中立國ノ船舶ニシテ交戰國一方ノ爲メニ書類ノ運送人物ノ運送ヲナス如キ行

第七節 中立違反ノ勤務

第一節 緒論

爲テ稱シテ中立違反ノ行爲ト云フ交戦國他方ハ之ニ對シテ相當ノ制裁ヲ加フルヲ得ヘシ蓋シ以上ノ行爲ハ交戦上利害ノ關係實ニ甚シケレハナリ

(參照) 藤田氏ハ之ヲ中立違反ノ勤務ト云ハスシテ准禁制品ノ販下ニ之ヲ論セリ曰ク戰時禁制品ニアラサルモ交戦上關係少カラサルヲ以テ假リニ之ヲ准禁制品ト云フト

中立違反ノ勤務ト看做ス標準

曰ク契約ノ性質ニヨル

曰ク船長ノ知情ヲ要ス

A 中立國ニ駐在スル交戦國公使館員及領事館員ト本國政府トノ間ニ往復スル文書

右ハ原則トシテ軍事ニ無關係ト看做ス然レモ反證アルトキハ此限リニアラサルナリ

B 交戦國ノ軍務ニ從事スル軍人ニ宛テタル文書

原則トシテ軍事ニ關係アルモノト推定ス故ニ差押フルコトヲ得ヘシ運送ハ封中ノ事柄ヲ知ラサルヲ理由トシテ責任ヲ免ル、能ハス然レモ之レ等

第二節 交戦國ノ爲メ書類ノ運送ヲ爲ス場合

ノ文書ノ已カ運送中ニアルヲ知ラス受取人ノ資格及位置ヲ知ラサルトキハ此限ニアサルナリ

C A B 以外ノ文書

原則トシテ無責任ナリ然レモ書類有害ニシテ情ヲ知ル場合ハ交戦國ノ捕獲ヲ免レス

(參照) 外交官ニ非ラスシテ交戦國ノ代理人ニ宛タル書類ハ戰事關係ノモノト推定ス

○ 交戦國間ノ郵便物運送營業ノ中立國船舶ハ特別ノ報酬ヲ受ケスシテ普通ノ手續ニテ受取ル者ナルモ船舶ハ何等ノ制裁ナシ是レ郵便船及郵便局ヨリ出ス政府ノ郵便物ヲ運送スルノ義務ヲ負フ商船ハ何等ノ責任ヲ負ハシメサルヲ現行ノ慣例トスレハナリ

○ 交戦國ハ郵便物ヲ検査スルコトヲ得ルヤ
交戦國ノ權利トシテハ之ヲ爲シ得サルノ理ナシ現今國家交通ノ頻繁ナル秋ニ當テ一々之ヲ検査シ差押ヘ得ヘシトスルトキハ書信ノ秘密ヲ保有シ到着ノ迅速ヲ期シ難ク中立國ノ損害實ニ名狀シ難カラントス故ニ慣例ハ寛大ノ主義ヲ取り安リニ郵便物ノ検査ヲ行ハサルナリ然レトモ非常ノ場合ハ此限ニアラサルナリ蓋

シ至論ナリ(以上三崎氏參照)
交戰國ハ之ヲ臨檢スルヲ得ヘク又捜査スルコトヲ得ヘシ有害ノ
書類アリト思フトキハ之ヲ差押フルコトヲ得ヘシ臨檢檢査ヲ窺
大ニスルハ實際上ニ難事ナリトシテ佛國ノ慣行ヲ引用セリ即チ
郵便船ノ中ニ常ニ官吏ヲ乘リ込マシメ其官吏ニシテ戰事關係ノ
書類ナキヲ保證スルトキハ臨檢檢査ヲナサ、ルモノナリ之レ佛
國ノ慣行ナリトス然レトモ尙ホ不都合ナキ能ハス故ニ乘組官吏
ヲシテ戰事關係書ナキヲ證明ヲナサシメ然ル後臨檢檢査ヲナサ
、ルヲ可トスト(藤田氏所論)亦一方法トナスニ足ル

第三節
交戰國ノ
爲メ人物
ヲ運送ス
ル場合

- 一、軍人ノ運送スル場合
此場合ハ交戰國一方ヲ援助スルモノト看做スニ十分ナリ故ニ別節ノ制
裁ヲ加フ然レトモ反對ノ證明即チ援助ノ意思ナキコトヲ證據立ツルニ
於テハ此限ニアラス
- 二、外交官ヲ運送スル場合
此場合ハ何等ノ製裁ナシ即チ中立違反ト認メス
- 三、交戰國ノ軍事ニ從フ人物ヲ普通ノ乗客トシテ運送スル場合

第四節
軍事上ノ
信號及使
者ヲ運送
スル場合
(交戰國
ノ爲メ)

此場合ハ直ニ交戰國ヲ援助スルモノト云ヒ難シ然レモ若シ其人物カ交
戰國ノ爲メ緊要欠クヘカテサル者ナルトキハ交戰國他方ハ人物ト共ニ
船舶ヲ捕獲シ而シテ始メヨリ其事情ヲ知り居ルトキハ船舶ハ沒收ヲ免
レス

此ハ中立國カ最モ忌避セサルヘカテサル事項ナリ故ニ斯法ハ常ニ交戰國一方
ヲ援助スルモノト確認シ以テ他交戰國方之ニ對シテ嚴重ニ處分スルコトヲ許
シタリ
中立違反ノ行爲アルトキハ交戰國他方ハ書類ヲ差押ヘ人物ヲ捕虜トシ船舶ハ
常ニ沒收ス

第五節
中立違反
ノ制裁違
反

(註) 戰時禁制品運送罪ヲ處罰スル場合ト本章ノ所爲ヲ罰スルノ差異
一、戰時禁制品ニ對スル制裁ハ、單ニ物品ニ止ルヲ原則トスル(時ニ船舶
ノ沒收セラル、アルモ本條ノ場合ハ船舶ヲ常ニ沒收シ關係物モ
亦沒收ス
二、戰時禁制品ハ到着地ノ如何ニヨリテ其罪ヲ定ムルモ本章ノ場合ハ
之ヲ必要トセス

戰時禁制品輸送ト中立違反トノ勤務ノ差異ハ一ハ普通貿易ノ爲メ遇々
交戦國ノ制裁ヲ蒙ルモノナルモ他ハ貿易ノ爲メニ非ラス實ニ交戦國ノ
確定役務ヲ爲スモノナリ故ニ基本ニ於テ全ク異ナルヲ忘ルヘカラス
(附記) 一千七百五十六年ノ戰時規則

往古ハ自國ノ殖民地及沿岸ノ貿易ハ一切之ヲ外國人ニ許容セサルヲ一般トセル
モ一千七百五十六年英佛五ニ干戈ニ相見ユルヤ佛國ハ昔戰ノ餘其殖民地ノ貿易
ヲ和蘭國ニ許容シタリ此ニ於テ英國ハ和蘭船舶及貨物ヲ沒收セリ其理由トスル
所ニ曰ク一ハ昔戰ノ結果ニヨリニハ中立國カ交戦國一方ヲ幫助スルモノナリ三
ハ從來交戦國臣民ノミニ限り許容シタルノ事業ニ從フハ即チ其國ノ商船海軍ニ
入り協力スルニ均シト後一千七百九十三年英佛再ヒ兵ヲ交ヘ佛國ハ殖民地貿易
ヲ局外中立國總般ニ許シタリ英國ハ之ニ對シ全シク一千七百五十六年ノ規則ヲ
適用セリ之レ所謂一千七百五十六年ノ戰時法規トス近時ハ此主義必要ナラス以
上ローレンス氏三崎氏)

對學說國際公法論綱終

附錄

朕和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ贊同シタル帝國全權委員ト各國全權委
員ノ記名調印シタル國際紛爭平和的處理條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十三年十一月二十一日

內閣總理大臣臨時代理

樞密院議長 侯爵 西園寺公望

外務大臣 加藤高明

◎國際紛爭平和的處理條約

獨逸國普魯西國皇帝陛下、奧地利國ボヘミヤ國洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇
帝陛下、清國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、並同皇帝陛下ノ名ヲ
以テスル攝政皇后陛下、亞米利加合衆國大統領、墨西哥合衆國大統領、佛蘭西共
和國大統領、大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、伊太

國際紛爭平和的處理條約

利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公、ナツソー、公殿下、モンテネグロ國公殿下、和蘭國皇帝陛下、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下及勃爾牙利國公殿下ハ一般ノ平和ヲ維持スルコトニ協力セムコトヲ切ニ希望シ全力ヲ竭シテ國際紛爭ヲ平和的ニ處理スルコトヲ幫助スルニ決シ文明國團ノ各員ヲ結合スル所ノ連帶責務ヲ認識シ法ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ感ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ諸獨立國ノ間ニ各國ノ頼ルヲ得ヘキ常設仲裁裁判制度ヲ置クコトハ前記ノ目的ヲ達スルニ最モ有效ナルヘキヲ確信シ仲裁手續ニ關スル一般且正則ノ組織ヲ設クルノ有益ナルヲ察シ萬國平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ國安民福ノ基礎タル公平正理ノ原則ヲ國際的協商ニ依テ定立スルノ須要ナルヲ認メ之カ爲ニ條約ヲ締結セムト欲シ各各左ノ全權委員ヲ任命セリ(中略)

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ

條項ヲ協定セリ

第一章 一般平和ノ維持

第一條 列國間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘク制止セムカ爲メ記名國ハ國際紛議ヲ平和ニ處理スルコトニ其ノ全力ヲ竭サムコトヲ約定ス

第二章 周旋及居中調停

第二條 記名國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛爭ヲ生シタル場合ニハ兵力ニ訴フルニ先チ事情ノ許ス限リ其ノ交親國中ノ一國若ハ數國ニ周旋又ハ居中調停ヲ依頼スルコトヲ約定ス

第三條 記名國ハ右依頼ノ有無ニ拘ラス紛爭以外ニ立ツ一國又ハ數國カ事情ノ許ス限リ自ラ進テ周旋又ハ居中調停ヲ紛爭國ニ提供スルコトヲ有益ト認ム

紛爭以外ニ立ツ國ハ交戰中ト雖其ノ周旋又ハ居中調停ヲ提供スルノ權利ヲ有ス

紛争國ハ右權利ノ行使ヲ目シテ友誼ニ戻レルモノト爲スコトヲ得ス

第四條 居中調停者ノ本分ハ紛争國雙方ノ申分ヲ和解シ且其ノ間ニ生スルコトアルヘキ惡感情ヲ融和スルニ在ルモノトス

第五條 居中調停者ノ職務ハ其ノ提出シタル和解方法ノ採納セラレサルコトヲ紛争國ノ一方又ハ調停者自ラ宣言シタルトキ直ニ終止スルモノトス

第六條 周旋及居中調停ハ紛争國ノ依頼ニ由ルト紛争以外ニ立ツ國ノ發意ニ出ツルトニ論ナク全ク勸告ノ性質ヲ有スルニ止リ決シテ拘束ノ効力ヲ有セサルモノトス

第七條 反對ノ約束アル場合ノ外ハ居中調停ヲ承諾シタルカ爲メ動員其ノ他ノ戰鬪準備ヲ中止シ遲延シ又ハ障礙スルノ結果ヲ生スルコトナシ

若戰鬪開始ノ後ニ於テ居中調停起リタルトキハ反對ノ約束アル場合ノ外之カ爲メ進行中ノ軍事的動作ヲ中止スルコトナシ

第八條 記名國ハ事情ノ許ス限り左ノ手續ヲ以テスル特別居中調停ノ適用ヲ可トスルコトニ同意ス

平和ヲ破ルノ虞アル重大ナル紛議ヲ生シタル場合ニハ紛争國ハ平和ノ破裂ヲ豫防スル爲メ各々一國ヲ選定シ他ノ一方ノ選定シタル國ト直接ノ交渉ヲ開クノ任務ヲ附託ス

右附託ノ期間ハ反對ノ規約アル場合ノ外三十日ヲ超エサルモノトシ期間中紛争事件ニ關スルコトハ調停國ニ一任シタルモノト看做シ紛争國ハ自ラ直接ノ交渉ヲ爲スコトヲ中止ス右調停國ハ處理スルニ全力ヲ竭スヘキモノトス

平和ノ既ニ破レタル後ト雖右調停國ハ平和ヲ回復スルノ機會アル毎ニ之ヲ利用スルノ共同任務ヲ負フモノトス

第三章 國際審査委員

第九條 名譽又ハ重要ナル利益ニ關係セス單ニ事實上ノ見解ノ異ルヨリ生シタル國際紛争事件ニシテ外交上ノ手段ニ依リ其ノ妥協ヲ遂クルコト能ハサリシ場合ニハ紛争國ハ事情ノ許ス限り國際審査委員ヲ設ケ之ヲシテ公平誠實ナル審査ニ依リテ事實問題ヲ明カニシ紛争ノ結了ヲ幫助スルノ

任ニ當ラシムルヲ以テ記名國ハ有益ナリト認ム

第十條 國際審査委員ハ紛争國間ノ特別條約ヲ以テ之ヲ設置ス

審査條約ハ審査スヘキ事實及委員ノ權限ヲ明瞭ニ規定ス

審査條約ハ審査手續ヲ規定ス

審査ハ雙方對審ノ上之ヲ行フ

遵守スヘキ方式及期限ニシテ審査條約ニ規定ナキモノハ委員自ラ之ヲ定ム

第十一條 國際審査委員ハ反對ノ規約ナキ限り本條約第三十二條ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ設置ス

第十二條 紛争國ハ係争事實ヲ完全ニ知悉シ且精確ニ會得スルニ必要ナル一切ノ方法及便宜ヲ其ノ爲シ得ヘシト認ムル限り充分ニ國際審査委員ニ提供スルコトヲ約定ス

第十三條 國際審査委員ハ各委員ノ記名シタル報告書ヲ紛争國ニ提出ス

第十四條 國際審査委員ノ報告書ハ單ニ事實ノ記述ニ止ルモノニシテ決シ

テ仲裁宣告ノ性質ヲ有セス此ノ記述ニ對シ如何ナル結果ヲ付スヘキヤハ全ク紛争國ノ自由タルヘシ

第四章 萬國仲裁裁判

第一節 仲裁裁判

第十五條 萬國仲裁裁判ハ紛争國ノ選定セル裁判官ヲシテ法ヲ尊重スルノ基礎ニ據リ國ト國トノ間ニ生シタル紛議ヲ處理セシムルコトヲ以テ目的トス

第十六條 法律問題就中國際條約ノ解釋又ハ適用ニ關スル問題ニ就テハ記名國ハ外交上ノ手段ニ依リ結了スルコト能ハサリシ紛議ヲ處理スルニハ仲裁裁判ヲ以テ最モ有効ニシテ且最モ公平ナル方法ト認ム

第十七條 仲裁裁判條約ハ既ニ生シタル紛議又ハ將來生スルコトアルヘキ紛議ノ爲ニ締結ス

仲裁裁判條約ハ總テノ紛議又ハ特ニ指定シタル種類ノ紛議ノミニ關スルコトヲ得

第十八條 仲裁裁判條約ハ誠實ニ仲裁宣告ニ服從スルノ約束ヲ包含ス

第十九條 仲裁裁判ニ依頼スヘキ義務ヲ記名國ニ對シテ現ニ規定シタル一般若ハ特別條約ノ有無ニ拘ラス記名國ハ仲裁裁判ニ付スルコトヲ得ヘシト思料スル一切ノ場合ニ義務的仲裁裁判ヲ普及セシメムカ爲メ本條約批准前又ハ其ノ後ニ於テ一般若ハ特別ノ新協定ヲ爲スノ權利ヲ保留ス

第二節 常設仲裁裁判所

第二十條 外交上ノ手段ニ依リテ處理スルコト能ハサリシ國際紛議ヲ直ニ仲裁裁判ニ付スルニ便ナラシムルノ目的ヲ以テ記名國ハ何時タリトモ依頼スルコトヲ得ヘキ且紛争國間ニ反對ノ規約ナキ限ハ本條約ニ掲ケタル手續ニ依リテ其ノ職務ヲ行フヘキ常設仲裁裁判所ヲ構成スルコトヲ約定ス

第二十一條 常設仲裁裁判所ハ紛争國ノ間ニ特別ノ裁判所ヲ設置スルノ協約アル場合ノ外一切ノ仲裁事件ヲ管轄スルモノトス

第二十二條 海牙ニ萬國事務局ヲ設置シ仲裁裁判所書記局ノ事務ニ當ラシ

ム

右事務局ハ裁判所ノ開廷ニ關スル通信ノ媒介者トス
事務局ハ記録ノ保管ヲ掌リ一切ノ行政事務ヲ處理ス

記名國ハ相互ノ間ニ定メタル一切ノ仲裁裁判規約ノ認證謄本並其ノ當事者タル場合ニ特別裁判所カ下シタル仲裁宣告ノ認證謄本ヲ海牙萬國事務局ニ交付スルコトヲ約定ス

記名國ハ仲裁裁判所ノ下シタル宣告ノ執行ヲ證明スルコトアルヘキ法律規則及文書モ亦同シク右事務局ニ交付スルコトヲ約定ス

第二十三條 各記名國ハ本條約批准後三箇月以内ニ國際法上ノ問題ニ堪能ノ名アリテ德望高ク且仲裁裁判官ノ任務ヲ受諾スルノ意アル者四名以下ヲ指定スヘシ
右指定ヲ受ケタル者ハ仲裁裁判所裁判官トシテ名簿ニ記入シ事務局ヨリ之ヲ各記名國ニ通知スヘシ
仲裁裁判官ノ名簿ニ異動アル毎ニ事務局ヨリ之ヲ記名國ニ通知ス

二國若ハ數國相約シテ共同ニ一名又ハ數名ノ仲裁裁判官ヲ指定スルコトヲ得

同一人ニシテ數國ヨリ指定セラレ、コトヲ得

仲裁裁判所裁判官ハ其ノ任期ヲ六箇年トス但シ再任セラレ、コトヲ得

仲裁裁判所裁判官中死亡又ハ退職スル者アルトキハ其ノ任命ノ爲ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ補缺ス

第二十四條 記名國ハ其ノ相互ノ間ニ生シタル紛議ヲ處理セムカ爲常設仲裁裁判所ニ訴ヘムト欲スルトキハ其ノ紛議ヲ裁定スヘキ當該裁判部ヲ組織スル仲裁裁判官ノ選定ハ仲裁裁判所裁判官總名簿ニ就テ之ヲ爲スヘシ仲裁裁判部ノ構成ニ關シ紛爭國相互間ニ直接ノ協定ナキ場合ニハ左記ノ方法ニ從フヘキモノトス

雙方ニ於テ各二名ノ仲裁裁判官ヲ選定シ右仲裁裁判官ハ共同シテ更ニ一名ノ上級仲裁裁判官ヲ撰定ス

其ノ投票相半ハシタル場合ニハ雙方ノ協議ヲ以テ指定シタル第三國ニ上

級仲裁裁判官ノ選定ヲ委託ス

若右指定ニ關スル協議成立セサルトキハ雙方ニ於テ各々異リタル一國ヲ指定シ其ノ指定セラレタル兩國ノ協議ヲ以テ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

右ノ如ク仲裁裁判部ノ構成ヲ了リタルトキハ雙方ヨリ常設仲裁裁判所ニ訴フルノ決意及仲裁裁判官ノ氏名ヲ事務局ニ通知ス

仲裁裁判部ハ雙方ノ定メタル期日ニ開廷ス

仲裁裁判所裁判官ハ外國ニ在リテ其ノ職務ヲ執行スルニ方リ外交官ノ特權及免除ヲ享有ス

第二十五條 仲裁裁判部ハ通常之ヲ海牙ニ設置ス

仲裁裁判部ハ不可抗力ノ場合ノ外雙方ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ其ノ所在地ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十六條 海牙萬國事務局ハ其ノ廳舍及局員ヲ記名國ノ爲メ特別仲裁裁判所ノ用ニ供スルコトヲ得

常設仲裁裁判所ノ管轄ハ雙方ニ於テ其ノ裁判ニ訴フルコトヲ協定シタル

トキハ規則ニ定メタル條件ニ從ヒ之ヲ非記名國間又ハ記名國ト非記名國トノ間ニ生シタル紛議ニ及ホスコトヲ得

第二十七條 記名國ハ其ノ二國又ハ數國ノ間ニ激烈ナル紛争ノ起ラムトスル場合ニハ常設仲裁裁判所ニ訴フルノ途アルコトヲ紛争國ニ注意スルヲ以テ其ノ義務ナリト認ム

故ニ記名國ハ紛争國ニ向テ本條約ノ規定アルコトヲ注意シ且平和ノ大切ナル利益ヲ保タムカ爲メ常設仲裁裁判所ニ訴フヘキコトヲ勸告スルハ全ク周旋ノ行爲ニ外ナラサルモノト看做スヘキコトヲ宣言ス

第二十八條 少クトモ九箇國ニ於テ本條約ヲ批准シタル後ハ成ルヘク速ニ常設評議會ヲ海牙ニ設置シ同府ニ駐劄スル記名國ノ外交代表者及和蘭國外務大臣ヲ以テ之ヲ組織シ和蘭國外務大臣ヲ推シテ其ノ議長トス
評議會ハ萬國事務局ヲ創設組織スルノ任務ヲ有シ並之ヲ指揮監督ス
評議會ハ仲裁裁判所ノ構成ヲ各國ニ通知シ及其ノ開廳ノ設備ヲ爲ス
評議會ハ其ノ事務章程及其ノ他必要ナル諸規則ヲ定ム

評議會ハ仲裁裁判所ノ職務執行ニ關シテ生スルコトアルヘキ行政事務上一切ノ問題ヲ決定ス

評議會ハ事務局ノ役員及雇員ノ任命停職及罷免ニ關スル全權ヲ有ス
評議會ハ俸給及手當ヲ定メ並全般ノ經費ヲ監督ス

評議會ハ正當ニ招集セラレタル會合ニ於テ五名以上ノ出席者アルトキハ有效ノ評議ヲ爲スコトヲ得決議ハ投票ノ多數ニ依ル

評議會ハ其ノ制定シタル諸規則ヲ速ニ記名國ニ通知シ且毎年仲裁裁判所ノ事業行政事務ノ執行及經費ニ關スル報告書ヲ記名國ニ提出ス

第二十九條 萬國事務局ノ經費ハ萬國郵便聯合事務局ノ爲ニ定メタル比例ニ依リ記名國ニ於テ之ヲ負擔ス

第三節 仲裁裁判手續

第三十條 仲裁裁判ノ發達ヲ助クルノ目的ヲ以テ記名國ハ紛争國カ別段ノ規則ヲ協定セサル場合ニ於テ仲裁裁判手續ニ適用スヘキ左ノ規則ヲ定ム

第三十一條 仲裁裁判ニ依頼スル諸國ハ其ノ係争事件ノ趣旨並仲裁裁判官

ノ權限ヲ明瞭ニ確定シタル特別條約(仲裁契約)ニ記名ス右條約ハ雙方ニ於テ誠實ニ仲裁宣告ニ服従スルノ約束ヲ包含ス

第三十二條 仲裁ノ職務ハ雙方ニ於テ隨意ニ指定シ若ハ本條約ニ依リテ設置シタル常設仲裁裁判所ノ裁判官中ヨリ雙方ノ選定シタル一名又ハ數名ノ仲裁者ニ委託スルコトヲ得

紛争國相互間ニ仲裁裁判所ノ構成ニ關シ直接ノ協定ナキ場合ニハ左記ノ方法ニ從フヘキモノトス

雙方ニ於テ各二名ノ仲裁裁判官ヲ選定シ右仲裁裁判官ハ共同シテ更ニ一名ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

其ノ投票相半ハシタル場合ニハ雙方ノ協議ヲ以テ指定スタル第三國ニ上級仲裁裁判官ノ選定ヲ委託ス

若右指定ニ關スル協議成立セサルトキハ雙方ニ於テ各各異リタル一國ヲ指定シ其ノ指定セラレタル兩國ノ協議ヲ以テ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

第三十三條 君主其ノ他國ノ元首ニシテ仲裁者ニ選定セラレタルトキハ仲

裁裁判手續ハ仲裁者自ラ之ヲ定ム

第三十四條 上級仲裁裁判官ハ當然裁判長タルヘシ

仲裁裁判所ニ上級仲裁裁判官ナキトキハ裁判所自ラ其ノ裁判長ヲ指定ス
第三十五條 仲裁裁判官中死亡シ辭職シ又ハ原因ノ如何ニ拘ハラズ故障ヲ生シタル者アルトキハ其ノ任命ノ爲ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ補缺ス

第三十六條 仲裁裁判所ノ所在地ハ雙方ニ於テ之ヲ指定ス其ノ指定ナキトキハ海牙ヲ以テ所在地トス

前項ノ所在地ハ不可抗力ノ場合ノ外雙方ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ仲裁裁判所ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十七條 紛争國ハ自國ト仲裁裁判所トノ間ニ在リテ媒介者タル任務ヲ帶フル所ノ委員又ハ特別代理人ヲ該裁判所ノ下ニ派遣スルノ權利ヲ有ス
紛争國ハ尙顧問又ハ辯護人ヲ任命シ仲裁裁判所ニ於テ其ノ權利及利益ヲ辯護セシムルコトヲ得

第三十八條 仲裁裁判所ハ法廷ニ於テ自ラ使用シ及其ノ使用スルコトヲ許

スヘキ國語ヲ選定ス

第三十九條 仲裁裁判手續ハ大體ニ於テ之ヲ準備書面ノ提出及口頭辯論ノ二種トス

準備書面ノ提出トハ雙方ノ派遣員ヨリ印刷シ又ハ筆記シタル一切ノ公文及訴訟上援用スル理由ヲ掲ケタル一切ノ書類ヲ仲裁裁判所裁判官及相手方ニ提出スルヲ謂フ右書類ノ提出ハ本條約第四十九條ノ規定ニ基キ仲裁裁判所ニ於テ定メタル方式及期限ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

口頭辯論トハ法廷ニ於ケル雙方理由ノ口頭演述ヲ謂フ

第四十條 紛争國ノ一方ヨリ提出シタル書類ハ總テ之ヲ他ノ一方ニ通知スヘキモノトス

第四十一條 口頭辯論ハ裁判長之ヲ指揮ス

口頭辯論ハ紛争國ノ承諾ヲ經テ爲シタル仲裁裁判所ノ決定ニ依ルノ外之ヲ公開セス

口頭辯論ハ裁判長ノ指定スル書記ノ作りタル調書ニ之ヲ記載シ此ノ調書

ノミヲ以テ公正ナル性質ヲ有スルモノトス

第四十二條 仲裁裁判所ハ準備書面ノ提出終結ノ後ハ紛争國ノ一方ヨリ他ノ一方ノ承諾ヲ得スシテ提出スル新ナル一切ノ公文又ハ書類ニ付論議スルコトヲ拒絕スルノ權利ヲ有ス

第四十三條 仲裁裁判所ハ紛争國ノ派遣員又ハ顧問カ其ノ注意ヲ求ムルコトアルヘキ新ナル公文又ハ書類ヲ參酌スルノ自由ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ仲裁裁判所ハ右公文又ハ書類ノ提出ヲ要求スルノ權利ヲ有ス但シ其ノ趣ヲ相手方ニ告知スルノ義務アルモノトス

第四十四條 仲裁裁判所ハ尙雙方ノ派遣員ニ一切ノ公文ノ提出ヲ要求シ且必要ナル一切ノ説明ヲ請求スルコトヲ得若シ拒ミタル場合ニハ其ノ旨ヲ記錄ス

第四十五條 雙方ノ派遣員及顧問ハ其ノ訴訟ヲ辯護スル爲ニ有益ナリト認ムル一切ノ理由ヲ口頭ニテ仲裁裁判所ニ申立ツルコトヲ得

第四十六條 双方ノ派遣員及顧問ハ抗辯ヲ爲シ及中間ノ争ヲ起スノ權利ヲ

有ス此ノ點ニ關スル仲裁裁判所ノ決定ハ確定ニシテ更ニ之ヲ論議スルコトヲ許サス

第四十七條 仲裁裁判所裁判官ハ双方ノ派遣員及顧問ニ質問ヲ爲シ且疑ハシキ事項ニ關シテ其ノ説明ヲ求ムルノ權利ヲ有ス

辯論ノ進行中仲裁裁判所裁判官カ爲シタル質問又ハ注意ハ仲裁裁判所全體若ハ其ノ裁判官自己ノ意見ヲ表彰シタルモノト看做スコトヲ得ス

第四十八條 仲裁裁判所ハ仲裁契約其ノ他紛争事件ニ關シテ援用セラルヘキ諸條約ヲ解釋シ且國際法ノ原則ヲ適用シテ自ラ其ノ權限ヲ定ムルコトヲ得

第四十九條 仲裁裁判所ハ訴訟取扱手續ニ關スル命令ヲ發シ各當事者ノ結論ヲ爲スヘキ方式及期限ヲ定メ且證據採ノ爲メ適當ナル一切ノ手續ヲ履行スルノ權利ヲ有ス

第五十條 双方ノ派遣員及顧問ヨリ各各其ノ訴訟ヲ辯護スル一切ノ説明及證據ヲ提出シ了リタルトキハ裁判長ハ辯論ノ終結ヲ宣告ス

第五十一條 仲裁裁判所ノ評議ハ秘密會トス

決議ハ總テ裁判官ノ多數ニ依ル

裁判官中表決ノ數ニ加ハルコトヲ拒ム者アルトキハ其ノ旨ヲ調書ニ記入スヘシ

第五十二條 投票ノ多數ニ依リテ決定シタル仲裁宣告ニハ其ノ理由ヲ付ス右宣告ハ書面ニ認メ各裁判官之ニ記名ス

裁判官中少數ニ屬シタル者ハ記名ノ際其ノ不同意ノ旨ヲ記入スルコトヲ得

第五十三條 仲裁宣告ハ双方ノ派遣員及顧問在廷シ又ハ之ニ對シ正當ノ呼出ヲ發シタル仲裁裁判所ノ公開廷ニ於テ之ヲ朗讀ス

第五十四條 正當ニ言渡ヲ爲シ且双方ノ派遣員ニ通知シタル仲裁宣告ハ確定ニシテ上告ヲ許サス

第五十五條 紛争國ハ仲裁契約ニ於テ仲裁宣告ノ再審ヲ請求スルノ權利ヲ保留スルコトヲ得

前項ノ場合ニハ再審ノ請求ハ反對ノ約束ナキ限り最初宣告ヲ爲シタル仲裁裁判所ニ之ヲ爲スヘシ右ノ請求ハ口頭辯論終結ノトキ仲裁裁判所モ又再審ヲ要求シタル一方ノ紛争國モ共ニ覺知セサリシ新事實ニシテ其ノ性質宣告ニ斷乎タル影響ヲ與ヘキモノヲ發見シタル場合ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

再審ノ手續ハ特ニ新事實ノ存在スルコトヲ確認シ其ノ事實ハ前項ニ掲ケタル性質ヲ有スルコトヲ識認シ且之カ爲メ再審ノ請求ノ受理スヘキモノタルコトヲ宣言スル仲裁裁判所ノ決定ニ依ルノ外之ヲ開始スルヲ得ス再審ノ請求ヲ提出スヘキ期限ハ仲裁契約ニ於テ之ヲ定ム

第五十六條 仲裁宣告ハ仲裁契約ヲ締結シタル紛争國ニ對スルノ外効力ヲ有スルコトナシ

仲裁契約ニシテ紛争國以外ノ諸國カ加盟セル條約ノ解釋ニ關スルモノナルトキハ紛争國ハ其ノ締結シタル仲裁契約ヲ右諸國ニ通告スヘシ右諸國ハ各各訴訟ニ參加スルノ權利ヲ有ス若其ノ一國又ハ數國ニ於テ此ノ權能

ヲ利用シタルトキハ宣告文中ニ記載シタル解釋ハ其ノ國ニ對シテモ亦均ク効力ヲ有スルモノトス

第五十七條 紛争國ハ各各自國ニ係ル費用ヲ負擔シ且仲裁裁判所費用ヲ等分ニ負擔ス

總則

第五十八條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管ス

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證賸本ヲ外交上ノ手續ニ依リ海牙萬國平和會議ニ贊同シタル各國ニ交付スヘシ

第五十九條 萬國平和會議ニ贊同シタル諸國ニシテ本條約ニ記名セサルモノハ他日之ニ加盟スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ

第六十條 萬國平和會議ニ贊同セサリシ諸國カ本條約ニ加盟シ得ヘキ條件

ハ他日締盟國間ノ協商ニ依リテ之ヲ定ム

第六十一條 若締盟國中ノ一國ニ於テ本條約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月廿九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治三十二年七月二十九日和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ賛同シタル帝國全權委員ト各國全權委員トノ間ニ協議決定シ記名調印シタル國際紛争

平和的處理條約ノ各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十年明治三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣 子爵 青木 周 藏印

◎陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約(三十三年十一月廿一日公布勅文署名之)

第一條 締盟國ハ各各其ノ陸軍ニ對シ本條約附屬ノ陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則ニ遵依スル所ノ訓令ヲ發スヘシ

第二條 締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り締盟國ハ

第一條ニ掲ケタル規則ノ規定ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

右規定ヲ遵守スルノ義務ハ締盟國間ノ戰鬪ニ於テ一ノ非締盟國カ交戰國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

第三條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管ス

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證附本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國ニ交付スヘシ

第四條 非記名國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得ヘシ

非記名國カ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ

第五條 若締盟國中ノ一國ニ於テ本條約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ效力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス右廢棄ノ效力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス(批准書略之)

條約附屬書

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則

第一款 交戰者

第一章 交戰者ノ資格

第一條 戰鬪ノ法規及權利義務ハ獨リ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左記ノ條件ヲ具備スル所ノ民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス

第一 部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニアルコト

第二 遠方ヨリ看別シ得ヘキ固著徽章ヲ有スルコト

第三 公然武器ヲ携帯スルコト

第四 其ノ動作ニ於テ戰鬪ノ法規慣例ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル國ニ於テハ之ヲ軍ノ名目中ニ包含ス

第二條 未タ占領セザレサル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ方リ第一條ニ遵テ編成スルノ違ナク自然武器ヲ操リテ侵入軍隊ニ抗敵スル者ニシテ戰鬪ノ法規慣例ヲ遵守スル者ハ交戰者ト看做スヘシ

第三條 交戰國ノ兵力ハ戰鬪員及非戰鬪員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得敵ニ捕獲セラレタル場合ニハ二者均ク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二章 俘虜

第四條 俘虜ハ敵國政府ノ權内ニ屬シ之ヲ捕獲シタル個人又ハ軍團ノ權内ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱フヘキモノトス

兵器馬匹及軍用書類ヲ除キ凡ソ俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ依然其ノ所有タルヘシ

第五條 俘虜ハ之ヲ市邑城寨陣營其ノ他ノ場所ニ留置シ一定ノ境界以外ニ出テサル義務ヲ負ハシムルコトヲ得ヘシ但シ已ムヲ得サル保安手段ニ出ツル場合ノ外之ヲ幽閉スルコトヲ得ス

第六條 國家ハ俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ應シテ勞務者トシテ使役スルコトヲ得但シ其ノ勞務ハ過度ナルヘカラス又一切作戰動作ニ關係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ公衙一個人又ハ自己ノニ爲ニ勞務スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ

國家ノ爲ニスル勞務ハ内國陸軍軍人ヲ同一勞務ニ使役スル場合ニ適用スルト同一ノ割合ニテ賃銀ヲ支給スヘシ

他ノ公衙又ハ一個人ノ爲ニスル勞務ニ關シテハ陸軍官衙ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ

俘虜ノ賃銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ輕減スルノ用ニ供シ剩餘ハ其ノ解放ノ時之ヲ交付ス但シ其ノ中ヨリ給養ノ費用ヲ控除スヘシ

第七條 政府ハ其ノ權内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務アリ

交戰國間ニ特別ノ協定ナキ場合ニハ食料寢具及被服ニ關シ俘虜ハ之ヲ捕獲シタル政府ノ軍隊ト對等ノ取扱ヲ受クヘシ

第八條 俘虜ハ之ヲ權内ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律規則及命令ニ服従スヘシ

總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シテ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得

逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕獲シタル軍ノ占領セ

ル地方ヲ離ルル前ニ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラレヘシ
俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト爲リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等
ノ罰ヲ受クルコトナシ

第九條 俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキ
モノトス若之ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ相應スル利益ヲ滅殺セララルコ
トアルヘシ

第十條 俘虜ハ其ノ本國ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セララルコ
トアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本國政府竝之ヲ捕獲シタル國ノ政府ニ對シ
一身ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ嚴密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ對シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務ヲ
命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條 俘虜ヲ強迫シテ宣誓解放ヲ受ケシムルコトヲ得ス又敵國政府ハ
必スシモ宣誓解放ヲ得ムトスル俘虜ノ請願ニ應スルノ義務ナシ

第十二條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ爲シタ

ル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ
俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ失ヒ軍法會議ニ付セララルコトアルヘシ

第十三條 新聞通信員及探訪者酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲サ
サル從軍者ニシテ敵ノ權内ニ陥ル所ト爲リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益
ナリト認ムルトキハ其ノ所屬陸軍官衙ノ證認狀ヲ携帯スル者ニ限り俘虜
ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十四條 戰鬪開始ノ時ヨリ各交戰國及場合ニ依リテハ交戰者ヲ版圖内ニ
收容スル中立國ニモ俘虜情報局ヲ設置ス該局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合
ニ答フルノ任務ヲ有シ各俘虜ニ關スル銘銘票ヲ作ル爲各當該官衙ヨリ總
テ必要ナル通報ヲ受領ス俘虜ノ留置移動入院竝死亡ニ關スル現況ハ該局
ヲシテ之ヲ知悉セシム

情報局ハ尙戰場ニ於テ發見セラレ又ハ病院若ハ繙帶所ニ於テ死亡セシ俘
虜ノ遺シタル一切ノ自用品有價證券書狀等ヲ收集シテ之ヲ其ノ關係者ニ
傳送スルコトヲ擔任ス

第十五條 慈善行為ノ媒介者タル目的ヲ以テ其ノ國ノ法律ニ從ヒ正當ニ組織セラレタル俘虜救恤協會及其ノ正當ノ委任ヲ受ケタル代理者ハ其ノ博愛ナル業務ヲ有効ニ遂行セムカ爲軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メタル範圍内ニ於テ交戰國ヨリ一切ノ便宜ヲ受クルトテ得ヘシ右協會派出員ハ陸軍官衙ヨリ當人へ交付シタル免許狀ニ據リ且該官衙ノ定メタル一切ノ秩序及風紀維持ニ關スル法則ニ服從スヘキ旨書面ヲ以テ約スルトキハ俘虜ノ留置及其ノ送還途中ノ休泊所ニ於テ救恤品ヲ分配スルコトヲ許サルヘシ

第十六條 情報局ハ郵税免除ノ特典ヲ享有ス凡ソ俘虜ニ宛テ又ハ俘虜ヨリ發送スル書狀郵便爲替有價物並小包郵便物ハ發受ノ兩國並通過國ニ於テ總テ郵税ヲ免除セラルヘシ

俘虜ニ宛テタル贈與及救恤ノ現品ハ輸入税其ノ他ノ諸税及國有鐵道ノ運費ヲ免除セラルヘシ

第十七條 俘虜將校ハ本國ノ規則ニ其ノ規定アルトキハ俘虜ノ地位ニ在リ

テ給與セラルヘキ給料ヲ受クルコトヲ得但シ右ハ其ノ本國政府ヨリ償還スヘキモノトス

第十八條 俘虜ハ陸軍官衙ノ定メタル秩序及風紀維持ニ關スル法則ニ服從スルノ範圍内ニ於テ宗教ヲ遵行スルノ自由ヲ許サレ且其ノ宗門ノ禮拜式ニモ亦參與スルコトヲ許サルヘシ

第十九條 俘虜ノ遺言書ハ内國陸軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ收領シ又ハ調製ス

俘虜ノ死亡證書及埋葬ニ關シテモ亦同一ノ規則ニ遵ヒ且其ノ身分階級ニ相當シタル取扱ヲ爲スヘシ

第二十條 和約締結ノ上ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本國ニ送還スヘシ

第三章 病者及傷者

第二十一條 病者及傷者ノ取扱ニ關スル交戰者ノ義務ハ千八百六十四年八月二十二日「ジネヴァ」條約及將來之ニ加フルコトアルヘキ修正ニ據ル

第二款 戰 闘

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

第一章 害敵手段攻圍及砲撃

第二十二條 交戦者ハ害敵手段ノ選擇上無限ノ權利ヲ有スルコトナシ

第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

(イ) 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

(ロ) 敵ノ國民又ハ軍ニ屬スル者ヲ欺罔ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト

(ハ) 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡キテ降テ乞ヘル敵兵ヲ殺傷スルコト

(ニ) 助命セサルノ宣言ヲ爲スコト

(ホ) 無益ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器彈丸其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

(ヘ) 濫ニ軍使旗及國旗其ノ他軍用ノ標章並敵兵ノ制服及「ジエネヴア」條約ノ徽章ヲ使用スルコト

(ト) 戰爭ノ必要上萬已ムテ得サルノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押收スルコト

第二十四條 奇計並敵情地形探知ノ爲メ必要ナル手段ノ行使ハ適法ト看做

ス

第二十五條 防守セサル市府町村落居宅又ハ建物ヲ攻撃又ハ砲撃スルヲ禁

ス

第二十六條 攻撃軍隊ノ指揮官ハ強襲ノ場合ノ外砲撃ヲ始ムル前ニ其ノ旨

ヲ官廳ニ通告スル爲メ凡ソ其ノ權内ニ屬スル總テノ手段ヲ盡スヘキモノトス

第二十七條 攻圍及砲撃ニ於テハ宗教技藝學術及慈善ノ爲メ設ケラレタル

建物病院並病者傷者ノ收容所ハ其ノ現ニ軍事上ノ目的ニ供セラレサルニ於テハ成ルヘク之ニ害ヲ加ヘサル爲メ必要ノ手段ヲ施スヘシ

被圍者ハ豫メ攻圍者ニ通知シタル看易キ特別ノ徽章ヲ以テ此等ノ建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務アリ

第二十八條 突撃ヲ以テ攻拔シタル市府又ハ其ノ他ノ地域ト雖掠奪ヲ行フコトヲ禁ス

第二章 間 牒

第二十九條 一方ノ交戦者ニ通知スルノ意思ヲ以テ他ノ一方ノ作戦地帯内ニ於テ隠密ニ行動シ又ハ虚妄ノ口實ヲ構ヘテ各種ノ情報ヲ收集シ若ハ收集セムトスル者ノ外之ヲ間諜ト看做スコトヲ得ス

故ニ假扮セサル軍人ニシテ情報ヲ收集セムカ爲メ敵軍ノ作戦地帯内ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト看做サス又軍人タルト否トヲ問ハス自國ノ軍又ハ敵國ノ軍ニ宛テタル信書ヲ傳達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之ヲ間諜ト看做サス信書ヲ傳達スル爲メ及總テ一軍又ハ一地方ノ各部門ノ聯絡ヲ通スル爲メ輕氣球ニテ派遣セラレタル者モ均ク此ノ部類ニ屬スルモノトス

第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ先ツ裁判ニ付シタル上ニ非サレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三十一條 一旦所屬軍ニ歸復シタル後ニ至リ敵ノ爲ニ捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク其ノ間諜行爲ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

第三章 軍使

第三十二條 交戦者ノ一方ノ命ヲ帶ヒ他ノ一方ト談判ヲ開ク爲メ白旗ヲ掲ケテ來ル者ハ之ヲ軍使トス軍使並之ニ隨從スルコトアルヘキ喇叭手鼓手旗手及通譯者ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル軍隊ノ司令官ハ必スシモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス

司令官ハ軍使カ其ノ使命ヲ利用シテ軍情ヲ探知スルヲ防クニ必要ナル一切ノ手段ヲ施スコトヲ得
司令官ハ軍使カ其ノ特權ヲ濫用シタル場合ニハ一時之ヲ抑留スルノ權利ヲ有ス

第三十四條 軍使特權ヲ利用シテ欺罔ノ行爲ヲ爲シ又ハ之ヲ教唆シタルノ證據分明掩フヘカラサルトキハ其ノ不可侵權ヲ失フ

第四章 降伏規約

第三十五條 雙方ノ間ニ協定スル降伏規約ニハ軍人ノ名譽ニ關スル慣例ヲ

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

參酌スヘキモノトス

降伏規約確定ノ上ハ雙方ニ於テ嚴密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

第五章 休 戰

第三十六條 休戰ハ交戰者雙方ノ合意ヲ以テ作戰動作ヲ中止ス若其ノ期限ノ定メナキトキハ交戰者ハ何時ニテモ再ヒ之ヲ開始スルコトヲ得但シ休戰ノ條件ニ遵依シ約定ノ時期ニ於テ其ノ旨ヲ敵ニ通告スヘキモノトス

第三十七條 休戰ハ全部ニ互リ又ハ一局部ニ限ルコトヲ得其ノ全部ニ互ルモノハ普ク交戰國間ノ作戰動作ヲ中止シ其ノ一局部ニ限ルモノハ單ニ特定ノ地域内ニ於テ交戰軍ノ或ル一部間ニ之ヲ中止スルモノトス

第三十八條 休戰ハ時機ヲ失ハス之ヲ關係官衙及軍隊ニ公然通告スヘシ通告ノ後即時ニ又ハ約定ノ時期ニ至リ戰闘ヲ中止ス

第三十九條 戰地ニ於テ交戰者ト人民トノ間及交戰者相互間ニ爲シ得ヘキ交通ハ規約者ニ於テ休戰規約ノ條項ヲ以テ規定スルモノトス

第四十條 休戰規約者ノ一方ニ於テ容易ナラサル規約違反アルハ他ノ一

方ハ規約廢業ノ權利アルノミナラス緊急ノ場合ニ於テハ直ニ交闘ヲ開始スルコトヲ得

第四十一條 一個人カ自己ノ發意ヲ以テ休戰規約ノ條款ニ違反シタルトキハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ若損害ヲ受ケタルトキハノ其賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生スルニ止ルヘシ

第三款 敵國ノ版圖内ニ於ケル軍衙ノ權力

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ之ヲ占領セラレタルモノト看做ス

占領ハ右權力ノ成立シテ且行使セララルヘキ地域ヲ以テ限トス

第四十三條 正當ノ權力事實上占領者ノ手ニ移リタル以上ハ占領者ハ萬已ムヲ得サル場合ノ外占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公ノ秩序及衆庶ノ生活ヲ回復保障スルノ目的ヲ以テ其ノ權内ニ屬スル總テノ手段ヲ施スヘシ

第四十四條 占領地ノ人民ヲ強迫シテ其ノ本國ニ敵對スヘキ作戰動作ニ加

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

ハラシムルコトヲ禁ス

第四十五條 占領地ノ人民ヲ強迫シテ其ノ敵國ニ臣從ノ誓ヲ爲サシムルコトヲ禁ス

第四十六條 家族ノ名譽及權利個人ノ生命及私有ノ財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ之ヲ尊重セサルヘカラス

私有財産ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス

第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

第四十八條 占領者若クハ占領地内ニ於テ從來國家ノ爲ニ設ケタル租稅賦課金及通行稅ヲ徵收スルトキハ成ルヘク現行ノ賦課規則ニ依テ之ヲ徵收スヘシ此ノ場合ニ於テハ占領者ハ占領地行政ノ費用ヲ支辨スルコト一ニ正當政府カ支辨セシ所ト同様ノ程度ニ於テスルノ義務アルモノトス

第四十九條 占領者若クハ占領地ニ於テ前條ニ掲ケタル租稅ノ外他ノ取立金ヲ命スル場合ニハ軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ應スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第五十條 人民ニ對シ其ノ聯帶ノ責アリト認ムヘカラスル一個人ノ行爲ノ爲メ金錢其ノ他ノ連坐罰ヲ科スヘカラス

第五十一條 凡ソ取立金ハ高級司令官ノ責任ノ下ニ命令書ヲ以テスルノ外之ヲ徵收スルコトヲ得ス

右取立金ハ成ルヘク現行ノ租稅賦課規則ニ據ルニ非サレハ之ヲ徵收スヘカラス

凡ソ取立金ニ對シテハ其ノ納付者ニ領收證ヲ交付スヘシ

第五十二條 現品ノ徵發及課役ハ占領軍需要ノ爲ニスルニ非サレハ市町村又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス徵發ハ其ノ地方ノ資力ニ相應シ且人民ヲシテ其ノ本國ニ敵對スル作戰動作ニ與ルノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタルコトヲ要ス

右徵發及課役ハ占領シタル一局地ニ於ケル司令官ノ許可アルニ非サレハ之ヲ要求スルコトヲ得ス

現品ノ供給ハ成ルヘク即金ニテ之ヲ支拂フヘク否ラサレハ領收證ヲ與ヘ

テ之ヲ證明スヘシ

第五十三條 一地方ヲ占領シタル軍ハ本來國有ニ屬スル現金基金有價證券兵器廠輸送材料倉庫糧秣其ノ他總テ作戰動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有動産ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス

鐵道材料陸上電信電話海上法ノ規定外ニ在ル汽船其ノ他ノ船舶兵器廠其ノ他一切ノ軍需品ハ會社若ハ個人ニ屬スルモノタリトモ均ク作戰動作ニ供スヘキ性質ヲ有スルモノニ屬ス然レトモ平和回復ノ際ニハ之ヲ返還シ及之カ補償ヲ爲スヘキモノトス

第五十四條 中立國ヨリ來レル鐵道材料ハ該國ノ國有タルト會社又ハ個人ノ所有タルトヲ問ハス成ルヘク速ニ之ヲ還送スヘシ

第五十五條 占領者タル國ハ敵國ノ國有ニ屬シ其ノ占領地内ニ存在スル公有ノ建物不動産森林及農作地ノ管理者タリ且其ノ用益權者タルニ過キサ
ルモノト心得此等財産ノ基本ヲ保護シ用益權ノ規則ニ依リテ之ヲ管理セサルヘカラス

第五十六條 市町村ノ財産並宗教慈善教育技藝及學術ノ爲メ設ケラレタル營造物所屬ノ財産ハ國有ニ屬スルモノト雖私有財産同様之ヲ取扱フヘシ
總テ這般ノ營造物歷史上ノ紀念建造物技藝及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押收シ破壊シ又ハ毀損スルコトヲ禁ス犯ス者ハ之ヲ訴追スヘキモノトス

第四款 中立國內ニ留置スル交戰者及救護スル傷者

第五十七條 交戰軍ニ屬スル軍隊ヲ其ノ版圖内ニ收容シタル中立國ハ成ルヘク之ヲ戰場ヨリ遠隔シタル地ニ留置スヘシ

中立國ハ此等軍隊ヲ陣營内ニ監守シ又ハ城寨若ハ特ニ之カ爲ニ設備シタル場所ニ幽閉スルコトヲ得ヘシ

將校ヲシテ許可ナクシテ中立國ノ版圖以外ニ出テサル旨ヲ宣誓セシメ以テ解放スルト否トハ中立國ノ決スル所トス

第五十八條 特別ノ條約ナキトキハ中立國ハ其ノ留置シタル人員ニ食料被服ヲ給與シ人情ニ訴ヘテ必要ト認ムル救助ヲ與フヘシ
留置ノ爲ニ生シタル費用ハ平和回復ノ上償却セラルヘシ

第五十九條 中立國ハ交戦軍ニ屬スル傷者及病者カ其ノ版圖内ヲ通過スルヲ許スコトヲ得ヘシ但シ之ヲ輸送スル列車ニハ戰闘ノ人員及材料ヲ搭載セサルヲ條件トスヘシ斯ノ如キ場合ニ於テハ中立國ハ之カ爲メ必要ナル保安及監督ノ處置ヲ施スヘキモノトス

前記ノ條件ニ依リテ甲交戦國カ乙交戦國ニ屬スル傷者及病者ヲ中立國ノ版圖内ニ伴レ來ルトキハ中立國ハ之ヲ監守シテ再ヒ作戦動作ニ與ルコト能ハサラシムヘシ甲交戦國ヨリ依頼ヲ受ケタル傷者及病者ニ對シテモ亦同一ノ義務ヲ有スヘシ

第六十條 「ジエ子ヴァ」條約ハ中立國ノ版圖内ニ留置シタル病者及傷者ニモ亦之ヲ適用ス

◎千八百六十四年八月二十二日「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海

戰ニ應用スル條約(明治三十三年十一月廿一日公布
前文及批准書ハ略ス)

第一條 軍用病院船即チ傷者病者及難船者ヲ救護スル唯一ノ目的ヲ以テ政

府ニ於テ製造シ又ハ設備スル船舶ニシテ戰闘開始ノ際又ハ交戦中其ノ之ヲ使用スルニ先チ船名ヲ交戦國ニ通告セラレタルモノハ交戦中之ヲ尊重スヘク捕獲スルヲ得サルモノトス

前項ノ船舶ハ中立港内ニ碇泊スルコトニ關シテモ亦軍艦ト同一視セララルコトナシ

第二條 一個人又ハ公認セラレタル救恤協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部分ヲ艦裝シタル病院船ニシテ其ノ所屬交戦國ヨリ之ニ官ノ命令ヲ付シ且戰闘開始ノ際又ハ交戦中其ノ之ヲ使用スルニ先チ船名ヲ敵國ニ通告セラレタルモノハ亦均ク尊重セラレ捕獲ヲ免ルルモノトス

前項ノ船舶ハ其ノ艦裝中及最後出發ノ際當該官廳ニ於テ監督シタルコトヲ證明スル文書ヲ携帯スヘシ

第三條 中立國ノ一個人又ハ公認セラレタル協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部分ヲ艦裝シタル病院船ニシテ若シ其ノ所屬中立國ヨリ之ニ官ノ命令ヲ付シ且戰闘開始ノ際又ハ交戦中其ノ之ヲ使用スルニ先チ船名ヲ交戦國ニ

通告セラレタルモノハ尊重セラレ捕獲ヲ免ル、モノトス

第四條 第一條第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ交戦國ノ傷者病者及難船者ヲ其ノ國籍ノ如何ニ關セス救護扶助スヘシ

各國政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セザルコトヲ約定ス

右船舶ハ決シテ戦鬪者ノ運動ヲ妨碍スヘカラス

右船舶ハ戦鬪中ト戦鬪後トヲ問ハス自ラ其ノ危険ノ責ニ任シテ行動スルモノトス

交戦國ハ右船舶ニ對シ監督及臨檢搜索ヲ爲スノ權利ヲ有シ助力ヲ拒絕シ其ノ離隔ヲ命令シ其ノ航行スヘキ方向ヲ示命シ且其ノ船中ニ監督員ヲ乗込マシメ若重大ナル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ヘシ

交戦國ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルヘク該船ノ航泊日誌ニ記入スヘシ
第五條 軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り幅約二メートル半ノ綠色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り幅約二メートル半ノ赤色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

救護用ニ供セラルヘキ小船類及前二項ノ船舶ニ附屬スル端舟ハ各前二項ニ準シテ塗色シ以テ之ヲ標識スヘシ

病院船ハ總テ其ノ國旗ト共ニ「ジエ子ヅア」條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ旗ヲ掲ケテ之ヲ標識スヘシ

第六條 中立國ノ商船遊船又ハ端舟ニシテ交戦國ノ傷者病者若ハ難船者ヲ搭載シ若ハ收容スルモノハ此ノ輸送ノ事實ノ爲ニ捕獲セラレ、コトナシ然レトモ中立違反ノ所爲アルトキハ捕獲ヲ免レサルモノトス

第七條 總テ捕獲セラレタル艦船内ニ在リテ教法醫療及看護ニ従事スル人員ハ侵スヘカラサルモノニシテ俘虜ト爲スコトヲ得ス此等ノ人員其ノ艦船ヲ退去スルトキハ各自ノ私有ニ屬スル物品及外科用具ヲ携帯ス
此等ノ人員ハ必要アル限ハ引續キ其ノ職務ニ従事スヘク首席指揮官ニ於テ妨ナシト認ムル時ニ至リ退去スルコトヲ得

交戦國ハ其ノ權内ニ陥リタル此等ノ人員ニ其ノ給料ノ全額ヲ得セシムル
コトヲ要ス

第八條 凡ソ船艦内ニ在ル陸海軍人ノ傷者病者ハ其ノ何レノ國籍ニ屬スル
ニ論ナク捕獲者ニ於テ之ヲ保護介抱スヘシ

第九條 交戦國ノ一方ノ難船者傷者又ハ病者ニシテ他ノ一方ノ權内ニ陥リ
タル者ハ俘虜タルヘク其ノ事情ノ如何ニ依リ或ハ之ヲ抑留シ或ハ之ヲ自
國ノ一港又ハ中立國ノ一港ニ送致シ或ハ之ヲ其ノ敵國ノ一港ニ送還スル
トモ一ニ後者ノ決スル所ニ從フ右最終ノ場合ニ於テ其ノ本國ニ送還セラ
レタル俘虜ハ交戦中再ヒ服役スルコトヲ得ス

第十條 (削除)

第十一條 締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り締盟國
ハ前記各條ニ掲ケタル規定ヲ遵守スルノ義務アルモノトス
右規定ヲ遵守スルノ義務ハ締盟國間ノ戰鬪ニ於テ一ノ非締盟國カ交戦國
ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

第十二條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管ス

各批准書ニ付キ一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依
リ各締盟國ニ交付スヘシ

第十三條 千八百六十四年八月二十二日ジエ子ヴァ條約ヲ承認シタル非記
名國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得ヘシ

右非記名國カ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ
通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ

第十四條 若締盟國中ノ一國ニ於テ本條約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其
ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非ザレハ廢棄ノ効
力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス
右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス

◎宣言書(明治三十三年十一月廿一日公布
前文及批准書ハ略ス)

下ニ記名スル海牙萬國平和會議ニ賛同シタル諸國ノ全權委員ハ之カ爲メ各本國政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年(十一月廿九日)ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ體シテ左ノ宣言ヲ爲セリ

締盟國ハ輕氣球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スルコトヲ約ス

締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限リ締盟國ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

前項ノ義務ハ締盟國間ノ戰鬪ニ於テ一ノ非締盟國カ交戰國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國ニ交付スヘシ

非記名國ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニ

ハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ

若締盟國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ效力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス
右廢棄ノ效力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス

◎宣言書(明治三十三年十二月廿一日公布
前文及批准書ハ略之)

下ニ記名スル海牙萬國平和會議ニ賛同シタル諸國ノ全權委員ハ之カ爲各本國政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年(十一月廿九日)ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ體シテ左ノ宣言ヲ爲セリ

締盟國ハ窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止ス

締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限リ締盟國ハ本宣言ヲ

遵守スルノ義務アルモノトス
 前項ノ義務ハ締盟國間ノ戦闘ニ於テ一ノ非締盟國カ交戦國ノ一方ニ加ハリ
 タル時ヨリ消滅スルモノトス
 本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
 批准書ハ海牙ニ保管スヘシ
 各批准書ニ付一ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締
 盟國ニ交付スヘシ
 非記名國ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニ
 ハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通
 知スヘシ
 若締盟國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭
 國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ效力ヲ生スルコ
 トナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス
 右廢棄ノ效力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス

◎宣言書(明治三十三年十一月廿一日公布
前文及批准書ハ略ス)

下ニ記名スル海牙萬國平和會議ニ賛同シタル諸國ノ全權委員ハ之カ爲メ各
 本國政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年(十一月廿九日)ノ聖彼得堡宣言書ニ揭
 ケタル趣旨ヲ體シテ左ノ宣言ヲ爲セリ
 締盟國ハ外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其
 ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平
 ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止ス
 締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戦ヲ開キタル場合ニ限リ締盟國ハ本宣言ヲ
 遵守スルノ義務アルモノトス
 前項ノ義務ハ締盟國間ノ戦闘ニ於テ一ノ非締盟國カ交戦國ノ一方ニ加ハリ
 タル時ヨリ消滅スルモノトス
 本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
 批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國ニ交付スヘシ

非記名國ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ

若締盟國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ效力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス
右廢棄ノ效力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス

附錄試驗問題

◎文官高等試驗問題

- 一 局外中立國ノ權義ヲ論ス(論文)
- 一 戰時禁制品ヲ論ス(迅速作文)
- 一 國際公法上ニ於ケル國家ノ種類ヲ列舉シ之ヲ説明スヘシ
- 二 治外法權ノ性質及其範圍ヲ説明スヘシ
- 三 國際條約ノ締結及其効力ニ關スル要點ヲ説明スヘシ
(以上明治二十七年)
- 一 土地割讓ノ關係條約ニ及ホス效果如何(論文)
- 一 甲國カ其領土ノ一部或ハ其全部ヲ乙國ニ讓與シタルトキハ甲國カ第三國ニ對シテ有シタル債務ハ何國ノ負擔ニ歸スヘキヤ(迅速作文)
- 一 領海内ニアル外國船舶内ニ於テ重罪ヲ犯シタルモノハ何國ノ法律ニ依リ之ヲ處罰スヘキヤ

二右ノ場合ニ於テハ軍艦ト商船トヲ區別セサルヘカラサルヤ否ヤ
 三船舶カ領海内ヲ進行シツ、アル場合ニ犯罪ノ生シタルトキハ領海内ニ碇泊中犯罪ノ生シタルトキ區別スルノ必要アリヤ

第二問第三問ハ互ニ相對照スルヲ要ス

(以上明治二十八年)

一治外法權ヲ論ス(論文)

一使節カ治外法權ヲ有スルハ如何ナル理由ニ基クモノナルヤヲ詳述スヘシ
 右(迅速作文)

一永世中立國トハ如何ナルモノナルカ其原因結果ヲ詳述スヘシ

二邦國ノ干涉ハ如何ナル場合ニ正當ニ之ヲ行フコトヲ得ルカ

三戰時占領地ニ在ル中立國人ハ完全ニ其權利ヲ行使スルコトヲ得ルヤ

(以上明治二十九年)

一國際公法ノ性質ヲ論ス(論文)

一國際公法ノ淵源如何(迅速作文)

一國家自衛權ノ性質及範圍ヲ論述スヘシ

二中立國ノ領海内ニ於テ交戰國軍艦ノ遵守スヘキ義務如何

(以上明治三十年)

一國際法上國家ノ責任ヲ論ス(論文)

一甲國ノ暴民カ乙國人ヲ殺害シタル場合ニ於テ甲國政府ハ損害賠償ノ義務アリヤ若シ有リ又ハ無シトスレハ其規則ハ如何ナル邦國ニテ適用スルヲ得ルヤ

一勢力ノ區域トハ何ソヤ

二一千八百五十六年巴里宣言ニハ如何ナルコトヲ定メシヤ及如何ナル國カ如何ナル理由ニ基キ異議ヲ唱ヘシヤ

三國際法上蘇士運河ノ地位如何

(以上明治三十一年)

一領事裁判權ヲ論ス(論文)

一領事トハ何ソ(迅速作文)

- 一 國際法ニ於テ國勢平均ノ原則ヲ認メルカ
- 二 採擇仲裁々判ヲ論スヘシ
- 三 宣戰ノ條約ニ及ホス効果ヲ論スヘシ

(以上明治三十二年)

- 一 戰爭ト國際公法トノ關係ヲ論ス(論文)
- 一 戰爭トハ何ソヤ(迅速作文)
- 二 自然法說ト國際法トノ關係
- 三 國際地役ヲ論スヘシ
- 四 アラバマ事件ノ概略ヲ記シ且之ヲ批評スヘシ

(以上明治三十三年)

◎判檢事試驗問題

- 一 外國港内ニアル商船ハ其司法算轄ニ關スル佛國其他ノ實例ヲ示セ
- 一 戰爭ノ開始ハ交戰國間ノ條約ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤ

(以上明治三十年)

- 一 國際條約ニ因リ甲國ヲ乙國ノ領土トナリタル場合ニ於テ第三國民カ甲國國法ニ依リテ有シタル權利並ニ甲國ト第三國ト國際條約ニ有シタル權利ハ如何ナル影響ヲ受クヘキヤ

- 二 國際法上ノ關係ニ於テ永世中立國保護國並ニ附屬國ノ特性ヲ辨明スヘシ

(以上明治三十一年)

- 一 邦家ノ自主權制限如何
- 二 海上封鎖(封港)ノ設定及持續條件如何

(以上明治三十二年)

- 一 犯罪引渡ノ性質如何條約ナキ場合ニ於テ他國ヨリ犯罪引渡ノ請求ヲ受ケタル國ハ常ニ之ニ應スルノ義務アリヤ
- 二 國家ハ平時ニ於テ他國ノ領土内ニ其承諾ヲ得スシテ自國ノ權力ヲ及スコトヲ得ルヤ

(以上明治三十三年)

◎辯護士試験問題

一 國際條約トハ重要ナル點ニ於テ如何ナル差異アルヤ
二 平和手段ニテ國際紛議ヲ調停スル方法並ニ仲裁裁判ノ効力ヲ説明スヘシ

(以上明治三十年)

一 敵國ノ船舶ニ積載スル商品及局外中立船舶ニ積載スル敵國人民ノ商品ハ總テ之ヲ捕拿スルコトヲ得ルヤ
二 封鎖ノ種類目的及條件ヲ示セ

(以上明治三十一年)

一 正當ナル干涉ヲ爲シ得ヘキ條件如何
二 獨立國ニアラスシテ國際ノ主体タルヘキ場合如何

(以上明治三十二年)

一 外國干涉トハ何ソ
如何ナル場合ニ如何ナル理由ニ基キ一國ハ正當ニ他國ニ對シ干涉ヲ爲スコトヲ得ヘキ乎

二 治外法權ト領事裁判權トノ異同ヲ略說セヨ

(以上明治三十三年)

◎理事試補主理試補試驗問題

一 條約ヲ以テ國際法ノ淵源トスル理由如何
二 交戰主体ノ承認トハ何ソ且本國ノ友誼ヲ損セサルニハ如何ナル場合ニ於テナスヘキカ

(以上明治三十年理事試補試驗問題)

一 保護國ノ何タルヲ説明シ且實例ヲ示セ
二 外國公使ノ特權ヲ説明スヘシ
三 局外中立國ノ權利義務ノ概要ヲ問フ

(以上明治三十一年主理試補試驗問題)

一 領事ノ職務ノ概要ヲ説明スヘシ
二 國際條約ヲ締結スル通常ノ手續ヲ述フヘシ

理事試補主理試補試驗問題

三宣戰セスシテ國際上ニ行ヒ得ヘキ強行ノ手段ヲ示セ

三百六十六

明治三十四年九月十日印刷
明治三十四年九月十三日發行



編纂者

玉置嘉門

東京市芝區櫻川町二十番地

發行者

葉多野太兵衛

東京市神田區今川小路二丁目四番地

印刷者

三島保太郎

東京市神田區南神保町拾番地

印刷所

三島印刷所

東京市神田區南神保町十番地

發行所

東京市神田區
今川小路二丁目

清水書店